

ておきたいと思います。時間がそれほどありませんので本題にすぐ移ります。この金融問題、不良債権問題といふのは、これまでの議論を聞いておりまして、やはりなかなか難しいなういう気持ちいたしまして。どうしてなかなかすつきりと理解が進み、結論が出ないのかなうううんですけれども、私の考えでは、やはり一般的な常識だけではどうも處理できない、常識にそぐわないようなことも考えないとなかなかうまくいかない、あるいは経済実態が一般的な常識あるいは法律的な常識、そういうものとかけ離れているというようなことがあるんじゃないかなとずっと思つてゐるわけであります。このことが一つ。

その第一は、不良債権問題といふと、銀行が持つてゐる債権で、焦げついた、つまり回収が不能にならぬ取り上げられてこなつたようであるんじやないかというふうに思つんですね。恐らく監督当局も、あるいは銀行の経営者当人たちもどうもそういうふうに思つてゐるみたいなようあります。つまり、回収が不能になつたので、その分をどう処理したらいいか、それは一体どれだけこれまでつと続けてきたわけですね。恐らく監督側の問題だという認識が非常に強いのじやないかなと、いかなう気がするのです。不良債権といふ方の問題。

我々は、不良債権問題といつて、銀行の方の負担処理をどうするかということばかり議論してきた。金融安定化法あるいはブリッジバンク法案

も、そういう銀行の問題を中心と考えてゐるようになりますけれども、実は借りてゐる方の問題と手の方、ここをどうするかということになれば十分じゃない。そこで考えられたのが、簡略して

したがつて、不良債権問題を本当に解決しようとするとならば、この実体経済の扱い手である借り手の方、ここをどうするかということになれば十分じゃない。そこで考えられたのが、簡略して

言つておりますけれども、今回の不動産関連権利等調整法ではないかなというふうに私は思つています。

銀行経営にとつても、不良債権の処理といふのは結局バランスシートから不良債権を落とすといふことですから、早く回収するのが一番いいのですが、ところが、今までの日本の銀行の対応といふのは、実はそうじゃなかった。むしろ、回収不能な部分について間接償却で引き当てをしていけばいいという処理をずっとしてきました。

これはなぜかといふと、回収作業といふのは手間がかかりますから、あるいは税務上の問題、会計上の問題、いろいろ出てくる。厄介な問題があるのですね。そういう手間もかかる、厄介なことには余りかかわりたくない。机の上で、帳簿上の操作で引当金を積むということだけで終わつていれば、これにこしたことはない。そして、時がたつて、景気がよくなつて、不動産市場が戻つてくれば、その借りてゐる企業も再建できて、そして返してくれるであろう。

この人たちは、大体七百五十万人ぐらい雇用者が多いと言つてゐるのですね。そのほとんどがいると言つてゐるのですね。そのほとんどは銀行経営にかかっているわけですね。つまり

り、有利子負債、預金にしるあるいは社債にしかかっている。銀行のバランスシートからは

に陥つていて、銀行から金を返せ返せと言われているけれども、本業の方のもうけだけではなくてちつとも落とせない、しかし、保有コストはかかる

かつて、これが相当大きな負担となつて銀行の経営を圧迫しているのじやないかなと。

したがつて、この回収可能な不良債権をどうするかといふことが、今回の不良債権問題を解決する大きなポイントじやないかなと私はすつと思つたからもう一つは、不良債権問題といふのはあるのだとと思うのです。だからもう一つは、

銀行側の問題だという認識が非常に強いのじやないかなといふ気がするのです。不良債権といふ方の問題。

我々は、不良債権問題といつて、銀行の方の負担処理をどうするかばかり議論してきました。金融安定化法あるいはブリッジバンク法案

も、そういう銀行の問題を中心と考えてゐるようになりますけれども、実は借りてゐる方の問題と手の方、ここをどうするかということになれば十分じゃない。そこで考えられたのが、簡略して

言つておりますけれども、今回の不動産関連権利等調整法ではないかなというふうに私は思つています。

銀行経営にとつても、不良債権の処理といふのは結局バランスシートから不良債権を落とすといふことですから、早く回収するのが一番いいのですが、ところが、今までの日本の銀行の対応といふのは、実はそうじゃなかった。むしろ、回収不能な部分について間接償却で引き当てをしていけばいいという処理をずっとしてきました。

これはなぜかといふと、回収作業といふのは手間がかかりますから、あるいは税務上の問題、会計上の問題、いろいろ出てくる。厄介な問題があるのですね。そういう手間もかかる、厄介なことには余りかかわりたくない。机の上で、帳簿上の操作で引当金を積むということだけで終わつていれば、これにこしたことはない。そして、時がたつて、景気がよくなつて、不動産市場が戻つてくれば、その借りてゐる企業も再建できて、そして返してくれるであろう。

この人たちは、大体七百五十万人ぐらい雇用者一千人、体力のある銀行でそういう処理をしていくと、その意味で、このままそういう状況が続

復して不動産市場が戻ればいいですよ。だけれども、それがそう簡単にいかないとなると、長銀のようなことに多くの銀行がなつていくのではないかという気がしてならないのです。

では、どうしたらいいか。そこは貸している方

と借りている方が歩み寄るしかない。お互に相

談して、複雑な権利関係を調整して、少しでも回

収してもらうために、その担保の処分をしてくだ

さい、そして少しでも返してほしい、あるいは、

その企業を再建させる形で担保の処分を少しでも

やつて、返してほしいと。少しでも返してもら

う、そのかわり、銀行の方はその再建ができるよ

うに債権放棄ということも当然考えなければいか

ね。そのインセンティブがあれば、借りている方

は、じゃ、やりましょうということになるのでは

ないかなという気がするのですね。

その意味で、本当の不良債権問題を解決する道

というのは、回収可能な債権を回収するための措

置、そして借り手の方の不良債務問題といふのを

解消してやる措置が必要で、それを何とか工夫し

てやろうというのがこの法案ではないかなという

ふうに思っているのです。

そういうふうに思うのですけれども、柳沢大

臣、いかがでしょうか。

○柳沢国務大臣 委員が、長年のいろいろな御研

究あるいは御経験を踏まえて、最近の不良債権問

題についての見方というものをお披露いただきな

がら、今回の私どもの不動産関連権利調整の臨時

措置法のねらいについてお話しになられ、これに

ついて私の見解をお尋ねになられたわけでござ

ります。大体において、委員のおっしゃられたこ

とは私どもの考えていたところと一致するとい

うか、軌を一にしているなどいうふうに思いなが

ら聞いておりました。

ただ、山本委員の今述べられたことでちょっと

気がかりな点は、百億の貸し付けの担保として

どうたものが二十億に今減価してしまった、八十

億の債権を切り捨てればきれいになるじゃないか

という、これはまあ事柄をわかりやすくするために

に単純化されたのだと私は思いますが、どう

いう感じの処理が今回の法案のねらいであるとい

うようなお言葉もあつたやにお聞きしたわけござ

いませんけれども、これはそこまで単純に、私

ども、すべてを考えているわけではございません

ん。

委員の御発言というのは、当該の問題になつて

いる不動産に対するいわゆるプロジェクトファイ

ナンス的なファイナンスが行われた場合の処理と

してはそういうこともあります、が、その

にも聞いていますけれども、大体我が国の融資と

いうのは、そういうプロジェクトファイナンス型

の融資よりも、法人あるいは企業全体に対して貸

すという、いわゆるコーポレートファイナンス型

のファイナンスであるということをご存じます

で、私どもが今この法律でもつて考えておる譲り

合いということは、必ずしもその不動産の価値だ

けの、換価された価値だけの分配をどうしようか

ということにとどまらず、場合によつては、譲り

合うと定かないという感じもしますけれども、い

わゆる借金の棒引き、しかもそれを一定の公権力

が強制力というか一つの力を持つて実現してしま

うというのを徳政令だというふうに理解をさせて

いただかいたしますと、我々が今度御提案申し

上げる法案というのは、そうしたものは非常に違

一般的な批判があるのですけれども、その点につい

てはどうですか。

○柳沢国務大臣 德政令というものがどういう意

味で言われるかということも、ちょっと厳密に言

うと定かないという感じもしますけれども、い

わゆる借金の棒引き、しかもそれを一定の公権力

が強制力というか一つの力を持つて実現してしま

うというのを徳政令だというふうに理解をさせて

いただかいたしますと、我々が今度御提案申し

上げる法案というのは、そうしたものは非

常に違るものである、これもぜひ御理解を賜りた

い、このように思います。

もともと、これは関係者の合意に基づいて行わ

れるわけで、自分の意に反した譲歩というものが

別に強制されているわけでもありません。

そういうようなことでございまして、譲り合いの

中身として、自分が持っている財産権、例えば債

権といったようなものについての一部免除と云う

うな総体的なパッケージとしての合意というもの

を考えておるわけでございます。

○山本(幸)委員 そのとおりだと思います。

アメリカはもちろんプロジェクトファイナンス、

ノンリコースローンですから、担保を処分してし

まつたらもう全部終わるというのは常識なんです

ね。日本ではそうなつていてない。そういう意味

で、これは徳政令批判あるいはモラルハザード批

判、当然あると思いますが、まあそれが一般的な

常識なんでしょう。だけれども、それだけではど

うも経済の実態問題が解決できないというところ

に難しさがある。

そういうことで、今まで待ちの姿勢で臨んでい

た銀行が、どうもそういう批判を、我が家を得た

りと云つて抵抗する手段に使つてゐる向きがあ

る。あるいは、やはり税務上の処理が難しいのだ

とか株主代表訴訟があるなどとか、そういう言いわ

けばかりして、これは銀行が協力しないところ

も進まない。あるときには、銀行は、そんな債権

放棄したら、その企業には二度と貸しませんよな

うというより、遂行可能でないようなことになり

がちだということも注意される点でございます

が、それらについても、やはり遂行可能、実現可

能の合意でなければなりませんよ、こういうよう

なことを言つておるわけですが、

そつした今度の制度でございますので、これが

德政令に当たるというようなことはもう全く、そ

の点はひとつ理解をしていただければおわかりい

ただける点であると我々は考えて、ぜひこの点に

ついても御理解をいただきたいと思っております。

ただ、このことが徳政令批判というような

一般的な批判があるので、その点について

割り当て増資を銀行が受けるとか、あるいは証券

化してそのエクイティを受けるとか、いろいろ

な条件のつけ方があるだろうと思いますが、その

辺はぜひ工夫していただきたいなというふうに思

います。

その意味では、例えば放棄するかわりに第三者

との合意でなければなりませんよ、こういうよう

なことを言つておるわけですが、

なことです。

○山本(幸)委員 そのとおりだと思います。

アメリカはもちろん

プロジェクト

ファイナンス

ノンリコース

ローン

です。

ノンリ

コース

ローン

です。

日本では

そ

うな

ことです。

府、ぜひそういうふうに銀行側に協力を求めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○日野政府委員 お答えをいたします。

先ほど御指摘がありましたが、いかがですか。これまで不良債権に対する引当金を積むといふいわゆる間接償却を中心とした処理をしてまいりましたところだと思いますが、不良債権問題を実質的に処理しようとしたしますと、どうしても、担保物件の処分あるいは債権債務関係の整序などを通じまして、不良債権をバランスシートから落としていくということが極めて重要ではないかとうふうに考へるわけございます。

そこで、この不動産関連の権利等の調整法案は、不動産担保つきの不良債権に係る債権債務関係を整理、明確化するものと承知しております。こうした不良債権の実質的な処理に資するものというふうに考へております。

金融監督庁といたしましては、この法案が成立した暁には、その趣旨をも踏まえまして、金融機関の不良債権の実質的処理がより一層進展していくようこれを促してまいりたいというふうに考えております。

○山本(幸)委員 ゼひ大いに頑張っていただきたいなと思います。そして、この法案の実が上がるようにしていただきたいなと思います。

先ほど申し上げたように、そういう意味で、この金融問題というのは、ちょっと常識と違うことを考へなければいかぬことがある。法律的な常識とちょっと違うところが出てくるんですね。まさにこの債権放棄なんというのは、あるいはそれにこの債権放棄なんというのでは、それによつて無税債権を認めるというのは、そういうことだらうと思うんです。

だけれども、長期的には、やはりそのところ

とをやらなければいけないだらうなと思つています。

アメリカではチャプターワイレブンというのがあります。

あつて、非常に債務者に強い、債務者が、ちょっと理由であつても、ぱっと裁判所に駆け込めば一齊に更生手続を始めることができます。しかもそのためのファイナンスも受けられるというよう

なことで、債務者を再建するということを非常にしていくことが極めて重要ではないかとうふうに考へるわけございます。

十三でちゃんと個人の更生というのも措置してい

る。

そういう意味で、倒産法をゼひ早く整備して、それにこの法案は吸収されていくというのが

か。

○中村国務大臣 委員御指摘のとおりだと思います。倒産法の改正というのは、長いこと国会で

か。

も御論議があり、今法務省ではこれの全面的な改正について精力的に取り組んでいるところでございまして、特に昨今の経済情勢にかんがみます

と、これはもうできるだけ早くやらなければいけないというふうに思ひます。

そして、今委員御指摘なされましたように、整

理しなければいけないところは、今まで御論論あ

りますね。

そして、今御指摘のとおり、その検討の中心は、やはり中小企業であるとか、株式会

社形式以外のものが使えるような倒産法にしな

ければいけないということと、それから個人債務

者の更生手続を定めなければいけない。そういう

ものを議論いたしますときに、今議員おっしゃら

れましたアメリカのチャプターワイレブン、これは

会社更生の部分、法人の部分の非常な参考になり

ましょし、まさにサーティーンの方は、これは

個人更生そのものですから、こういったものも参

考にしながらやつてまいりたいと思います。

ただ、何分にも大変多くの法律がかかるものですから、今鋭意急がせまして、前、十二年といふようなことを党と議論していましたけれども、それより早まらないかという検討をしておりま

す。

そして、特に個人債務者の更生手続等について

は、国会で御論議いただき、また党で御論議いた

だいて、いろいろな御指導をいたしかなければ

いけない部分も出てくると思いますので、そういう

場合に、いろいろな国会の御論議、御指導を賜りたいと思つております。

○山本(幸)委員 ゼひお急ぎいただきたいと思いま

ます。

最後に、ちょっと違う問題ですが、この委員会でもなるべく早く結論を得なければいけないんで、野党の方の対案が出るということでありますが、今骨子案だけ示されております。ただ、

○山本(幸)委員 ゼひお急ぎいただきたいと思いま

ます。

○相沢委員長 これにて山本君の質疑は終了いたしました。

次に、古川元久君。

○古川委員 民主党的古川元久でございます。

今、山本議員からも野党案について若干あります

が、あるんですね。これもアメリカではチャプターワイ

ーに更生手続を始めることができます。しかも

そのためのファイナンスも受けられるというよう

なことで、債務者を再建するということを非常に

していくことが極めて重要ではないかといふ

うふうに考へるわけございます。

ただ、何分にも大変多くの法律がかかるもの

ですから、今鋭意急がせまして、前、十二年とい

うようなことを党と議論していましたけれども、

それより早まらないかという検討をしておりま

す。

アメリカではチャプターワイレブンというのが

あります。

あつて、非常に債務者に強い、債務者が、ちょつ

とした理由であつても、ぱっと裁判所に駆け込み

けば一齊に更生手続を始めることができます。しかも

そのためのファイナンスも受けられるというよう

なことで、債務者を再建するということを非常に

していくことが極めて重要ではないかといふ

うふうに考へるわけございます。

ただ、何分にも大変多くの法律がかかるもの

ですから、今鋭意急がせまして、前、十二年とい

うようなことを党と議論していましたけれども、

それより早まらないかという検討をしておりま

す。

アメリカではチャプターワイレブンというのが

あります。

あつて、非常に債務者に強い、債務者が、ちょつ

とした理由であつても、ぱっと裁判所に駆け込み

けば一齊に更生手続を始めることができます。しかも

そのためのファイナンスも受けられるというよう

なことで、債務者を再建するということを非常に

していくことが極めて重要ではないかといふ

うふうに考へるわけございます。

覚えていた言葉があるのです。それは、大臣が、とにかく君たち、戦争だけは起こしちゃいけないよ、戦争が起るようなことだけはしちゃいけない、そういう言葉を言われたのです。

私は昭和四十年生まれです。戦後二十年たつてから生まれた世代です。その私にとって、戦前

戦中、戦後と、まさに政府の中枢にして、いわば歴史の生き証人とも言えるような大臣から出したこの言葉が、私の胸には極めて鮮明に響きました。この言葉は、政治家となりました今も、私は、これは一種の刷り込みじゃないですかけれども、やはりそういったことを肝に銘じていきたいというふうに考えておるわけですが、その意味で、本当に大臣には大変にありがたいお言葉を承ったというふうに感じております。

そういう点からいたしますと、最近の世界の状

況、日本を含めですが、七十年前のあの大恐慌の前夜のような霧開気があるんじやないかな、そんな霧開気がしておりまます。

今もし世界が恐慌にでも陥るようなことになつたら、これはその先に、大臣が、決して起こしちゃいけない、そう我々におつしやられた戦争が、何らかのきっかけで起こりかねないような、そういう危険性はやはり高まるんじゃないかと思うんです。

そういふた意味では、この現在の日本経済の状況をどう認識しておられるか。それは、まさに大蔵大臣でおられる宮澤大臣のその認識というのには非常に大事だと思うんですが、今の日本経済そして世界経済について宮澤大臣はどのようにお考えになつておられるか、そこについてお聞かせいただけますでしょうか。

○宮澤国務大臣　三田の会合でそういうことを申しましたことは覚えております。本当にそう思つておりますから、そういうことを申し上げたと思ひます。

最近のルーラーは夏場がいいらしい。ナセヨウで秋場
安、きのうもニューヨークでまた五百ドル以上株
価が下がったという状況で、またきょうの日本市場
も、再び一万四千円をどうも十時過ぎの現在では
割り込んでいるようであります。そうした状況に
接しますと、何となく私は七十年前には生きて
いません、宮澤大臣も七十年前ですと本当にまだ
子供の小さいころだと思いますが、何かそのとき
の雰囲気と今はひょっとすると似ているんじやな
いかな。よもやそんな破綻に、恐慌に陥ることは

ないとみんなが思いながらも、いつの間にかそういうところに走つていつてしまつた。

今一つ比較して申せることは、これは先進国の中ではみんな言えることだと思いますけれども、失業といふものに対しでかなり力強いネットワークができた、セーフティーネットができたということが一つあると思います。したがいまして、今の時代はかなりこのセーフティーネットが働きますので、あの当時考えられておったようなまことに惨めな失業といふのはある程度緩和されるところになつて、経済の悪化を防いでおると思います。

○古川委員 私が大臣にお尋ねしたのは、確かに先進国経済が非常に不振でありますと、發展途上国に対する援助でありますとかそういうものは確かに多くなござりになりますので、そういう意味でまた南北間の格差というものが大きくなつて、そしてそれが戦争の原因になり得る、そういうことは一つやはり警戒をしなければならない要因だろうと、そういうふうに思います。

また、もつと小さなことと申しますか身近なことにでいえば、預金保険機構のようなものが我が国にありまして、そういう意味で、金融機関に不安があつても預金者に関する限り急に心配をしなくてもいいような、これも一種のセーフティネットだと思いますが、そういうものがでておりますので、ああいうようなあからさまな失業、あるいは世界全体に及ぶような失業というのは、かなりそれに対してセーフティーネットができるといふことは思います。とは思いますが、しかし、そのことは、金融不安というようなものがどこかで起つたしましたから、とめどもなくそれが世界的に及ぼすという危険は、これはないわけではございませ

にセーフティーネットが七十年前と比べればある、いろいろな形で過去の悲劇を繰り返さないような状況はできている。その話はわかるのですが、じゃ、今の日本経済の現状あるいは世界経済の状況、それを見て、まさにニューヨークなんかでもこれだけ、ここわずかで本当に千二百ドルとか下がつていてるわけですから。そういう中で、今の状況は、そういう深刻な状況になつてそれが恐慌になる、ならないは別ですよ、その前提として、恐慌にもなりかねないぐらいのかなり深刻な状況と考えておられるのか。いや、まあこれはある意味で景気循環の一つの転換で、流れの中で不況がちょっと谷が深いだけというふうに考えていいらっしゃるのか。その辺の現状の景気に対する大

そのことは、今日は、昔と違いましてコミュニケーションの手段が非常に発達しておりますから、電話でもやれるし、いつでも集まれるということで、かなり共同防衛ができる体制はできておりますから、野放しにそういうものが世界的に燎原の火のように発展するということはないであろう。IMFなども一つ役割を果たすわけだと思います。とは思いますが、しかし常に警戒感をしなければならないことがあります。それが戦争に発展するかどうかということは、戦争というものの今後の可能性、それは文明の衝突でいろいろに議論されているその問題ですが、今のようなサーフティーネットがあり、協議体制がありますと、経済が発端になつて戦争になる危険は多分かなり少なくなつているだろう、そのほかの理由が大きいと思いますけれども。しかし、先進国経済が非常に不振でありますと、発展途上国に対する援助でありますとかそういうものはとにかくなおざりになりますので、そういう意味でまた南北間の格差というものが大きくなつて、そん

○宮澤国務大臣 現実の事態にコメントしろとおっしゃいますといろいろ差しさわりがござりますので、いきなり現実の事態ということではなく、一般論として申させていただきますけれども、かなり投資家の間にも、あるいはすべての消費者の間にも、先進国では少なくとも情報が発達をしておりますから、もちろんその中にスペキュレーションというものはいつの世にもなくなることはないと思いますけれども、十分情報が発達しておられますし、ヘッジの手段もございますから、そういう意味で、今の事態を私は決して心配していないと申し上げるのではありませんけれども、やはりこうなると人間の知恵の方が私は上だらうという思いがありますのですから、何かのことどころは大変なことにならないような、そういう知恵をお互いに出せるし、またお互いに助け合う体制もできている、基本的には私はそう思つております。

○古川委員 私が大臣にお尋ねしたのは、確かにそれが戦争の原因になり得るやうな警戒をしなければならない要因だろうと、そういうふうに思います。

ども、最近、こういう「大恐慌型」不況なんですね。お読みになられたかどうかわかりませんが、これな

んかだと、現在の不況というのは従来型の不況と違つて、先ほど大臣がおっしゃった、失業に対するセーフティネットもできているという話だったのですが、むしろ今それが壊れかけているのじやないか。つまり、ある意味で今までのセーフティネットは、基本的に、物価がそんなに下がつていかない。インフレ基調の中で、それでワークしてきただけであつて、今のようにデフレがだんだんと進んでいる、人によってはデフレスバイラルに陥っているんじゃないかという話もあるわけですが、そういうものの中で本当に働くのかどうか。今もしほんたんに、これがデフレスバイラルに入っているという話はかなり多くの人も言われるのですが、そういう指針があるのであれば、やはりそこに對しては大臣がはつきりと、いや、そういうならそうじやない、あるいは、そういう危険性が十分にあるならそういうことを考えて、危険性を十分承知して政策を行っていくんだとか、そういうものを明確にやはり国民に對して提示していくだく、明言していくだくことが必要だと思いますが、大臣は、今の状況について、例えばデフレスバイラルに入っていると言われてることについて、どのように認識されておられますか。

○宮澤國務大臣 大変にお答えしにくいのは、今現実の事態と、それから一つの世界觀とを分け申し上げなければいけないだらうと思いますので、現実の事態に即して申し上げるわけではございません。

しかし、いわゆるデフレスバイラルということは、たくさんの方がおっしゃいますけれども、世界的な規模で考へるならば、飢餓に死んでいく人、靴を履いていない人がこれだけいる世界でのデフレスバイラルということは、基本的にはあり得ない。それは供給側と需要側とをつなぐ知恵が足りないだけであつて、必ずその知恵は出てくると思いますので、私は、そういう意味でのデフレスバイラルといふものは、基本的には今の世界でないことだらうと、いうふうに思います。

○古川委員 そういう抽象的な話しかできないと、がつていかない。インフレ基調の中で、それでワークしてきただけであつて、今のようにデフレがだんだんと進んでいる、人によってはデフレスバイラルに陥っているんじゃないかという話もあるわけですが、そういうものの中で本当に働くのかどうか。今もしほんたんに、これがデフレスバイラルに入っているという話はかなり多くの人も言われるのですが、そういう指針があるのであれば、やはりそこに對しては大臣がはつきりと、いや、そういうならそうじやない、あるいは、

私が申し上げるまでもなく明らかなことですね。そうなると、もしそこの状況を、今デフレ的な状況があるんだという認識があれば問題を一刻も早く処理しなければいけない、そういう意識が働いて、それが政策にも打たれるはずだと思うのです。ところが、そういう意識もなく、いや、デフレになるのかインフレ的な傾向なのかわからないと。

ある意味で、今までの政府が打つてきた政策と、いうのは、まあ時間がたてば土地もあるいは株価も上がってくるんじゃないか、だから、とにかく今何とかもたせればいい。そういう意味で、バブル崩壊後、この日本経済自体を見てれば、これは完全に、数字的に見ればいろいろな形でデフレ的な方向に進んでいると思うのですが、そういう意味で抜本処理を怠れば、これはますます悪化する。いわばがん細胞のようだ、とにかく、金融機関、ある意味すべての、本来で生き残れなくなる、そういう事態さえ起きかねない。あるいはまた、ここで抜本処理をすれば、それは当然大きなデフレ圧力になつてきます。

そういう中で、大変に差し迫つた状況にあるわけあります。が、そういう圧力を、ちゃんとどこで意図的に、ある意味でつくるのであれば、それ

に対してもちゃんと何らかの、そのデフレ圧力を緩和するような政策を打つとかそういうふうなことが考へられるわけですけれども、今大臣がおっしゃるように、いや、デフレの状況が今の日本の中でどうなつてゐるのか、そこ認識がわからぬこと、この金融問題について、その処理策について先に進んだ議論というのはできないと思うのですが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 銀行に資本金を注入するなんと、いうことは、普通の世の中で考えられないことでございますし、また、ただいま御審議をいただきたいと申します。が、それは我國が危機管理のときに、直接に携わつたかなり高名なアメリカ人ですが、私に最近言いましたことは、自分たちは一つギャンブルをした。それは、不動産を処分するときに、かなりいわば思い切つた捨て値で不動産を売つた。それは非常に危ないと思つたけれども、結果としては、捨て値で売つた結果でも、少なくとも昨年の十一月から、もつと前にさかのぼれましまよが、それは我が國が危機管理体制に入つて、そういう意味で行政もやつれたものであります。最も、立法においてもそのような危機管理のための手段を行政に与えていただきたい、こういう考え方を持っております。

○古川委員 今危機管理の話が出ましたので、

これまで問題を先送りして、それがまさに今金融危機を引き起こしている、そういう状況にあるわけですね。

もしここで抜本処理を怠れば、これはますます大変もうけている人がいるのが、それはまずのところだ、マーケットをつくったということが図らずも成功したという話を私にしました。今御審議中の柳沢大臣の御所管の法案などもそこのところを考へておけば、それはまずのところだ、マーケットができるといふのがデフレでござりますから、それは防げるのではないかというふうに思ひます。

○古川委員 そういう状況にするための危機管理体制、つまり、当局として、政府としてどういう体制をしきるが本来のあり方だというふうに思ひますか。

○宮澤國務大臣 体制としては、正常なマーケットエコノミーのときには余計なことをしてはならないし、また非常にマーケットが乱れましたときには管理体制をしなきゃならないということだと思います。

私は、今の政府の金融行政を見ていると、そういう危機管理体制にあってそつやつてはいるのか、あるいは通常の行政体制の中で、その中で起きている問題に対処しているのか、その辺がはつきりしないのです。やはりここは、ある意味で非常事態宣言じゃないですが、といったものを金融

りある意味で権限と責任を一ヵ所に集中させて、そこでやはり集中的に管理して指揮していくといふことが必要じゃないかと思うのですね。これは恐らく賛同いただけると思うのですが、そういう意味で、私たち野党三会派は、金融再生委員会といふものをつくりて、そこに今はばらばらになつてゐる金融行政に対する権限を集めて、しかもその委員長を國務大臣と、いう形で政治責任をとれる、そういう人にして、そこで権限と責任を集めさせる、そういう仕組みを考えているのですね。

ふうにも思えない。ですから、それは、国営にしたらできる、そうでなければできないということとは違うのではないか。

金融部局にいる人は全部これはもうある意味でまとめてしまって、今は金融再生委員会という形で我々の提案している中でまとめてそして二〇〇一年の四月からは今度は金融庁という形で発足させる、そこへやはりそれを早くシフトさせるとの方が今危機管理ということをおっしゃるのであれば大事じゃないかというふうに聞いているんです。そこについてはいかがですか。

○宮澤国務大臣 機構というのはなかなか難しいものでありまして、いじりますと、少し時間がかかるのでうまく機能する。しかし、いじった当座はなかなか機能しないということは確かにあります。

いんじやないですか。まさに、そうしたことはないんですか。いかがです。

○宮澤国務大臣 いつとき大蔵省のその方の関係者の方のモラルは非常に低下いたしました。しかし、今若い諸君が考えていることは、こういう未曾有の金融の危機にあって、何とか自分たちもこれ正常に返して、それによって自分たちのクレジットリティーをもう一遍取り返したい、そう思つて一生懸命やつてあるよう思われます。

○古川委員 それは私は逆だと思いますよ。今、本当に正常に返したいと思って一生懸命やつてある

大日本有機肥料株式会社

しかし、今の体制はどうかといふうに考える
と、これは権限が大蔵省にあつたり、金融監督庁
にあつたり、あるいは預金保険機構にあつたりみ
たいに、ばらばらなわけです。いわば、今の状況
というのは、生卵を大蔵省と金融監督庁で投げ
合つて割れないように何とか今キャッチしている
ような状況で、もしこれがどこかでおつこちた
ら、あれはそつち、これはそちらという形で
キャッチボールしていく間におつことしたら、大
蔵省と金融監督庁の間におつこちたら、それこそ
大変になるわけですね。そういう危険性が今のよ
うな体制の中では起こつてくるのじやないです。

でござりまして、したがつて、危機管理の目次がオーバーすればできるという、そう単純にお考えでいらっしゃらぬことは知つておりますけれども、そこはやはり一つ問題かと思ひます。

○古川委員 大臣、私が聞いておるのは、今の危機管理の体制が権限と責任がばらばらになつていて、こんなことではすき間に落ちちゃうことが起るんじゃないかと言つておる話で、我々が提案している株式を取得して特別な公的管理に入れるとか、そういう話を聞いておるんじやないんですね。

さつきのお話を聞いていますと、要は大蔵省の方、私もいましたからそれはわかりますよ、たゞ

○宮澤國務大臣 ちょっとと生々しいお話になります
したが、そういう大蔵省の長い間の行政に対する御批判は、これは委員もその中におられましたのでよく御存じでありますし、そのことにはまさに反省すべき点が多い、そうであることにには違いありません。
しかし、今、国において云々ということをおつしやいまして、このことは、私は先ほど山本委員長に申し上げましたように余り批判的に申し上げたくない、いろいろお知恵も拝借したいという気持ちでございますから。ただ、そういうものを持つても、それを運営する人たちは恐らくそれだけのエキスパートを持っていなければなりませんから、それだけの知識と経験を持っていなければなりませんから、素人が急にできるといふ

だ、今ここに来て、私なども今回の法案などの説明に来でもらつても、いや、そこについてはこれでは金融監督庁です、いや、そつちは大蔵省の話ですとかいうことを言つてはいるわけですね。まさに確かに役所は分かれた、それによつて、それはいい面はあるかもしれない。しかし、今の状況で見ると、ある意味で責任をあるいはお互いになつて、こういう状況、すりつけ合うような形があつて、まさに悪い意味でのセクショナリズムができちやつてゐるわけです。

そこであれば、むしろこれはもう、今おつしやつた話であれば、金融、財政、はつきりぼくと分けちやつて、それで、エキスピティーズがないという話がありました。何も私は全部新しいのを雇えと言つてはいるわけじやないんです。今

ば、じゃ大蔵省、今まで自分たちを守ってきたとかと。もし本当にここで大蔵省の、私は恐らくせい職員の人たちは思つてはいると思うのですが、いに役所の形を今自分たちが守りたいと思つては思つわないと。むしろ、自分たちのやつてはいることがちゃんと信頼されるような、国民から信頼されるような、そういう信頼を取り戻したい、そういう気持ちが若い職員には必ずあると思います。

その気持ちに報いるためには、そして国民に、大蔵省もみずから血を流して、そして信頼感をとり戻そうとしている、そういう姿勢が見えるたには、ある意味でみずから金融部分を差し出しているの、それくらいのものを見せなければいけ

るということは大変に危ないことじゃないかな、別右の人の思ひであります。私たちもそんなふうに考えるんです。
ですから我々は、やはりこの状況は、政府がいち出すものが信頼をされるような環境というものをまずつくらなきゃいけない。だからこそ、金再生委員会というものをつくり、そこに権限とやら任を集中して、そして、そこで一括してこれを急速に処理していく。我々は、現在の経済状況どうのは、これは一步譲ると本当に日本発の世界恐慌にもなりかねない。しかもこの不況下といふは、従来の不況とはこれは全く別次元で物事を考えなきゃいけない、それくらいのやはり深刻な況だというふうに認識しているんです。
そのもとで、その経済の血流たる金融システム安定化のためには、これはどんな事態が起こつ

も国民を混乱に陥れない、それでいて国民の負担ができるだけ小さくなるようなそういう仕組みをやはり考えていかなければいけない。だから我々は、一種の有事立法じゃないですが、我々野党三分会派が提案しているのは、本当のそういう意味で危機管理のための、危機管理としての立法なんですね。

先ほど山本議員からもありました、大臣からも、株の強制取得についてはいろいろと法制上の問題があるとか、そういう話もありました。我々だってこれが大変に特別的な措置だということはわかっているんです。しかしながら、危機管理であって、それくらい深刻な事態だから、それは最大限財産権も尊重しながら、しかし、できる範囲で立法府の意思としてそういう株の取得をして特別な公的管理に入れるということをやはり考えなきやいけないんじやないか、そういう発想で我々は提案をしているんです。せひともそのところを理解していただきたいというふうに思いました。

次に、ちょっと質問を変えたいと思うんですが、大臣のマーケットに対する基本的な認識をお伺いしたいと思います。

マーケットというのは、今御承知のようによく長銀の問題でも、これはもうマーケットから売られていて、実態とはかけ離れたところで株価が動いたりしている、そういうような発言もされたりますが、マーケットについて、これは、任せておけば基本的にそれは自律的に均衡点に収束していく、そういう自律調整的なものと考えているのか、やはりマーケットというのは暴走もあるから、そういうものははある程度何らかの形で管理していくといふふうに考えておられるのか、そのマーケットに対する基本的な認識を大臣はいかが持つていらっしゃいますか。

○宮澤国務大臣 マーケットというのは売りと買ひが出来て、そこで値段が生まれるというところを思っています。短期的には多少いわゆる擾乱要素

がございますけれども、基本的にはそういうもののがござりますけれども、基本的にはそういうもの

であると思つております。

○古川委員 では、そういうマーケットに対しても、政策当局としてはどのような対応をしていくべきだというふうに考えておられますか。

○宮澤国務大臣 私自身は、取引が自由に行われる限り基本的には干渉すべきものではない。たゞ、何かの事情によりまして、マーケットが自由に機能しなくなるような擾乱要素が生まれることがござりますから、その場合には、例えは外國為替などについてはそうございますけれども、多少のインターネットをすることがある。それはしかし、マーケットの正常な機能を回復するための対応である、こう考えています。

○古川委員 そうしますと、大臣は、基本的にはか起こつたらそこに後から対応をしていく、それが基本的に政策当局の姿勢だと考えておられるというふうに認識してよろしいですか。

○宮澤国務大臣 このころは物騒な世の中になりまして、そういうことを申しますと、すぐ外國通信社が、日本政府は為替をほうつておくんだといふうにすぐ言う。そういうことを申しておるのではございません。一般論を申しておる。

○古川委員 大臣が前々からマーケットを尊重さ

れておられることは私も承知しておりますが、私は、マーケットというのは、もちろんこれは基本的には自律的なものに任せなければいけないのですが、しかし、やはり政策当局というのはある意味では、日本の金融機関は、おつしやいますように護送船団方式で保護されて育ちました。ある意味ではそれは外国の競争からも保護されましたので、かなり大きなものに育つた。世界でも、資本の面でいえば最大の銀行というものが幾つか生まれまして、プラザ合意の前くらいまでは、国際的に大いに雄飛したということがございます。

○宮澤国務大臣 いわゆる護送船団、金融についての護送船団の行政というものを評価いたしますと、戦後、日本が無から立ち上がりましてかなりの経済大国になるまで、日本の金融機関は、おつしやいますように護送船団方式で保護されて育ちました。ある意味ではそれは外國の競争からも保護されましたので、かなり大きなものに育つた。世界でも、資本の面でいえば最大の銀行というものが幾つか生まれまして、プラザ合意の前くらいまでは、国際的に大いに雄飛したということがございます。

○古川委員 世界とこれから競争していくということであれば、これは現状でいいますと、BIS基準、いわゆる自己資本比率8%が求められています。銀行は、平成八年で八十一行、平成九年になつてもまだ四十五行あるわけですね。世界で競争で

ケットの自律的な意思を阻害することなく、かつ、機敏に有効な政策を打つていく方法じゃないかと思つてゐるのですが、今の状況だと、これは

かと思つてゐるのですが、今の状況だと、これはマーケットが動いてしまつてから、長銀の問題だつてまさにそうです、マーケットが動いてしまつてから慌てて後ろから追いかけていく。まさにそういう状況をやつてゐるから、結局もう間に合わない、波は先に行つてしまつという状況がやはり来ているのじやないか、そんなふうに考へる

わけなんです。

では、今マーケットについての基本的な認識はお伺いしましたから、日本の金融システムについて、これまでの、かつての護送船団方式というの

は、ある意味ではあの昭和金融恐慌の経験を踏まえて、護送船団方式という金融システムのあり方

というものがどうだったというふうに評価をしておられるか。そして今、日本の金融システムといふのがどういう状況にあるというふうに考へているのか。そして、将来の日本の金融システム、ま

さに金融ビッグバンが完成後、その姿というのはどういうふうにあるべきだと考へておられるのか、そのビジョンについてお伺いいたしてよろしくです。

○宮澤国務大臣 このころは物騒な世の中になりまして、そういうことを申しますと、すぐ外國通信社が、日本政府は為替をほうつておくんだといふうにすぐ言う。そういうことを申しておるのではございません。一般論を申しておる。

○古川委員 大臣が前々からマーケットを尊重さ

れておられることは私も承知しておりますが、私は、マーケットというのは、もちろんこれは基本的には自律的なものに任せなければいけないのですが、しかし、やはり政策当局というのはある意味では、日本の金融機関は、おつしやいますように護送船団方式で保護されて育ちました。ある意味ではそれは外國の競争からも保護されましたので、かなり大きなものに育つた。世界でも、資本の面でいえば最大の銀行というものが幾つか生まれまして、プラザ合意の前くらいまでは、国際的に大いに雄飛したということがござります。

しかし、そこらあたりが終わりでございまして、そのころからだんだん自由化というものが言われる。日本の経済の他の部分、物に関する行政などは一番早くデイリギュレーションということ

が言われましたので、各企業は競争にさらされました。しかし、金融行政だけはそういう早いデイリギュレーションをいろいろな意味で免れてしまつたので、いざというときにデイリギュレーションが行われますと、それに全く備える姿勢がなかつた。競争というものは護送船団のもとではないわけでござりますから、いい銀行と悪い銀行といふ差別は一応表面的にはない。競争していい銀行になることのメリットはなかつたわけでござります。

しかし、デイリギュレーションでこれはもう完全に競争の世界になりましたので、日本の金融機関はそれに急にさらされることになった。不幸なことに、そのビッグバンと言われる時代にたまたま不良債権の問題が重なりましたので、それが今までございますが、日本の金融機関はこの不不良債権の処理をしながら、しかも世界の銀行と競争をして勝つていかねばならないという、二つの命題を一緒にこなさなければならないというのが私は今

の苦しみであると考へております。

それで、しかし消費者から見ますと、利用者から見ますと、いい金融商品が与えられることが一番大事なのであって、それをだれが与えようと思はれる第二の問題である。それが自由化ということ

と思ひますので、遠慮なく新しい金融商品が外から入つてくる、それに対して日本の金融機関も戦わなければならぬ、それが今の姿と考へます。

また、こちらからもできれば外國へ行って競争をしなければならない、それが今の姿と考へます。

そういう意味で、これから変化というものが

しなければならないあります。

そういう意味で、これから変化というものが

しなければならないあります。

は、金融機関が世界の金融機関と、日本国内ではもちろんですが、競争をして、そしてその受益者が利用者である、お客様である、そういうこと

でなければならぬだと思います。

○古川委員 世界とこれから競争していくとい

うことであれば、これは現状でいいますと、BIS基準、いわゆる自己資本比率8%が求められています。銀行は、平成八年で八十一行、平成九年になつてもまだ四十五行あるわけですね。世界で競争で

きるのは、こんなに必要ないですかね。

そういう意味では、これからやはり整理統合というのは進められていかなければいけないと思うのですが、これはそこの、市場の中で、民間の中で自由に行わせるに任せる、そういう感じで考えていらっしゃるのですか。

○宮澤国務大臣 みんながオリンピックに出ようというのも無理な話でございますから、おののの銀行の立場において、これにはいろいろ、高い資本を維持するというのは難しいことでござりますので、そういう意味で自分の銀行の利害関係の中で考えていかれるべき問題だ、私は、どう思うと言えば、それは多過ぎると思つていま

す。
○古川委員 要は、今自分で金融機関に任せておいたら、金融機関はとにかく生き延びられるだけは生き延びて、最終的に市場に追い詰められたら動こうというのが、残念ながら今までのところの金融機関の一般的な行動ですね。まさに長銀なんかもそういう事例だと思いますが、これは、そうした状況で果たしてこの金融不安というのが解消されるのだろうか。

私は、金融危機と金融不安というのはちょっとと違うのじやないかというふうに思つてゐるのですが、それでも、取りつけだとかそういうことが起きない、恐慌が起きないような状況をつくる、それは金融危機を防ぐということだと思うのですが、一方で、今度はどこの銀行が危ない、今度はどこだ、そういう形で、要はこの金融システムが新しいまさに均衡点、今國はずも大臣は、とにかく今銀行の数は多過ぎるといふうにおっしゃいました。これが、要は数が減つていって、世界の中で戦えるところは戦う、あるいはもう国内に引っ込んで、国内でやるところはやるところというふうに落ち着く、そういう新しい安定までこの金融システムが移行しない限りは、常にある意味で今までどこが危ないといったような不安、金融不安というものは継続してしまうのじやないかと思うのです。いかがですか、その点については、同じ

ようにお考えになられますか。

○宮澤国務大臣 いえ、今みたいな状態がそう長く続くとは私は思ひませんけれども、しかし、基本的には申せば、競争ということはやはり優勝劣敗があるということである、そうは思つています。

○古川委員 そう長く続くとは思わないとおっしゃいましたけれども、では、どれくらい続くのでしょうか、これは。

○宮澤国務大臣 これについては、今のこの不安な状況ですか。我が国に関する限り、私は先が見えているという思いがするのですけれども、たゞ、国際情勢は排除できませんので、そこは警戒していかなければいけないと思っています。

○古川委員 先が見えているとおっしゃいますけれども、先が見えていないからこんなにおかしくなるのではないか。先が見えていればこんなにおかしくなるはずないと思うのですよ。しかかも、世界の情勢もあるということです。

まさにいみじくも、日本の金融機関の不良債権の問題なんというものは、世界の状況、アジアの状況がますますおかしくなれば、もととそれはまた

はね返つてくるわけですし、そういう意味では、今の世界の状況を見たら、逆に先がますます不安定になる、そうすると、ますますこれはしばらく、いつこの金融不安が果てるともわからぬ

い、そういう状況の方が現実的な現実認識だと思いますが、いかがですか、それは違いますか。

○宮澤国務大臣 大蔵大臣が余りそういうことを言つてはいけないといつもございますが、私は本当にそんなに悲觀していません。

○古川委員 この辺で、要するに今の状況をそろやつて悲觀的に考えるか樂觀的に考えるかに

よつて、これはかなり対策の打ち方が違いますよね。悲觀的に考えて樂觀的に行動する、それが基本的な行動のパターンではないかといつもよく

言われますが、今の政府は、樂觀的に考えて、今

の長銀の問題を見れば、悲觀的に行動している、

まさにそういうふうにしか我々には映らないわけですね。でも、本来は逆なのではないか。

○古川委員 支援をしろと言われても、それは乗れない相談なんですね。特に長銀問題なんかは、これはまさに逆に進んでしまうのですよ。

○宮澤国務大臣 いえ、何十年も前といつても二十年ぐらいの間に起こらないような、そういう大

きな受け皿をつくろう、そういう仕組みをつくつ

ていいこう。そういう意味では、それさえくれ

ば、そういう状況が起つたって大丈夫なのだ、

そういう安心を与える、まさにそこに我々の案のベースがあるのですね。ですから、政府の案とは根本的にそこでのうでどうも違うような気がす

るのですね。

○古川委員 今は本当にやらなければいけないこ

とは、まさに民間の銀行が一日も早く自分で、要

は、自分の銀行がピックパンの後でも自力で生き残れるのか、あるいはやはり何らかの道、買収さ

れるかあるいは提携するか、そういうものを選ぶ、それを一日も早くや lassenこと、そういうこ

とをやらないと、例えば金融監督庁に破綻認定をされると、それくらいの、ある意味で追い詰めて

さるぞ、それくらいの、ある意味で迫る詰めて

いくといふことが政府の意思として必要なでは

ないですか。

○宮澤国務大臣 ようやくそこでお話を合うことになります。

確かに、今非常に難しい状況でござりますか

は本当にそんなに悲觀していません。

○古川委員 この辺で、要するに今の状況をそ

ろやつて悲觀的に考えるか樂觀的に考えるかに

ます。

○古川委員 支援をしろと言われても、それは乗

れない相談なんですね。特に長銀問題なんかは、

これはまさに逆に進んでしまうのですよ。

○宮澤国務大臣 いえ、何十年も前といつても二十

年も前に、何十年も前といつても二十年ぐらい

前かもしれませんが、戦後の長期信用銀行ができ

た、その役割を終えた、その後ままでずっと存続し

ていたこと自体がやはりこういう膨大な不良債権

を生み出してきた。

私は、学生時代を思い出しますが、学生の間で

も、興銀とか長銀というところは就職先としては

大変に人気がありましたよね。なぜかといつた

ら、給料がいい。その割に仕事、やることがな

い。学生の間では、そういう状況を放置してきて、今どう

なつてゐるかといふと、ぎりぎりになつて追い込

まれてきて、そしてどうしようもなくなつて駆け

の墓場だんということも言わっていました。

まさに、そういう状況を放置してきて、今どう

なつてゐるかといふと、ぎりぎりになつて追い込

まれて、私が倒れると金融システムはむちゃ

くちやになります、だから助けてください。それ

に、わかつたといふことで、それは、辞任されたり、退職金はもらわない、そして過去の人の退職金は返還してもらう。しかし、最悪でも、要是自分がやめると退職金を我慢する、それだけで責任は逃れてしまうわけですよ。それはある意味でいつも、銀行経営者にとってみたら物すごいモラルハザードが起つてゐるのではないかですか。

大臣御存じかどうかわかりませんが、普通、例えば中小企業なんかで破綻をするといつふうになつたら、これは家を丸ごととられるだけではな

いですよ。例えば破産宣告してもらおうと思ったら、お金がなかつたら破産宣告もしてもらえない

ですよ。百万円とか二百万円とか、手数料だとか弁護士料だとかいろいろかかる。破産宣告をし

てももらうにも自分でお金を出さなければいけないのです。そういうお金がない人たち、破産宣

行の努力をどうぞ支援をしていただきたいという趣

旨でござりますし、また、先般衆議院になつております個別案件につきましても、そのような銀

告もしてもらえないような人たちは夜逃げしています。

中小企業とか、ある意味でこれまで日本の経済を支えてきたそういうところがそういう大変に厳しい状況に置かれているのに、大銀行の経営者は、退職金をあきらめて、そしてやめる。それだけで何千億も国民の税金を投入してくれるなん

て、そんなことは、今いる銀行の経営者の人たち、一日でもとにかく頑張れるところまで頑張ろう、行き着くところまで行って倒れたら、倒れ込んだときには政府に飛び込もう、そういうモラルハザードが起こってしまうのではないですか。むしろ、とにかく自分で決断しないと、今すぐ店を開めるぞぐらいの、そういう毅然とした態度を政府が見せる。この長銀問題についてもまさにそうですね。長銀のようになると放置してきて、そういう状況になつたらこういうことになるんだぞ、そういう姿勢を見せることがやはり必要ではないかと思うのです。

この国会の審議が紛糾していることがいろいろ非難をされていますけれども、きのう新聞にも載りましたが、さくら銀行が緊急に増資するという話がありました。あれはもしこの長銀問題を何ら問題もなくすうすうと通してしまつたら、ああいうことが起こりましたかね。むしろ、こういう話がありました。それはもしこの長銀問題を何

うわけですが、そういうことで社会的な責任を、これ以上ソーシャルコストを起こさないように、そういうことをあのリストラ案は言つておられたのだろうというふうに私は思つておるわけです。

○古川委員 この問題につきましては、同僚議員の合併によって、自分は実はもうなくなつてしまふわけですが、そういうことで社会的な責任を、そこまで行なつたときには政府に飛ぶこともあるから、そのほかに、貴族ハザードが起こつてしまふのではないですか。むしろ、とにかく自分で決断しないと、今すぐ

店を開めるぞぐらいの、そういう毅然とした態度を政府が見せる。この長銀問題についてもまさにそうですね。長銀のようになると放置してきて、そういう状況になつたらこういうことになるんだぞ、そういう姿勢を見せることがやはり必要ではないかと思うのです。

この国会の審議が紛糾していることがいろいろ非難をされていますけれども、きのう新聞にも載りましたが、さくら銀行が緊急に増資するという話がありました。あれはもしこの長銀問題を何ら問題もなくすうすうと通してしまつたら、ああいうことが起こりましたかね。むしろ、こういう話がありました。それはもしこの長銀問題を何ら問題もなくすうすうと通してしまつたら、ああ

うです。

○宮澤国務大臣 度ども申し上げますとおり、実態において長銀といふものはなくなるわけです。これは御同意いただけますね、先々のことを考へますと、それは、役員は責任を負うし、退職給与も旧にさかのばってやめるし、海外支店はなくなりますし、本当に何が残るかといえば、そういうスピリットだけでも残ると申しますか、

実際はもう生き残る部分はないということでござ

りますね。それでも、しかしそこまでして、やはりこれ以上世間に迷惑をかけることがあつてはならない、世界にも迷惑をかけることがあつてはならないというのがあるの再建案だと思いますので、ここで長銀を仮に何か国がテーケオーバーして、ということは、私どもは現実でないと思います。

やはり合併という道を選ばれたのですから、その合併によって、自分は実はもうなくなつてしまふわけですが、そういうことで社会的な責任を、

このままでは、それがよくてどこが悪いといふことはなかなか申せないよう思いますので、基本的に当時の政治の仕組みというものがやはりあると思います。政党間の対立というものがあります。あるいはまた、そのほかに、貴族院といふものがございました。また、そのほかに権密院というものがございました。これらの間の

いきますので、全体としてどこがよくてどこが悪いということはなかなか申せないよう思いますので、基本的に当時の政治の仕組みというものがやはりあると思います。政党間の対立というものがあります。あるいはまた、そのほかに、貴族院といふものがございました。また、そのほかに権密院というものがございました。これらの間の

関係、その争いといふものが事を非常に複雑にしておる。これはしかし、民主主義ではある意味で当然かもしれません。

そういうものが事を複雑にしておるという面

で、それから、やはり政府系の銀行が一企業に非常にたくさん融資をした。企業からいえば、自分がつぶれればあんたもつぶれるんだというよ

うふうに思つています。

○古川委員 今、議会とかあるいは権密院の話が出ましたけれども、最近よく高橋亀吉さんが書いた「昭和金融恐慌史」についてちらちら引用され、まさに今大臣がおっしゃつたみたいなどといふふうに思つています。

いいですか、「昭和一年の金融恐慌の真の原因は」というふうに書いています。これは「大正九年の反動以降における政府の施策が次の二点において錯誤を重ねたことにあつたことを物語る」「すなわち、事態の性格の誤認を基因とする施策の重大失策を教訓にわかつて犯したこと。そのうえに、財界の徹底的整理を必要とする場合に、逆に財界救済の名において誤った延縫策を統一的、即ち、財界整理のともなう摩擦的波紋の見通しを大にするに至り、これを恐れてさらに延縫対策を累加するに至つたこと、の二つである。こう書いているのであって、今のがどつておる対策は、こういう歴史的な分析に比べて、胸を張つてこの対策がいい対策だ、そういうふうに言えますか。

○宮澤国務大臣 高橋亀吉さんはそういうお説であります。私は何度も伺いました。それは一つの見識とお話をありました。あの昭和金融恐慌が起つた原因、そしてその際にとつた政府の対応策につ

いて、これは大臣から見て、戦後からもずっと見ていたらしやるわけですから、あのときのとられた施策については、あれは適切だったと思われるのか、どういう御感想をお持ちか、お聞かせいた

だけますか。

これ、よく後を読んでいただくとこんなことが書いてあるんです。

もし政府、政党、日銀さらには有力市中銀行が、国家的見地から大局的に行動しておれば、史上未會有の金融恐慌、三週間にわたる不名譽なモラトリームは発動せずにすんだかも知れない。しかし、こうした仮定はあくまで、現実化した恐慌との対比において、それほどの激烈性、規模をもつて勃発しなかつたであろうとい

の、そこにはあります某大銀行、今御議論になつておられます銀行、それが何か同じようなものであるということは、全く私にはそうは思えません。

○古川委員 ビスマルクは、賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶと言つたといいます。平成の高橋は清とちまたで言われている大蔵大臣でござりますから、どうか歴史からきちんと学んでいただきたいということをお願いして、質問を終わりました。ありがとうございます。

○相沢委員長 これにて古川君の質疑は終了いたしました。

午後十一時三十一分休憩

午後零時三十一分開議

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○相沢委員長 質疑を続行いたします。仙谷由人君。

○仙谷委員 せつからヨーロッパからお帰りいただきました、どうもありがとうござります。佐々波委員長にお伺いをするわけでございますが、資料をそちらに手渡されていますでしょか。

一枚目が「日本長期信用銀行の決算書上のバラシシート」というふうに書いてある紙の四枚目

を見ていたら、八月二十六日の株価水準で

いきますと、七千三百六十億円評価損を出してい

る。長銀に至りましては、八月二十六日の段階で

の優先株の評価損が一千九億円、劣後債の評価損

が三百六十一億円。

一枚目もくつていただきますと、今度は八月三十

一日、昨日の公的資本の注入の現在価値、日本長

期信用銀行は優先株については一千十九億円の評

価損ということになつておりますし、二十一行合

計で何と七千八百九十九億円の評価損を出している

ということになつておるわけでございます。

他の銀行の優先株も同様であるうと思います

が、日本長期信用銀行の優先株は、あと一ヵ月た

りますと、十月一日になりますと、これを普通株

に転換することができる、一対四でございます

が、日本長期信用銀行の四株を優先株一株で転換

ができる。それをできる限り早く現金化するとい

りますか、市場で売却することができるようになります。

いうことも審査基準の一つであつたと思ひます

が、一月後に売却すると、現在の株価水準なら

ば、こんなに損が出てしまふ。まだ、三月からで

ござりますから、たつた半年でこの損が顕在化、

現実化する、こういう事態になつておるわけでござります。

委員長、この事態を今日の当たりにしまして、

どういう感想をお持ちですか。何かお考えはあり

ますか。

○佐々波参考人 詳細な御指摘、ありがとうございます。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○相沢委員長 質疑を続行いたします。仙谷由人君。

○仙谷委員 せつからヨーロッパからお帰りいた

だきました、どうもありがとうござります。佐々

波委員長にお伺いをするわけでございますが、資

料をそちらに手渡されていますでしょか。

一枚目が「日本長期信用銀行の決算書上のバラ

シート」というふうに書いてある紙の四枚目

滞りながら、アジアにおける経済の混乱、それから昨今ではロシアでの展開、そのようなことは三月時点では予測が非常に困難であったというふうに思っております。

それで、長期信用銀行の株価を含めましての低迷につきまして、その優先株の取得についての御指摘があつたわけですけれども、経営の合理化それから不良債権の処理等の抜本的な処理、今後の経営改善努力ということを私どもとしては見守つていきたいと思っております。

それで、それについてさらに付加させていただけるとしますと、いわゆる経済の実態というのとは、経済というのはそもそも生き身の人間のつくりつてマーケットでございますので、急速な悪化というものもあり得ると同時に、回復もまた可能であるというふうに考えております。

今後の運営といたしましては、金融危機管理委員会といたしましては、公的資金というものをお預かりしている以上、全体の金融システムの安定

というのもと同時に、景気の回復というものに資するような考え方というものを持つていきたいと

いうふうに思つております。

以上でございます。

○仙谷委員 早急な低落もあるけれども早急な改善もあるんだ。もう九二年から六年間も、景気がよくなるとか、土地が高くなるとか、株が高くなるなどといつけてきたんじやないですか。そんな

前提で国民の公的資金をつき込まれたんじやたまらない。これだけは申し上げておきます。その程

度の経済理論で、経済見通しで公的資金をつき込まれたんじやたまらない。

後で大蔵大臣とも議論するため用意してきて

いますけれども、八九年、九二年の八月十八日、九七年の十月三十一日、九八年の三月三十一日、九八年の八月二十八日、この金融機関の株価の推移表を見れば明らかじゃないですか。何かしなければいけないということで指摘されたつて、まともなことをほんんどしていいないから、どんど

もな金を貸し付けて、これが一兆五千億あるん

金融機関の株だけ下がるんじやないですか。平

均株価が上がっても、金融機関の株だけ下がつておるのでですよ。

こういう経済構造をつくってきたのが日本の政府で、それは佐々波委員長自身の責任ではないかもわからないけれども、今度の公的資金を三月の段階で投入するに当たつて、厳しく、金融機関個々一体一体の資産内容なり財務内容なり営業のトレンドというものを見て投入するかどうか決めたいかないであります。

この一枚目の、まず「日本長期信用銀行の決算書上のバランスシート」という、この一枚をまず見てください。これは決算書にあるままを書いたものでございます。その下に「修正バランスシート」と書いてございます。これは、七千五百億円を今回長期信用銀行が経営改善策の中で放棄する、こうおっしゃつておるんですね。もし、現時点ではなくて三月期に、七千五百億円の債権に、

トレンドといいうものを見て投入するかどうか決めたいようになります。

この一枚目の、まず「日本長期信用銀行の決算書上のバランスシート」という、この一枚をまず見てください。これは決算書にあるままを書いたものでございます。その下に「修正バランスシート」と書いてございます。これは、七千五百億円を今回長期信用銀行が経営改善策の中で放棄する、こうおっしゃつておるんですね。もし、現

時点ではなくて三月期に、七千五百億円の債権に、

全額放棄するんですから全額引き当てていただ

うなるのか。さらに加えて、有価証券の評価損、非上場を含むわけですが、これは損益計算書上、

はっきり、堂々と長銀が公表している数字です、二千四百七十一億円。純資産的にバランスシートをつくると、もう既に、七千五百億円を一〇〇%引き当てるに、自己資本が二千九十九億円マイナスじやないです。どういう審査をしたんですか。

つまり、きのうの長期信用銀行の頭取さんをお呼びしての審議の中でも、この三枚目を見てください、三枚目にある、長銀から――我々から見る

と、まともな企業も少々あるが、ほとんどがいかがわしい企業ですよ。事務所を訪ねていつても、

ワープロで刷つた一枚の短冊みたいなものを一つのビルに五つも六つも張りつけてあるような企業じゃないです。そういうところに単体で一千億内外という、いいですか。百億とか十億じゃないですか、一千万じゃないんですよ、一千億内外

ですよ。多分、そのうちの七千五百億を今度償却

する、放棄する、こう言い出したんだろうと思っているんですよ。この種の債権が長銀のいわば大変なうみとしてたまっているということを三月時点での審査したんですか、しなかつたんですね。
○佐々波参考人 数多くの御指摘ありがとうございました。

ただ、三月時点の公的資金投入につきましては、繰り返し申し上げておりますように、金融システムの安定というのを第一義に考えておりまして、個別行につきましては後ほどでもより詳細な御説明があるかと思います。私どもいたしましては、三月一一日自身、審査委員を拜命いたしましたのは一月二十日でございまして、その後、システム安定につきまして、非常に急速な市場の状態の中に迅速性というものも加味しながら精いっぱいやさせていたいたいたつもりであります。あわせて申し上げますと、私自身の資格といった以上です。

○仙谷委員 少なくとも長銀について、いわゆる長銀が第一分類と言つてあるのは第二分類と言つてある、あるいは第三分類と分類している個別の債権を、ラインシートを取り寄せて審査したんじゃないですか、見てないですか、それだけ言つてください。

○佐々波参考人 御質問にありました審査プロセスについてですけれども、個別行のバランスシートにつきましては、日銀及び大蔵当局のバランスシートをもとにして審査いたしましたので、詳細につきましてはそちらの方からお答えいただけます。

○仙谷委員 委員会としてちゃんと吟味したかどうかを聞いていますよ。経験だけでいいですから。やつてないんだつたらやつてないと言つてください。

○佐々波参考人 咎味につきましては、審査委員会の回数等についてお答えしたいと思います。

三月十二日から二日間にかけまして、立て続けに深更に及びますまで委員会を開きました。であります。申しあげたいといふうに思います。○仙谷委員 委員長、今のは質問の答えになつて、いませんけれども、時間が長かつたからいいといふ問題じやないですからね、言っておきますけれども。徹夜したからいいという問題でもないであります。問題は、例えば長期信用銀行の資産について劣化しているのかしていいのか、劣化しておるのであれば引き当てるべきではないか。引き当てるれば、この銀行が将来この銀行の優先株を取得して、国民に迷惑をかけないように換価できるのか、現金化できるのかというような観点も必要だつたと思うんですね。あるいは三月期の償却の仕方が中途半端である、「なん」とはこの銀行は再起できない、もし再起させるための資金だとしても、そういう観点だつてあると思うんです。以上です。

○仙谷委員 少なくとも長銀について、いわゆる長銀が第一分類と言つてあるのは第二分類と言つてある、あるいは第三分類と分類している個別の債権を、ラインシートを取り寄せて審査しないであります。たゞた五ヶ月間しかたつてないのに。だれが考えたつておかしいじゃないですか。そうでしょう。少なくとも、日本リース以下のセブンシスタンダーズと言われるノンバンクの債権、これが第二分類であるとしても、二〇%は引き当てておいたといふうに思ひます。

○佐々波参考人 御質問にありました審査プロセスについてですけれども、個別行のバランスシートにつきましては、日銀及び大蔵当局のバランスシートをもとにして審査いたしましたので、詳細につきましてはそちらの方からお答えいただけます。

○仙谷委員 委員会としてちゃんと吟味したかどうかを聞いていますよ。経験だけでいいですから。やつてないんだつたらやつてないと言つてください。

○佐々波参考人 咎味につきましては、審査委員会の回数等についてお答えしたいと思います。

三月十二日から二日間にかけまして、立て続けに深更に及びますまで委員会を開きました。であります。申しあげたいといふうに思います。
審査委員を代表いたしまして、委員会の場におきましては、自己査定結果を踏まえて資産の健全性について大蔵大臣及び日銀総裁に御質問申し上げてお答えをいただきました。そのお答えをいたしましたことは、私どもとともに日本にとつての監督行政運営強化について寄与したものといふふうに承知もしくは理解しております。
それから、今後につきましてですけれども、各銀行から健全性確保計画の提出を求めておりまして、今後、こういった経営内容というものをより一層詳細に審査いたしまして、今後とも、おしかりを受けることのないような内容にしていきたいといたします。
今になって急に七千五百億円丸々放棄しますなんてばかな話がどこにありますか、たゞた五ヶ月間しかたつてないのに。だれが考えたつておかしいふうに心しております。
より個別の内容については、私どもとしては詳細については承知しております。

○仙谷委員 今、ラインシートを取り寄せて吟味したら、こんな結果出るはずないじゃないですか。三月から、あなた、六月ですよ。どうですか。

○佐々波参考人 関連会社に對する融資が第何分類にあつて、どのくらい引き当てをされていたのか、わかっているんですか。わかっているんだつたら公銀が言つてゐる第一分類債権、第三分類債権を合計で、一兆五千億円も、このバランスシートの一枚目で計算してござりますが、七千五百億円を一たん除いて、今の長銀が言つてゐる第一分類債権、第三分類債権を合計で、四千百七十三億円もマイナスになるじゃないですか、自己資本が一〇%引き当てただけですよ。

○仙谷委員 こんな会社が何で健全行だということで資本注入を受けられるんですか。こんなことわからなかつたんですね。お答えください。

○佐々波参考人 ただいまのラインシートにつきましては、言ひ直しますと、大蔵省、日銀にお願いをいたしまして、言ひ直しますと、大蔵省、日銀にお願いをいたしました。

三月十二日から二日間にかけまして、立て続けに深更に及びますまで委員会を開きました。であります。申しあげたいといふうに思います。
審査委員を代表いたしまして、委員会の場におきましては、自己査定結果を踏まえて資産の健全性について大蔵大臣及び日銀総裁に御質問申し上げてお答えをいただきました。そのお答えをいたしましたことは、私どもとともに日本にとつての監督行政運営強化について寄与したものといふふうに承知もしくは理解しております。
それから、今後につきましてですけれども、各銀行から健全性確保計画の提出を求めておりまして、今後、こういった経営内容というものをより一層詳細に審査いたしまして、今後とも、おしかりを受けることのないような内容にしていきたいといたします。
今になって急に七千五百億円丸々放棄しますなんてばかな話がどこにありますか、たゞた五ヶ月間しかたつてないのに。だれが考えたつておかしいふうに心しております。
より個別の内容については、私どもとしては詳細については承知しております。

○仙谷委員 今、ラインシートを取り寄せて吟味したら、こんな結果出るはずないじゃないですか。三月から、あなた、六月ですよ。どうですか。

○佐々波参考人 関連会社に對する融資が第何分類にあつて、どのくらい引き当てをされていたのか、わかっているんですか。わかっているんだつたら公銀が言つてゐる第一分類債権、第三分類債権を合計で、一兆五千億円も、このバランスシートの一枚目で計算してござりますが、七千五百億円を一たん除いて、今の長銀が言つてゐる第一分類債権、第三分類債権を合計で、四千百七十三億円もマイナスになるじゃないですか、自己資本が一〇%引き当てただけですよ。

○仙谷委員 委員会としてちゃんと吟味したかどうかを聞いていますよ。経験だけでいいですから。やつてないんだつたらやつてないと言つてください。

○佐々波参考人 咎味につきましては、審査委員会の回数等についてお答えしたいと思います。

それから、審査委員会といたしましては、各行から提出された経営の健全性確保計画といふものの中の、中長期的な配当の維持が可能であるというような記述をもとにいたしまして、資本充実を害する懸念がないという判断のもとにそれを認める、各行の経営判断に任せると、それは、委員

会としての意見が一致したものというふうにお答えしたいというふうに思います。それから、引き受けをいたしました優先株の保全の観点からは、配当が得られなくなるというのは大変遺憾であるとは思いましたが、今後は、詳細なリストア計画、先ほど申しましたような市況の回復というものによって現在のような状態からの回復というものを願うものでございま

す。

○仙谷委員 国民が納得できるようなお答えを全然なさらないじゃないですか。これ、普通の世界で中小企業の人が、ことしほこううに配当を払いますと誤信をさせて資本金として取り入れたら、三ヵ月後に、いや、経営改善政策でもうごとしから配当やめさせてもらいますと言つたら、これは完全に詐欺になりますよ。ね、日野さん、昔のあなたのやつていることだとそうなるでしょう。これを詐欺といふんですよ。もしそれを、その種のことも資産内容の調査から見抜けなければ、これは節穴だつたということしか言えない。

私は、これからまだいろんな口実をつけて資本注入みたいなことをやろうやろうとする人たちがおると思いますけれども、もし仕事をお続けになるんだつたら、国民の税金を使うんですから、あなたの自身の目でラインシートを見て、足で歩いて、債権を調査してやるぐらいの緊張感を持つてやつてください。

次に、話題を変えます。

○宮澤大臣 「金融機関の株価の推移」というのをきょうつくつまつりました。実は、昨年の十一月四日、この場で質問をさせていただきました。つまり、三洋証券が会社更生の申請をしたときでございます。十月三十一日までの株価をそのときには書いてあつたのです。

何が言つたかといいますと、例の、先般の議論でも問題になりました九一年八月十八日の一万四千三百九円の日経平均株価のときの金融機

関の株価、ところが、九七年の十月三十一日には、約二千円日経平均が上がっているのになぜ金融機関はこんなにひどいのですか、もっと、大本営発表をやめて、当時の政府が大本営発表をやめたままにこの原因があるのか、株価が何を表現しているのかといふことをちゃんと認識しなきやだめだ、こう申し上げたのです。

しかし、まだそのときには、不良債権処理も本気でやらないきやいけないとも思つてない。景気は回復に向かって足踏み状態であると堂々と皆さんは言つていた。そんなことはないでしよう、もういいかげんにそういうおためごかしというか、そういうのはやめませんかという話をしたんだけれども、どうも年末までは、クリントンさんから電話がかかつてくるまではそならなかつた、当時の橋本内閣ですね。

その後、いかがですか、これは。九八年の三月三十一日の平均株価がほとんど十月三十一日と変わらないのに、金融株だけはどんどん落ちていゐる。九八年の八月二十八日、せんだつて、バブル崩壊後最安値をつけた、このときにも当然のことながら落ちております。きょうは、平均株価は少々戻しても、金融株は全般にそれほど高くなない。こういう状況にあるのですね、今。

新聞は、あるいはメディアの方は長銀にだけ焦

中で含み益の多い金融機関が比較的高位にあり、それでないものの値下がりが目立つ、こういうことではなかつたかと思います。

○仙谷委員 そこで、今度は大手十八行のバランスシートというのがそこについていると思いまして、貸出金と有価証券を資産項目、負債の方を預金とその他負債、そして貸倒引当金、資本の部、資本の部は額面です。額面といつても、それぞれの大手十八行、日本信託だけちょっと計算上難しかつたものでありますから除いてあります。この資本の部、資本金というふうに計上している部分を合算したものでございます。日本の大手金融機関十八行を一つの金融機関として見立てて、バランスシートをつくるのが上の表でござります。

さらに、今度は修正バランスシートとして、第二分類債権を、梶山さんがよくおつしやつておつたように二〇%を引き当てる、第二分類について、日経平均を一萬四千円と仮定して、有価証券がどのくらい含み損があるか。これは、ついせんだつても各紙がこういう格好で、二十九日付の新聞でしようか、有価証券含み損一覧表というのを出してあります。あるいは、いろいろなシンクタンクからも速報で我々のところへも流れてきております。

それを前提に、含み損を使って計算をしますと、貸倒引当金を十七兆九千億から二十五兆六千億に積み増ざるを得ない。そして含み損を計算

され、いわゆる資本というものが非常に脆弱化している、それはもう御指摘のとおりと思います。

○仙谷委員 ただ、この計算が粗っぽいということが認めます。あらあらであるけれども、このぐらい深刻なんだというの、十八行を一つの金融機関に見立ててバランスシートを組み直してみれば、これほど深刻だ、こういうことなんですね。

さらに、もう一つ。今度話の観点が変わりますが、日本の銀行はオーバーバンキングだとか、あるいはオーバーキャッシュティーだとか、こういう言い方をされていますよね。さつき我が同僚の古川議員の質問に答えて、いや、やはり多過ぎますなどいう意味のことを答えられていましたと思いますが、このオーバーパンキングとオーバーキャッシュティー。

さらに、さて加えて直接金融と間接金融の比率、国民の預金の直接金融への資金の出し方、間接金融への預け方、企業サイドの、直接金融で資金をとる、間接金融から金を借りてくる、この比率が今までもつと思いませんか。あるいは、これまで日本の金融界は、この体質のままビッグバン時代を乗り切れるというふうにお考えですか。どうですか。

○宮澤国務大臣 これだけずっと、お示しの、九二年から下がつてきたことは、これはもうこの表示の示すとおりであります。それは恐らく、もともと金融機関の株といふのは実は非常に高位にありますけれども、御承知のとおりです。いろいろな配当等から見まして、こんなに高いものかなといふふうにお考えですか、全般について。

日本銀行の含み資産というものが急激に減つて、いわゆる資本というものが非常に脆弱化している、それはもう御指摘のとおりと思います。

○仙谷委員 ただ、この計算が粗っぽいということが認めます。あらあらであるけれども、このぐらい深刻なんだというの、十八行を一つの金融機関に見立ててバランスシートを組み直してみれば、低価法というか、実際の財産とは認めます。あらあらであるけれども、このぐらい深刻なんだというの、十八行を一つの金融機関に見立ててバランスシートを組み直してみれば、これほど深刻だ、こういうことなんですね。

ささらに、もう一つ。今度話の観点が変わりますが、日本の銀行はオーバーバンキングだとか、あるいはオーバーキャッシュティーだとか、こういう言い方をされていますよね。さつき我が同僚の古川議員の質問に答えて、いや、やはり多過ぎますなどいう意味のことを答えられていましたと思いますが、このオーバーパンキングとオーバーキャッシュティー。

さらに、さて加えて直接金融と間接金融の比率、国民の預金の直接金融への資金の出し方、間接金融への預け方、企業サイドの、直接金融で資金をとる、間接金融から金を借りてくる、この比率が今までもつと思いませんか。あるいは、これまで日本の金融界は、この体質のままビッグバン時代を乗り切れるというふうにお考えですか。どうですか。

○宮澤国務大臣 一つ一つ申し上げたいこともありますけれども、銀行という部門も、自分で資源配分をするには余りにも大きい預金を抱えて、そのリスクがとれなくなつて、こういう時代だと思うんですね。どうかこれを、みずからが貸し付けた貸付金を債券化してリスクを分散する、一方では、直接金融やつてください、私も直接金融の世界、投資信託も扱わせてください。これをやらない限り、間接金融でこれほど大

数字の計算を私、にわかにできませんけれども、うほど高かつたことはもう御承知のとおりですか。

○宮澤国務大臣 今資料をいただいたばかりで、

うら、それにも関係がありましょうけれども、それ

は、やはり一般的に、金融機関が不良債権を持つて

いるということが株価に反映されていて、その

きいものを自分が資源配分するということは、貸し付けるということは、銀行がリスクをとるわけですから、リスクがとれなくなっている、こういう規模と時代だと思います。

そうしますと、どうしても直接金融の流れをつくらなければならない。これは十年も前から言われていた話だと思うんですが、どうもここが、思ってますけれども、九一年の金融制度改革でも、まだ銀證の垣根がどうのこうのという議論に終始して、こういう反省が私にもござります。ございませんけれども、実情そうだった。

ちなみに直間比率を、まさに直間比率でありますと、企業が資金をとる直間比率であります。が、日本は、間接金融から日本の非金融法人がとつてある比率は四四%、直接金融から三〇%です。アメリカは一〇対六一。イギリスは一二対六六。フランスは一七対六六。ドイツは日本とよく似たというか、日本よりもまだ間接金融の比重が高くて六三対二二、こういうことになつています。

しかし、いずれにしてもこれは、これだけマネーの量が多くなつてきて国民の金融資産が膨れ上りますと、とてもじゃないけれども間接金融を整理していくざるを得ない。間接金融から直接金融の流れをつくらざるを得ない。つまりそのことは、日本のマネーセンター・バンクも、大胆な再編成が行われないともない、そちらの面からも再編成がないともない、淘汰がないともないということをあらわしているんじゃないですか。

○宮澤国務大臣 という状況でありますから、それらの銀行も、新しい金融商品を開発したり、あるいは傘下に証券会社を持とうとしたり、持ち株会社制度ですが、そういったような大変な努力を今しておる。仙谷委員の言わされました大まかな問題は、まさにそういうことだと思います。

○仙谷委員 そこで長銀のような格好になるのか、みどり銀行のような格好になるのか、あるいは弱小の金融機関がばたんとつぶれることになる

のか、いろいろなケースが想定されますけれども、再編合理化という波は必然だという前提を考える、あるいは公共財であるというふうに言つてもいいと思いますね。

銀行というのは、物を売つて何か現金でも抱えておれば再建途上も商売ができる、会社更生法の手続中のようなことができるということにならない

ことです。

そして、長銀だけが問題なのではなくて、大きくな流れとしても、あるいは現時点での日本のマネーセンター・バンク十八行、十九行の問題など、うふうに設定しても、これは長銀だけの問題じゃない、ある種の必然だ、そのための危機管理をどうするのかということが今、国会に問われているのじゃないですか、というふうに私は認識しているのですよ。

そこで、危機管理と、もう一つ重要なことは、借り得とかごね得とか、あるいはつぶれたら国家がやつてくれるんだから高い金利どんどん資金を集めればいいんだとか、高い金利の方にどんどんどん預金をほうり込めばぶれても國家が面倒を見てくれる。あるいははつぶれるときには全部国家が始まつててくれるんだから、そしてうまくいけばそこの株式もまた復活できる。こういうモラルハザードをいかにして排除するか、防止するかといふ観点がないと、危機管理をやつたのはいいけれども、もうモラルハザードのやり放題、悪いやつほどよく眠るという世界が現出するわけあります。

○宮澤国務大臣 ここは、要するに、モラルハザードをなくしながら危機管理をやる、この原点だけはどんなことがあっても手放してはならないと私は思うのですが、どうですか。

○宮澤国務大臣

そのとおりだと思います。

○仙谷委員 そこで、お伺いしますが、金融機能と決済機能というのは、確かにこれは公共性がある、あるいは公共財であるというふうに言つてもいいと思いますね。

一般から、公共性と政府の介入というか権力の介入という問題意識で議論をさせていただいているつもりなんですが、銀行は、なぜ免許制で、検査を受けなければならなくて、早期是正措置の対象になる。なぜなんですか、これ。つまり、一般的な事業会社が、免許制であつたり財務内容について当局の検査を受けなければならぬかり早期是正措置を課されたりしないのに、銀行はなぜそういうものを課されるのですか。いかがですか。

○宮澤国務大臣 その一番成就的な形が金融監督による検査であると思っております。

そして、検査の結果、よければそれでよろしいかないのです。まさにシステムリスクの問題でございます。そういう危機管理が必要だということです。

そこで、長銀だけが問題なのではなくて、大きくな流れとしても、あるいは現時点での日本のマネーセンター・バンク十八行、十九行の問題など、うふうに設定しても、これは長銀だけの問題じゃない、ある種の必然だ、そのための危機管理をどうするのかということが今、国会に問われているのじゃないですか、というふうに私は認識しているのですよ。

そこで、危機管理と、もう一つ重要なことは、借り得とかごね得とか、あるいはつぶれたら国家がやつてくれるんだから高い金利どんどん資金を集めればいいんだとか、高い金利の方にどんどんどん預金をほうり込めばぶれても國家が面倒を見てくれる。あるいははつぶれるときには全部国家が

始末してくれるんだから、そしてうまくいけばそこの株式もまた復活できる。こういうモラルハザードをいかにして排除するか、防止するかといふ観点がないと、危機管理をやつたのはいいけれども、もうモラルハザードのやり放題、悪いやつほどよく眠るという世界が現出するわけあります。

○宮澤国務大臣

免許制である、銀行検査があ

ります。

○仙谷委員 反対からいいますと、免許制であつたり検査であつたり早期是正措置、こういうの

は、マーケットに対する、あるいは私企業に対する政府の介入であるというふうにお認めになりますか。

○宮澤国務大臣 免許制である、銀行検査があ

ります。

○仙谷委員 あるいは最近で申しますなら早期是正措置でありますか、銀行法に基づきます改善命令のよ

うなものの、これらはやはり、そういう業であるがゆえに生じておる政府の介入と申しますか、閣与

であります。

○仙谷委員 そうすると、平常時でもそうでありますから、ここで問題になつておりますように、金融システムの動揺あるいは崩壊近しとかシスティックリスクの発生とかというのは、これはある意味で、いかなる形、いかなる程度であるかは別

にして、今私が申し上げた免許、検査、早期是正

措置、そういう一連の手続のさらに先にある国家の介入、政府の介入がない限り、公共性を維持する、公共性を守るんだ、そういうことにはならないんじゃないですか。つまり、国家の介入が、システムリスクを守るために、防止するためには出てくるんじゃないですか。いかがですか。

○宮澤国務大臣 ちよつとまだ議論が同じ土俵になかなか上がつてこられないんで、聞き方を変えます。そして、検査の結果、よければそれでよろしい、問題があれば恐らく金融監督局において注意を促される、いろいろな種類があると思いますが、そういうことを思ひます。

○宮澤国務大臣 株主総会の固有の権限を一方的に奪い去るということは我が国の法制上できないと思つておりますから、それとの調整は非常に問題がございますが、金融管理人は、かなりの権限を握るうことができるの、そのとおりです。

○宮澤国務大臣 いやいや、ちよつと待つてくださいよ。整理してくださいよ。

株主総会の権限を奪い去ることができないのに、金融管理人は、株主総会の権限を無視してとか排除して、代表権を持つんでしよう、業務執行権を持つんでしよう、財産の管理処分権を持つんじやないですか、ブリッジバンクというのは。ブリッジバンク法案の、破綻認定の後はそうなつておるんじやないですか。

○伏屋政府委員 お答えいたしました。

まさに今先生が言われましたように、金融管理人が選任されますと、その業務を代行するとい

うか、行なうことができるという規定がございま

す。

○仙谷委員 宮澤大蔵大臣、先般、国有化のためには株主総会の特別決議が必要で、株主の権利を

無視した手続は困難だとおっしゃっていますけれども、ブリッジバンク法案、これは株主総会を無視して代表者を選択し、行政命令的です。業務執行権を与える、財産の管理処分権を与える、あなたの論理からいつてどういう理屈からこれがで

きことになるんですか、おっしゃってください。

○宮澤國務大臣 そこはよろしいんですけども、この法律に書いてございますことは、被管理

金融機関における株主総会の特別決議、これは、商法等の定足数に係る規定にかかるはず、出席し

た株主等の議決権の三分の二以上の多数をもつて

できることとともに、再度の株主総会等に

おいて同一の多數をもつて上記の仮決議等を承認

した場合には、そのときに特別決議等があつたものとみなすこととするということをわざわざ法律

に書いておりまして、それからまた、被管理機関

がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、商法等の規定にかかるはず、裁判所

の許可を得て、営業譲渡、資本減少等を行うこと

ができる」とするということで、法律によりま

して、かなりの、いわば株主総会の持つております権限を、ある意味で弱めると申しますか簡略化

するということは書いてございますけれども、基本的には株主総会の存在を無視する、アメリカの場合はそれができるわけですが、それはやはり我が国の法制ではできないと私ども考えております。

○仙谷委員 今おっしゃったのはみなし規定の話でありますから、基本的に、株主総会の決議がな

くても法律によって特別決議があつたものとみなすとか、裁判所の許可を得て営業譲渡や資本減少

なども、ブリッジバンク法案、これは株主総会を無視して代表者を選択し、行政命令的です。業務執行権を与える、財産の管理処分権を与える、あなたの論理からいつてどういう理屈からこれがで

きことになるんですか、おっしゃってください。

あなたが今おっしゃったように、法律の規定によつてできるとおっしゃったんだでしょう。まなし

規定を置くことによってできるわけでしょう。規制をできるという話じゃないですか。規制ででき

るというだけの話であつて、大臣、いいですか、株主総会の決議があるかないか、株主の意思がそ

こで発言をされたかどうかなんて全然関係ない話じゃないですか。何をお考へになつているのですか。

○宮澤國務大臣 この点は、この法案の作成におきまして、いわばこれは司法と行政の接点の問題

でござりますから、行政内部においては、当然、法務省とかなりぎりぎりの検討をしたわけでござ

いますけれども、最後に残りましたことは、規制

でいろいろなことはできる、いろいろなことはで

きるが、株主総会というものはついに存在する、これを無視するということはできないというの

やはり基本的な考え方あります。その権限をいろ

いろシートカットしたり、三分の二というのを

いろいろしたりしますけれども、しかし株主総会

といふものは存在する、これを無視できないとい

うふうに考えておられるわけです。

○仙谷委員 その種の議論は、アブリオリにでき

るとかできないというのは、なぜかというところ

が全部抜けているのですよ。

いいですか。どう憲法二十九条の話なんぞ

しよう。憲法二十九条の二項に、「財産権の内容

は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」、「私有財産は、正当な補償の下に、これ

は、公共のために用ひることができる。」ここで書いてある公共というのは、皆さん方がおっしゃつ

ている、システムクリスクを排除するというの

は、公共の利益とか公共のためではないのですか。どうですか、お答えください。

○宮澤國務大臣 難しい議論になりますと、よう

お答えいたしませんが、そういう意味合

いだと思います。ただ、株主総会という、これ

は、人格はやはり存在するということに立つてい

るわけで、これは無視できない、公共のためとい

えども。

○仙谷委員 そうすると、無視はできないけれども、規制、つまりみなし規定を法律で置けばでき

るという理論ですね。

○宮澤國務大臣 まなし規定にはやはりそれなりの限度がありまして、その本体をゼロにするよう

なみなし規定というものはやはりあり得ないと私どもは思つてゐる。

○仙谷委員 限度はだれが決めるのですか。アブリオリに天が決めるのですか。だれが決めるのですか、お答えください。

○宮澤國務大臣 それは、行政権と司法権の接点の問題でござりますから、事実上の立法上は、私どもは法務省においてその限度を考えてもらつて

いる、こう申し上げるべきだと思う。それはしかし、それすらも将来違憲だという判断を受ける危険は、これはござります。

○仙谷委員 そのところは、私は、司法権と行政権の侵害の問題ではなくて、まさに私権に対する

公共性ゆえの制限が、所有権に対する制限が、いろいろ具体的な状況の中で合理性を持つつかどうか、それこそ司法判断を最終的に仰ぐ、時代とともに変わり得る可能性のある事柄だと思うので

したがつて、私どもは、古今未會有の、皆さん

方の話を聞いていたら天地がひっくり返るような

ことをおっしゃるこの金融システムリスクの

発現といふものに対しては、ほとんどマイナスに

近づいている株式を強制取得する、このことは、

方の話を聞いていたら天地がひっくり返るような

ことをおっしゃるこの金融システムリスクの

発現といふものに対しては、ほとんどのマイナスに

近づいている株式を強制取得する、このことは、

今までの考え方からいつたら問題があるかもわからぬけれども、しかし、許されると。ここを許さ

れてシステムクリスクを排除しなければ、到底

ダメだ、こう思つておられるわけですね。そういう考

え方なんですよ。

何か御意見はございませんか。

○宮澤國務大臣 あります。

それは、専門家にチャレンジをする気持ちはございませんけれども、死にかかるいる株主権で

もそれは株主権でござりますから、もう死にか

かつている人間は人間でないという、そうおっしゃつたのではないのですけれども、やはりそこには人格というものがある。法人格というものが

ある、素人でございますが、そう思います。

○仙谷委員 死にかかるいる話をされましたけれども、別に補償をしないと言つてゐるわけじや

ないです。

それから、一つお考へいただきたいのは、人間の命と、しょせんは金は金なんですよ。人間の命とは重さが全然違うのです。人権の中でも、生

命を維持する権利と財産を保持する権利の重さは、質ともに違うということだけはお考へください。

○仙谷委員 限界はだれが決めるのですか。アブリオリに天が決めるのですか。だれが決めるのですか、お答えください。

○宮澤國務大臣 それは、行政権と司法権の接点の問題でござりますから、事実上の立法上は、私どもは法務省においてその限度を考えてもらつて

いる、こう申し上げるべきだと思う。それはしかし、それすらも将来違憲だという判断を受ける危険は、これはござります。

○仙谷委員 そのところは、私は、司法権と行政権の侵害の問題ではなくて、まさに私権に対する

公共性ゆえの制限が、所有権に対する制限が、いろいろ具体的な状況の中で合理性を持つつかどうか、それこそ司法判断を最終的に仰ぐ、時代とともに変わり得る可能性のある事柄だと思うので

したがつて、私どもは、古今未會有の、皆さん

方の話を聞いていたら天地がひっくり返るような

ことをおっしゃるこの金融システムリスクの

発現といふものに対しては、ほとんどのマイナスに

近づいている株式を強制取得する、このことは、

今までの考え方からいつたら問題があるかもわからぬけれども、しかし、許されると。ここを許さ

れてシステムクリスクを排除しなければ、到底

ダメだ、こう思つておられるわけですね。そういう考

え方なんですよ。

何か御意見はございませんか。

○宮澤國務大臣 あります。

それは、専門家にチャレンジをする気持ちはございませんけれども、死にかかるいる株主権で

もそれは株主権でござりますから、もう死にか

かつている人間は人間でないという、そうおっ

しゃつたのではないのですけれども、やはりそこ

には人格というものがある。法人格というものが

ある、素人でございますが、そう思います。

○仙谷委員 死にかかるいる話をされましたけ

れども、別に補償をしないと言つてゐるわけじ

やないです。

それから、一つお考へいただきたいのは、人間の命と、しょせんは金は金なんですよ。人間の命とは重さが全然違うのです。人権の中でも、生

命を維持する権利と財産を保持する権利の重さは、質ともに違うということだけはお考へください。

○仙谷委員 限界はだれが決めるのですか。アブリオリに天が決めるのですか。だれが決めるのですか、お答えください。

○宮澤國務大臣 それは、行政権と司法権の接点の問題でござりますから、事実上の立法上は、私どもは法務省においてその限度を考えてもらつて

いる、こう申し上げるべきだと思う。それはしかし、それすらも将来違憲だという判断を受ける危険は、これはござります。

○仙谷委員 そのところは、私は、司法権と行政権の侵害の問題ではなくて、まさに私権に対する

公共性ゆえの制限が、所有権に対する制限が、いろいろ具体的な状況の中で合理性を持つつかどうか、それこそ司法判断を最終的に仰ぐ、時代とともに変わり得る可能性のある事柄だと思うので

したがつて、私どもは、古今未會有の、皆さん

方の話を聞いていたら天地がひっくり返るような

ことをおっしゃるこの金融システムリスクの

発現といふものに対しては、ほとんどのマイナスに

近づいている株式を強制取得する、このことは、

今までの考え方からいつたら問題があるかもわからぬけれども、しかし、許されると。ここを許さ

れてシステムクリスクを排除しなければ、到底

ダメだ、こう思つておられるわけですね。そういう考

え方なんですよ。

何か御意見はございませんか。

○宮澤國務大臣 あります。

それは、専門家にチャレンジをする気持ちはございませんけれども、死にかかるいる株主権で

もそれは株主権でござりますから、もう死にか

かつている人間は人間でないという、そうおっ

しゃつたのではないのですけれども、やはりそこ

には人格というものがある。法人格というものが

ある、素人でございますが、そう思います。

○仙谷委員 これはメディアの方にもよくわか

つてもわからないと、もう混同されて、長銀の問題と

このブリッジバンク法案の問題と。

要するに、我々の言い方からいえば、長銀は、

事実上破綻もしくは破綻に近いけれどもまだ破

綻していない。このとき、長銀にどういう支援と

いうか救援をすれば、最も国民経済的に最小コス

トで、危機管理をしながら、さつき申し上げたよ

うにモラルハザードを排除できるか。この二つの観点で、どうやれば最小コストでこの長銀問題を切り抜けられるか、こういう問題だと思いますね、こつちは。今、そのスキームとかルールはほとんどないということだと私は見ていました。いかがですか。

○宮澤國務大臣 おっしゃる意味は、破綻をした金融機関を……（仙谷委員「破綻前」と呼ぶ）破綻前、破綻前の……

○仙谷委員 我々は事実上破綻だと思っているけれども、皆さん方は破綻と思っていないのでしょうか。

○宮澤國務大臣 はい、さようです。

○仙谷委員 そういう状態の危なつかしいところを……

○宮澤國務大臣 でございますから、その銀行が、自衛のために合併をしたいという話が起こつておるわけでございます。

○仙谷委員 だから、それは、後から時間があつたら聞きますけれども、皆さん方が力を入れて、両方の背中をよしよし押して、合併させよう、合併させようとしていますけれども、自主的な合併であれば、それはあなた、マーケットの世界といふか私的の自治の世界だから、ほつておけばいい話ですね。だから、さくら銀行が三千億円、資金をどこから取るという話も、これは基本的にやつていただきたいいい話でございます。

だから、私が言っているのはそういう私的な話ではなくて、程度問題とかやり方はあります。が国家がそれこそ介入をして、破綻寸前というか、破綻近しというか、あるいはこのままではもう何年ももたないだろうというところを、国家が介入しながら何とかこれを整理する。つまり、整理をする、そういう破綻前のスキームというのは今は我が国にはありませんねということを言つているのであります。いかがですか。

○宮澤國務大臣 長期信用銀行とあえて申しますが、常識的に考えまして、長期信用銀行がそういう

つまでも長期信用銀行という名で残っていることはないだろうと一般に考えられておりますが、そのような苦境にあって、長期信用銀行が友達の銀行と合併話を進めておる。

その合併話の中に、国は資本率が非常に低下いたしましたときには状況いかんでこれを補強することができるという制度がございます。したがつ

て、この合併話の中には、この制度が活用され、制度を利用するという部分が入つておりますので、この制度がなくて合併話だけが進行しているわけではない。

ただし、この制度を資本を投下する場合からいいますと、状況によって、そういう状況をもたらした銀行はそれなりのいわば責任を負わなければならぬ。社会的に何もしないでそれができるはずはない。それは経営陣の終退陣であり、あるいは退職金の返還であり、海外支店の廃止であ

るといふふうに考えておられます。そこで、この制度を協議している、こういうふうに考えておられます。

本店の売却であり、従業員の削減であり、いわば極めてきついリストラをしなければ国のそういう処置は期待できませんよということの上に両行が合併話を協議している、こういふうに考えておられます。

ですから、先生のお話によりますと、そういう条件ができまして、本当に片つ方の銀行がいわば、どなたかせんだけつスクラップとおっしゃいましたが、ちょっとと適当な言葉がございませんが、もはやその名前で存続することはないといふ、そこまで決心いたしましたときに、国はその

何が喜ばしいのですか、こんなもの。さつきから申し上げているように、回収できる債権は投げ捨てるわ、まだだいしばりあるような感じは醸し出されるわ、全然我々の前に明らかになつていなかつやないですか。どこがリストラなんですか。

さらに、かてて加えて、株主に対する責任の追及の仕方が全く甘いぢやないですか。何で株主が権利が残って、国民が税金を投入して長銀を支えなきやいけないんでですか、合併できるようになります。

○宮澤國務大臣 これも申し上げておりますとお

われておりますが、そんなものはなくていいんだ、合併で、それで資本注入をしてやればいいんだということならば、もう御自由におやりください、時の政府が裁量行為でどんどんやつていただいていることになりますが、ここは考くしかりまへんな、こういうことになるのですよ。それでいいんですかと私は聞いているのです。

○宮澤國務大臣 それは何日も御審議をいたしましたことですし、昨日も参考人が言われたように承知しておりますが、長期信用銀行は金融監督府長官のもとに極めて厳しいリストラ計画を提出いたしました。それによって自分たちは自分たちのいわば責任をとるので、ひとつ金融監督府に、政府に御考慮を願いたい、こう言っておられるのであります。のんべんだらりとただ救つてくださいというようなことではないことはもう御承知のとおりでございます。

○仙谷委員 しかし、先般からの長銀に対する政府の態度を見ていますと、このリストラ計画についての反応が甘いです。長銀のリストラ計画について、経営改善策について大歓迎みたいなことを言つておられるのであります。のんべんだらりとただ救つてくださいというようなことではないことはもう御承知のとおりでございます。

○仙谷委員 しかし、先般からの長銀に対する政府の態度を見ていますと、このリストラ計画についての反応が甘いです。長銀のリストラ計画について、経営改善策について大歓迎みたいなことを言つておられるのであります。のんべんだらりとただ救つてくださいというようなことではないことはもう御承知のとおりでございます。

○仙谷委員 しかし、先般からの長銀に対する政府の態度を見ていますと、このリストラ計画についての反応が甘いです。長銀のリストラ計画について、経営改善策について大歓迎みたいなことを言つておられるのであります。のんべんだらりとただ救つてくださいというようなことではないことはもう御承知のとおりでございます。

あれだけのリストラをしたということは、気の毒ではあるが、長銀としてはこれは当然のことであるというふうに考えております。

それから株主のこととござりますが、ここは考え方があると思いますが、長銀の考え方では、いざれにしてもこれは両行の合併になる、合併比率の場合に長銀の株主は非常に不利な条件を甘受しなければならない、それによつて株主が責任を負う、こういう考え方をとつておるようになります。

○仙谷委員 先ほど、私どもでつくった修正バラシートをお見せしましたけれども、ああいう観点からいと、長銀の株主は一銭の配当もなく一銭の残余財産の分配もなくとも何にも言えない状態じゃないですか。そこを、非常に厳しい、その程度では困るんですよ。国民の方は泣いても泣き切れない。

○仙谷委員 話題を変えます。

次に、このブリッジバンク法案で、破綻、それから金融管理人の選定、それから審査判定委員会の判定、営業譲渡、それから、あるいは整理回収銀行、ブリッジバンク、こういう格好になるわけです、この破綻認定から判定まで、期間はどのくらいを想定しているんですね。このスキームを見ますと、この破綻認定から判定まで、期間はどのくらいを想定しているんですね。

○伏屋政府委員 今先生の言われました期間の話でございますが、全体は法律に二年プラス延長三回という話はしてあります。が、今、選任されて、さらに審査判定基準に基づいてブリッジバンクへ移行する期間は、なるべく短ければ短い方がいいと私どもは考えております。

○仙谷委員 大蔵大臣はどのぐらいだと思います。

○伏屋政府委員 なるべく短い方がいいと申し上げましたんですが、今までの実例でいいますと、例えば半年とかかかるているものもございません。いやしくもかなりの銀行がその姿を消すといふ、そのことの大きな影響を考えますと、とても歓迎という感じではございませんで、むしろ、すよ、実は。ここが、私、専門家に聞きました

ら、この法案の持つ最大の弱点、最大の欠点だと
言われているんですね、この期間が。
つまり、債権の仕分けとか、不良債権であるか
優良債権であるか、あるいは第二分類だつたらa
であるかと、その仕分けをここでやら
ねばいけないものだから。そして金融危機管
理委員会の中に判定委員会をつくって、これこそ
大変な作業ですよ、一本一本いかないといけませ
んから。借り手からいえば生死を決するような話
ですからね、これは。これは時間がかかる。時間
をかけないと、さつきの、三月の長銀の公的資金
投入のようにもちやくちややると、拙速をやると
大変なことになりますから、やる。
それで、半年と言わされたけれども、まあ半分の
三ヶ月にしましよう。(三ヶ月も)この仕分けの期
間をかけると、いい得意先は全部いいところへ
行つてしまふ、残つたのは、そういう言い方をし
たらなんですが、余り善良でもない、健全でもな
い借り手が残る、こういうことになるわけです
ね。
それから、国際取引では、この間、菅代表が予
算委員会で聞きましたけれども、この金融管理人
がレシーバーという訳文で、皆さん方が、政府が
外へ流している以上、やはりレシーバーが立つた
ということはデフォルトだ、こういうことになる
というのですね。インター銀行の中でも、これ
は非常に資金がとりにくく状況になるだろうとい
うことが専門家の間で言われておるわけでござい
ます。
先般衆の議論との関係でいうと、じゃ、これは
委員会でもお尋ねがあつたと思いますが、ぐずぐ
ずしていると、いい取引先はよその銀行に持つて
いかれる、よそ銀行との話がつくというのにな
ら、それならば実際そんなに心配したことな
どですか。

○宮澤国務大臣 今のお話ですが、それは私ども
の中でも実は議論をしておりますし、先般もこの
委員会でもお尋ねがあつたと思いますが、ぐずぐ
ずしていると、いい取引先はよその銀行に持つて
いかれる、よそ銀行との話がつくというのにな
ら、それならば実際そんなに心配したことな
どですか。

ませんので。今の世の中の状況は、三十年も銀行と本当にまじめに取引している人たちですら縁を切られるような世の中でござりますから、なかなかよそが、うちととくふうにはやつてくれない。今の状況は残念ながらそういう状況だと私は思いますものですから、そういうことになればむしろ問題は少ないがなと思います。

むしろ申し上げたいのは、そうやって選別しましたときに、残ったものはいわばいいお客様なんばかりである、悪い債務は整理回収銀行が買つていつたという状況で、それなら丸ごといただきましょうかという銀行が出てくるのを期待する、こういうのが実情ではないかと私は思っているのですが、

○仙台委員 本当にですか。この間の日々の資金繰りは、預金保険機構がいたします。

非常にゆるしいことだということにもなるのじゃ
ないですか。

○伏屋政府委員　お答えいたします。

今この法案で想定しておりますのは、まさに日銀の融資といつても、いずれ預金保険機構から資金援助という形で返ってくるといういわば当てがあるわけでございまして、先日大臣が言われましたのは、いわゆる単純な日銀の特融がどのくらいの期間統けられるだろうかという御趣旨で大臣はお答えになられたと思つております。

○仙谷委員　もしそうだとすれば鈴木漱夫先生が非常におかわいそうで、やはり鈴木先生の今度の質問のときに訂正をされた方がいいと私は思いま

最後に、ちょっと時間がなくなりましたが、今一度、長銀と住友信託の合併の話が出ていますね。

また時間があつたらこれをやりますけれども私の常識と経験からいふと、この合併というのは、言葉は踊つていますけれども、當業譲渡度ない以上、大変無理筋であると思ひます。いかがですか。

○宮澤国務大臣 どうざいますから、長期信用銀行側はそのような不良債務をリストラをやつて整理をしなければならない。それがああいうリストラのきつさになるわけでございますが、まさにおつしやいますように、銀行自身が整理をいたしませんと合併というものが成り立たない、そういうことでござります。

○山谷委員 終わります。

○相沢委員長 これにて山谷君の質疑は終了いたしました。

次に、石井啓一君。

○伏屋政府委員 お答えいたします。
今この法案で想定しておりますのは、まさに日銀の融資といつても、いずれ預金保険機構から資金援助という形で返ってくるといういわば当てがあるわけでございまして、先日大臣が言われましたのは、いわゆる単純な日銀の特融がどのくらいの期間続けられるだろうかと、いう御趣旨で大臣はお答えになられたと思つております。
○山谷委員 もしそうだとすれば鈴木淑夫先生が非常におかしいそうで、やはり鈴木先生の今度の質問のときに訂正をされた方がいいと私は思いました。
最後に、ちょっと時間がなくなりましたが、今一度、長銀と住友信託の合併の話が出ていますね。私は、これは法律家の常識から考えると大変おかしいと思つているのですよ。というのは、高橋さんという住信の社長さんが、いいところしか知らない、こう言つてゐるわけですよ。そうすると、どう考へても、いいところを営業譲渡で住友と信託に渡す、長期信用銀行として残つたものは、余りよくない債権と負債を整理していく、こういうことにしか、住信さんの社長の言い分を聞くとそうしかないんじゃないと思ふんですね。
そうじゃなくて、合併を無理やりやらそつとすると、不良債権をまず償却しなければいかぬですね。どこかへ売り飛ばさなければいかぬですね。これを受ける受け皿はないじゃないですか、今、破綻していないんだから。自由に不良債権を売買させて、つまり一兆円ぐらい資本注入をして、無理やり合併させるみたいな話にしかならないじゃないですか。

○宮澤国務大臣 でございますから、長期信用銀行側はそのような不良債務をリストラをやつて整理をしなければならない。それがああいうリストラのきつさになるわけでございますが、まさにおつしやいますように、銀行自身が整理をいたしませんと合併というものが成り立たない、そういうことでござります。

○山谷委員 終わります。

○佐沢委員長 これにて山谷君の質疑は終了いたしました。

次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 平和・改革の石井啓一でござります。

まず長銀問題、先日もお聞きしましたが、時間がございませんでしたので、引き続き長銀問題をお聞きしたいと思います。

これまで長銀問題につきましては、その責任追及ということ、責任の明確化ということで、経営者の責任ということが随分議論をされてまいりましたけれども、一方で、長銀の株主の責任をどうするのか、まずこれにつきまして質問をいたしたいと思います。

長銀の株主の責任につきまして、昨日、大野木頭取は住友信託との合併の比率で株主への負担をお願いする、こういうふうに参考人でお答えになりましたけれども、これは具体的にどういうことになるのか、御説明をいただきたいと思います。

○日野政府委員 お答えをいたします。

合併比率を決定する場合には、御案内のとおり、両行の企業を評価するということが必要となります。

この企業の評価につきましてはいろいろな考え方があるかと思います。例えば、帳簿上、単純な

に資産から負債を引く、あるいは場合によっては、株式の市価を基準としまして、例えば現在の株式の市価に現在の発行株数を掛けるとかいったようなものもある方法があるかと思いますが、要は両行の、いろいろな方法によって計算された企業の評価額というものを比率によって計算して、出てくるのが合併の比率となるかと思います。

これが具体的にどういうふうに決定されるかといふことは、これから合併交渉の進展に伴って決定されることになるかと思いますが、その前提としては、やはり企業の評価といつものもちろん当然必要になつてこようかと思います。

○石井(啓)委員 一般的に合併比率を検討する場合、おっしゃるところだと思います。

そこで、長銀の場合、公的資金を入れる前と入れる後と、どの時点で長銀の企業の評価を行うのか。私は、これは一つ大きな課題であろうかと存じます。

といいますのは、一般的に上場企業の場合は、合併比率といふのは株価がベースというふうに言われておりますけれども、公的資金を入れますと株価が上がるということが考えられます。実際に、公的資金の話が出ただけで、長銀の株価は、八月の二十日、これは終わり値でござりますけれども五十六円でございましたが、翌日の八月の二十一日には七十四円にぼんと上がつております。まあその後はまた国会等の審議云々で、昨日ではまた五十円ということになっているようござりますけれども、今後、公的資金を実際に導入ということになりますと、長銀の株価が上がるということになります。

そういたしますと、株主の責任といふのは、公的資金を入れた後の株価で評価をしますと、株主の責任をとらせる場合にはならないのではないか。いつの時点での、今は株価ということで一つ申し上げましたけれども、公的資金を入れる前と入れる後と、どの時点での長銀の企業の評価を

行って合併の比率を出すのか。私は、長銀の株主の責任を合併比率でとらせるとはそれが大きな問題である、こういうふうに認識をしておりませんが、その点はどうでしょう。

○日野政府委員 お答えいたします。

株式の市場価格ということもその一つのメルクマールになるかと思いますが、公的資金を投入いたしますと、当然のことながら資産がそれだけ増加するわけでございまして、当然企業の評価額が高まることは、資産の増加によって明らかになるかと思います。

ただ、現時点では公的資金をいつ注入するかといたしまして、その前から後かによって違つてくるかと思いますが、これは、いずれ両行の合併交渉におきまして、それをどちらの時点でやるのかということを決めてこられるものというふうに理解しております。また、当然それは両行の株主総会の決議も必要となることでございますので、そういうふうに考えております。

○石井(啓)委員 端的に申し上げますと、私は、

公的資金導入以前の長銀の評価でやらないと、長銀の株主の責任をとらせるということにはならないのではないか、それを長銀と住友信託との交渉だけにゆだねていて、果たして、株主の責任を明確化させた、公的資金導入の前提として株主の責任を明確化したということになるのであろうか、こういう問題意識を持つておるわけございまして、その点、どうでしよう。

○日野政府委員 お答えいたします。

今後、合併比率を計算する場合にも、公的資本の分を従前の株主の分と区分いたしまして計算することも可能であります。そこは、長銀がこれから合併をするに当たりまして、どういうふうにして株主に対する責任をとつてもらうかということをお考いただけるものというふうに考えております。

○石井(啓)委員 この問題は、そもそも長銀に公的資金導入が必要なのかという問題とも絡んですけれども、私は、公的資金を入れた後の合併では株主責任は問うことが難しいんではないか。この長銀のケースでは、自己資本で不良債権を償却すると言つてはいるわけですが、資本比率は下がるとはいえる資本が残るという政府の御説明でありますから、その状況で住友信託と合併しても何ら差し支えないんではないか。入れるとすれば、むしろ合併後に公的資金を入れる方が株主の責任という意味ではすつきりとれるんじゃないか、こういうふうに思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

これは公的資金をいつ申請してくるかということがわかってきてまいりますので、御質問に対しては直接今すぐストレートにお答えできないのがまことに残念なんですが、いずれにいたしましても、公的資金の注入前に計算するということになれば、お説のとおりにならうかと存じます。

○石井(啓)委員 私は、今回、長銀の株主の責任を最も明らかにする方法は、長銀の自己資本で不良債権を償却した後減資をすべきである。減資をすれば、長銀の従来の株主の責任といふのはその時点ではつきりするわけござりますから、私は、株主責任を明確化するということであれば、合併比率云々というよりは、この九月の中間期で不良債権を償却する、その後に減資をすべきである、それが最も株主の責任を明確化することにならうかかなり薄くなっているといいますが、低下

す。

今後、合併比率を計算する場合には、お説のように、合併比率だけでなしに、減資という方法があることも可能であります。そこは、長銀がもう御案内からは思いますが、この長期信用銀行の場合は、債権者がかなり多数、それも異種の債権者が多くあります。また、金融債につきましては、毎月償還期限が来るといったような形で、長銀に対する債権者の数、それから種類がさまざまに分かれていますので、これは私が長銀がなぜ減資の方法をとらないかということを推測しているだけですけれども、恐縮でござりますが、恐らく、商法上とするべき手続、減資の手続をとるということになりますと、極めてその手続が多岐、煩瑣、複雑にわたるというようなことかども、そういう方法をとらずに合併比率ということでお考えになつていいのではないかなど、いうふうに推測しておる次第でござります。

○石井(啓)委員 大蔵大臣に、今のやりとりを聞いておわかりになつたと思いますけれども、私は、手続が複雑だからということやらないといふのはどんなんものかな。これだけいろいろな意味で問題になつてゐる長銀でござりますから、経営者の責任とあわせて株主の責任をきちんと明確化するという意味では、先ほどから申しておりますように、やはり長銀が中間決算後減資を行う、これが最も株主責任をとるやり方であり、そういうやり方で初めていわばモラルハザードも防げるのではないか、こういうふうに考えておるわけござります。いかがでございましょう、大臣、御見解を。

[委員長退席、石原委員長代理着席]

○宮澤国務大臣 私も、今監督庁の長官がおつしやったように実は推測をしておりました。非常に債権者が多くございますから、減資といつても簡単ではない。それに、いつの時期をもつて減資をするかというのももう一つ問題でございまして、その反しまして、合併比率というのを合併時

ざいましたけれども、十分な債権の回収努力を行わないで債権を放棄する、その一方で、そのために過少となる資本を穴埋めするために公的資金を入れる、こういったやり方を安易に認めますと、これは本当に最大のモラルハザードになるのではないか、その点をやはり私どもは大変心配をしておりまして、その点についての見解はいかがございましょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

確かに、お説のように、セーフティーネットを充実いたしますと、逆にモラルハザードが起こりやすいということは、これは間違いない事実だろうかと思います。

しかし、本件の場合、單に債権放棄をするからいきなり公的資金を注入してくれというのであれば、これは明らかにモラルハザードだと思いますけれども、長銀の場合は、そういうふたことでなしに、改善策をいたしまして、取締役全員の退任でありますとか報酬の大額な削減などなど抜本的なリストラ策を行うほかに、株主責任につきましても、先ほどからお話を出しておりますように、合併比率を通じて既存の株主にも負担を求めるといったようなことになつておりますので、單にセーフティーネットをつくつたらモラルハザードにすぐ結びつくという、その弊害はそこでかなり断ち切られているものと存じます。

○石井(啓)委員 ちょっと大臣にお尋ねしたいのですが、住専と比較して今回のケースをお考えいただきますのでござりますけれども、日本リース等の三社も住専と同じノンバンクでございます。農協系の金融機関が大量に貸し込んでいるという意味でも構造は同じであるというふうに考えますけれども、一方で住専は破綻をさせました。今回、ノンバンク三社は破綻させない分、住専よりなおさら悪いのではないか、こういうふうに私は思いますけれども、その点、どうでござりますか。

○宮澤国務大臣 住専は破綻させたのではなくて、住専七社でしたか、破綻した結果、その後を

だれがどのぐらいしょい込むかという、そういうお話を聞いたと思うのでござります。今度の場合は破綻という状況があるわけではございません。

○石井(啓)委員 いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、長銀の責任のみならず、やはり債権放棄を受けるノンバンクの責任の明確化ということも十分明らかにされなければ、到底国民の納得は得られない、このことは重ねて指摘をしておきたいと思います。

続いて、質問のテーマを変えまして、六月の長銀株ですけれども、これが六月の当初から比べますと大変な下落、暴落になつております。ちょっと

と終わり値だけ紹介しますと、六月の三日で二百円でございましたが、四日では百九十九円をつけておりますけれども、五日になりますと百八十一円、九日には百六十七円、六月十五日に百五十二円、六月の十七日には百二十三円、六月の十九日には百十二円、何と六月二十一日はストップ安、前日比五十円安になつて六十二円、六月二十五日には五十八円と、わずか三週間の間で二百円から五十八円まで暴落をしているわけでござりますけれども、この長銀株の暴落の要因をどのように認識をされているのか、確認をしたいと思いま

す。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

個別の銀行の株価についてどういう要因かといふのは、私どもちょっと、なかなか知り得る立場にございませんし、また、申し上げられる立場でもないという点を御理解くださいませ。

○石井(啓)委員 もともとは、これは長銀自身の経営内容がやはり悪かったということである意味で、身から出たさびということだと思いますけれども、片や一方で、いわゆるヘッジファンド等の株の売り浴びせを受けたということも指摘をされております。

私は、マーケットは当然のことながらこれは尊重すべきものというふうに考えますけれども、一方で、マーケットの暴走をやはり抑えること、こ

れも必要であるというふうに考えておりまして、私はその観点から、これから具体的な提案を申し上げたいと思います。

まず一つは、現在、銀行株はいわゆる貸借銘柄、売りも買いも信用でできるという銘柄になつておりますけれども、これを現物銘柄にすべきではないか。要するに、現金と現物の株ということで現物銘柄にすべきではないかというふうに提案を申し上げたいと思いますけれども、この点についていかがでございますか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

どの株がまさに今言わたった信用取引貸借銘柄になるかというのは、まず法律の段階と自主ルールの段階でございまして、法律の段階では、証券取引法は、具体的に信用取引の対象銘柄については何ら法的な規制を行つていかないわけでございませんが、したがいまして、もう一点の自主ルールの話でございますが、証券金融会社及び証券取引所が、信用取引の円滑な執行という観点から、自主任ルールとして今先生の言られた銘柄の選定基準を定めているわけでございます。

ここで今言われましたのは、現物ということ

は、銀行株を信用銘柄から除外してはどうかとい

う御趣旨 御提案だと思います。考え方として一つあるかとは思いますが、技術的な点で申し上げますと、信用取引が投資家の売買にもたらす影響とか、それから海外における債券取引には特段の規制がないこと等がございまして、結局は、これは自主ルールでございますので、証券取引所等は、自主規制機関における、いわば先ほど言いました自主ルールの整備に伴いますいろいろな作業が、これは物理的なものも含めましてございまして、そのために必

要な期間ということで、法律の附則で平成十年十二月一日としたところでございまして、その点の取引を停止して、その真相について調査すべき作業というようなことも御理解いただきたいと思います。

○石井(啓)委員 それでは、最後にちょっと大臣

二つ目が、空売り規制がございまして、これは実はこの通常国会で金融システム改革法案に盛り込まれたわけでございます。金融システム改革法は我が会派も賛成をしたわけでございますが、この空売り規制について、ことしの十二月一日が施行日になつていてるわけでございますけれども、これ前倒しで実施してはどうか。いろいろな法技術上の問題はあるかと思いますけれども、特段、前倒しで実施することに支障はないと思うのです、あるいは証券市場の内規でこれが決まっているということのようでございますから、銀行株を市場で現物銘柄にすべきではないかというふうに提案を申し上げたいと思いますけれども、この点についていかがでございますか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

二番目の提案として申し上げたいと思います。この空売り規制を前倒しでやる、こういうことを二番目の提案として申し上げたいと思います。この点について、いかがでしようか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

今先生が言われましたように、有価証券を持たないで、有しないで売りを行うという空売りにつきましては、さきの国会で成立させていただきました金融システム改革法で、まさにその改正が行われたところでござります。

この空売り規制に係ります改革法の施行日が、この空売り規制に係ります改革法の施行日が、実を言いますと、今先生も言われましたのですが、これから関係する政省令とか告示の改正作業があるわけでございます。これはむしろ私ども行なつてしましては、証券取引所等は、自主規制機関の方の仕事でございますが、一つ大事な作業といたしましては、証券取引所等は、自主規制機関における、いわば先ほど言いました自主ルールの整備に伴いますいろいろな作業が、これは物理的なものも含めましてございまして、そのために必要な期間ということで、法律の附則で平成十年十二月一日としたところでございまして、その点の取引を停止して、その真相について調査すべきではないかというふうに考えます。

○石井(啓)委員 三つ目の提案でござりますけれども、いわゆる風説の流布が想定される場合、株式を現物銘柄にすべきではないかという提案で

現状をお伺いいたしますと、証券取引所の判断によつて、現在では、例えば合併とか破綻のうわさが出た場合は、当該会社が声明等をしてそれについて明らかにするまでの間は取引を停止する、こういうことで自生ルールで定めておるようですが、ございましてけれども、これをもう少し広く運用して、例えばこの長銀の場合もいろんなうわさが市場で流れているんですね。この六月でいえば、例えばスイス銀行との提携が解消するのではないかとか、資金繰りが逼迫しているのではないかとか、あるいは日債銀と合併するのではないかとか、そんなうわさ等々も出ていまして、そのたびに暴落をしておりまして、こういう風説の流布が想定される場合、取引を停止し、その真相について調査すべきである、このことを三つの提案として申し上げたいと思います。

○松橋政府委員　お答えいたします。

この金融システム改革が進められる中で、公正で信頼できる市場への要請が大変高まっているわけございますが、今委員御指摘の意図的なうわさあるいは風評を流して、それをもつて証券取引を行つたりあるいは相場変動を図つたりするというようなことは、あつてはならないことと考えております。委員会といたしましては、取引の公正を害する証取法違反があつた場合には厳正に対処していくということをございます。

それから、取引の停止や中止ということでござりますけれども、証券取引等監視委員会といたしましては、市場ルールの遵守状況を監視していくということを通じて、市場の公正性、透明性の確保に努めているところでございまして、私どもとして取引の停止等を行う権限は持つております。

○石井(啓)委員　それでは、最後の四つ目の提案でござりますけれども、この長銀に関してどういふ売り買いが行われてきたのか、いわゆる長銀株に関する手口ですね。これは本来、いつの時点でだれがどれくらい売り買いたか、こういうことでもござりますけれども、この手口を明らかにすれ

ば、これがどういう経緯で株式が下がつてとかはつきりするわけございませんが、これをすべて明瞭にすることになりますが、この証券会社の顧客のプライバシーにかかるところで、少なくとも長期間する証券会社の自己売買分について公にこれがどういう経緯で行われたのか、これらをきりさせるべきではないかと私は考えます。の点についていかがですか。

○鶴橋政府委員 お答えを申し上げます。

個別の私どもの行つております調査について、その内容を明瞭にすることは、今後、員会の活動に支障を来しかねないことから、の有無等を含め、お答えは差し控えさせてきたいと考えております。

○石井(蔵)委員 実は、株取引に関する手

いてでござりますけれども、かつて平成三年に証券会社の損失補てんが話題になりました折に、証券及び金融問題に関する特別委員会が平成三年年に開かれております。この折に、私は今平成三年九月二日のこの特別委員会の議事録を手に持つておられます、ここで現在我が党の幹事長でございます冬柴委員が、当時の東急電鉄株につきまして、野村証券の自己売買の手口を、これは大蔵省に資料請求をして、当時の資料を入手してこの特別委員会の審議に臨んでおる、こういうことがはつきりしております。

その後、これにつきましては、例えば平成三年九月二十七日の読売新聞の一面でも、東急株の急騰、その当時は急騰したわけですが、その詳細が明らかになつておりますし、今できないというふうなお話をございましたけれども、実際に、かつてこういうふうに、個別の株の取引についてその手口を明らかにしていく事例があるわけでござりますから、この点についてはぜひやつていただきたいと思います。再度答弁を求めます。

○船橋政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘がございましたように、平成三年の時点におきまして、東急電鉄株に関し

吉川久志著　吉川久志の政治小説

は差し控
て調査内容
はとも由
休につい
から、
松はない
竹の要求
し上げま
、証券
に提出す
扱いをお
後日、理
代理退廃
されでは、
には、空
る提案を
を現物銘
り点。三

えさせまつりに上りてやつてこの長いと思ふことをいいたいとしたと停止してやつてこの長いと思ふことをいいたいとしたと事会が開かること願いござしておられました。今、

員長善
いわく、
ては、
にんした
うに、
の自己、
じます。
べき。
焼制を
には、
して真

うたがうたたのうとを株式会社でいふう

私はわゆる〇〇石井のいうふうで大変重くならないといふことは考えられないのであります。そこそく実験を行つてみたいと思います。

理といふ意味では、このことは、うなづかないので宣ふる、これが私

う意
は、私
私は本
病が一
れば、
あつこ
かけ
かか
度かく
おりな
といふ
それて
につい

ましても、では話題で、味美は絶対にあります。しかし、熱がもつていて、車にならなければなりません。これは、星官におまづこと

病気で相応点をもつた相手に出た相手が、まつたことないといふと同時に、健康状態の前には、必ずしも相手が重要な要素となる。つまり、理大医が、患者を聞ききる方で、

いいと田
があこ
して、
ば、名
た長財
また土
たとこ
といふ
すが、
そうで
に對照
うかと
じと田
はいと
聞きま
く手を
をききま
る。云

多いと多少人麥取れりまの本と存すと存すと存す

10. The following table summarizes the results of the study.

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

ども、その上でこの早期是正措置の厳格な適用を行ふべきというふうに考えますが、官房長官の見解を伺いたいと思います。

○野中國務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおりに、金融機関の監督につきましては、金融機関の経営の市場に対する規律と自己責任の原則を徹底させなければならないと思つておられるわけござります。それだけに、市場の信認を得ていくことが重要であると存じております。

こうした考え方のもとに、これまで金融機関は、金融システムの改革が進んでいく中におきまして、みずから経営判断によりまして得意分野への重点化や合併、提携などを進め、競争力の強化や自己資本率の向上等の経営努力の強化を進めてきたものと考えております。

政府といたしましても、今御指摘ございましたように、常日ごろより検査あるいはモニタリングを通じまして金融機関の経営状況について実態把握に努めるとともに、その破綻が経済に与える悪影響や、これがコストにかんがみますことを十分考慮いたしまして、破綻に至る前に、早期是正措置や金融危機時における公的資本注入のスケーム等によりまして、内外の金融システムに大きな動搖が生ずることのないよう十分対処していくかなくてはならないと存じております。

○石井(啓)委員 ところで、この早期是正措置については、まだこれは発動したことはないでござりますけれども、どこの銀行がこれが最初に適用されるのかということが非常に話題といいます。最初に適用を受ける銀行というのは非常に実際に監督官が非常に発動しにくい状況になつてゐる、こういうふうな指摘もございます。私は、今実は総理にお聞きしたかったというので、この早期是正措置、措置はあるのですが、実際には監督官がそういった意味で非常にやりにくい状況でござりますので、ここはやはり総理なり官

房長官がリーダーシップをとつて、ちゃんとやりなさい、こういうふうにやはり指導をしていただ

く、これが私は非常に重要なことです。こういうふうに思つております。その点、もう一度長官の見解を伺いたいと思います。

○野中國務大臣 いずれにいたしましても、金融監督が中心になりまして厳正に検査を進め、監督を進めまして、金融監督として金融システムの安定、改革のために努力をするべきだと存じますし、私ども、また内閣を挙げてこれに責任を持つていくべきだと考えております。

○石井(啓)委員 今、内閣を挙げて責任を持っておやりになるということをございましたので、これはぜひしっかりとお願いをいたしたいと思います。

それからもう一つ、破綻前処理ということです。例えば、私は、まず金融機関みずからがこれは本当に考えていかなければならぬことである。みずから不摂生をして健康を害しておいて助けてくれるというのはけしからぬではないか。やはり、病になれば体力を回復するなり、あるいは健康を回復するためのいろいろな努力をすべきだ、病人でいえばですね、例えて言えばそういうことであれども、むしろ公にしない方が市場の疑心暗鬼を招く、結果として先ほど申し上げましたような市場の大変な圧力を受けるということにもなりかねない。私は、まず、みずからこれを明らかにしないで、今の資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、たゞ、この資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、非常にアバウトな分類の基準になつておる。特に第二分類、灰色債権については、よく玉石混交と言われますように、非常に第一分類に近いものから第三分類に近いものまである。今回の長銀のケースでは、何と第二分類に入れていた日本リースなり日本ランディックなりが、債権放棄をするということで、この第二分類について、もつとこの分類を細分化すべきではないかと、そういうことがあります。

さらには、その基準自体、例えば債務者の基準で、まず金融界みずから努力というのがぜひ必要であり、それなくして私はこの公的資金といふのは問題外である、こういうふうに認識をしております。官房長官の見解を伺いたいと思います。

す。

○野中國務大臣 委員御指摘のとおり、金融機関が今日よつて来つた背景を十分認識し、みずからその責任とモラルの確立に努めねばなりません。

○石井(啓)委員 よろしくお願ひしたいと思いま

す。

それでは、時間が少なくなつてしまりましたので、情報開示の問題、幾つか質問を用意してきましたが、その中で重要なポイントだけお聞きします。

先日、我が党の大口委員の方から、個別銀行ごとに自己査定の結果を公表すべきではないか、こ

ういうふうな指摘を申し上げました。金融監督

長官の方からはこれは慎重な答弁でございましたけれども、むしろ公にしない方が市場の疑心暗鬼

を招く、結果として先ほど申し上げましたような

市場の大変な圧力を受けるということにもなりかねない。私は、まず、みずからこれを明らかにしないで、今の資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、たゞ、この資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、非常にアバウトな分類の基準になつておる。特に第二分類、灰色債権については、よく玉石混交と言われますように、非常に第一分類に近いものから第三分類に近いものまである。今回の長銀のケースでは、何と第二分類に入れていた日本リースなり日本ランディックなりが、債権放棄をするということで、この第二分類について、もつとこの分類を細分化すべきではないかと、そういうことがあります。

それから、第二の御質問にございました金融監督で自己査定基準を統一すべきではないかとい

う御質問でございましたが、これは、現在各行の

細な実態把握に努めることとしております。

それから、第二の御質問にございました金融監

督で自己査定基準を統一すべきではないかとい

う御質問でございましたが、これは、現在各行の

自己査定基準、それから債却、引き当て基準とい

う御質問でございましたが、これは、大蔵省、当時の金融検査部

から出されました通達、それから日本公認会計士

協会のガイドライン、俗に業務指針と呼ばれてお

りますが、これに沿うことが必要でございま

して、各金融機関は、自己査定結果を踏まえて企業

会計原則に基づいて債却、引き当てを行うことと

されておりますが、現在鋭意その査定の内容について検査をしているというところでございま

す。

る、これは金融監督がこの資産査定の基準をこ

ういった形で統一基準として公にしていく、私はこういう努力が必要だと思いますが、その点についていかがですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

資産査定におきましては、この第二分類とされ

ておりますのは、債権確保上の諸条件が満足され

ていないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由によりまして、その回収について通常の度合

いを超える危険を含むと認められる債権等の資産と定義されているわけでございまして、これは適切なりリスク管理を怠らなければ損失が発生しないものが大宗を占めているというふうに考えられます。

○石井(啓)委員 お答えいたしました。

それで、時間が少なくなつてしまりましたので、情報開示の問題、幾つか質問を用意してきましたが、その中で重要なポイントだけお聞きします。

先日、我が党の大口委員の方から、個別銀行ごとに自己査定の結果を公表すべきではないか、こ

ういうふうな指摘を申し上げました。金融監督

長官の方からはこれは慎重な答弁でございましたけれども、むしろ公にしない方が市場の疑心暗鬼

を招く、結果として先ほど申し上げましたような

市場の大変な圧力を受けるということにもなりかねない。私は、まず、みずからこれを明らかにしないで、今の資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、たゞ、この資産査定がそのままいいのかといつていつた方が市場からの信頼を得るのではないか、こういうふうに考えておりますけれども、非常にアバウトな分類の基準になつておる。特に第二分類、灰色債権については、よく玉石混交と言われますように、非常に第一分類に近いものから第三分類に

近いものまである。今回の長銀のケースでは、何と第二分類に入れていた日本リースなり日本ラン

ディックなりが、債権放棄をするということで、この第二分類について、もつとこの分類を細分化すべきではないかと、そういうことがあります。

それから、第二の御質問にございました金融監

督で自己査定基準を統一すべきではないかとい

う御質問でございましたが、これは、大蔵省、当時の金融検査部

から出されました通達、それから日本公認会計士

協会のガイドライン、俗に業務指針と呼ばれてお

りますが、これに沿うことが必要でございま

して、各金融機関は、自己査定結果を踏まえて企業

会計原則に基づいて債却、引き当てを行うことと

されておりますが、現在鋭意その査定の内容について検査をしているというところでございま

す。

○石井(啓)委員 もう一度御答弁いただきたいの

そこで、今の十九行の検査ではその第二分類を四つの区分に分けてやっているということをございましたけれども、それを一般的に金融機関全体に該当する基準として公にされるつもりはございませんか。

○日野政府委員 お答えいたします。

これはかなり細分化したものになりますが、これを把握するための客観的基準の策定につきましては、今申し上げたような方法で実態把握した結果なども踏まえまして、中長期的にこれは検討していくべき課題であるというふうに考えております。

○石井(啓)委員 中長期的には、この現下の金融危機というものはもうどこかに、終わってからそういうことをされてもうこれは遅いのでありますけれども、私は、これは早急にぜひやつていただきたいと思います。

もう一つ伺いますけれども、分類債権ごとの引き当てる率でございますが、これは各銀行が公認会計士等と相談して決めているということをございますけれども、この引き当てる率が果たしてどうなのが、非常に甘いのではないか。それで、公表の不良債権の額、そして、その引き当てる額より大量の本来償却すべき不良債権があるんではないか、そういう疑念を持たれているわけでございます。

私は、金融監督庁が分類債権ごとの標準引き当てる率を設定すべきではないか、こういうふうに考えております。その点について、いかがでござりますか。

○日野政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘がありましたが、金融機関によりましては大変甘い引き当てる率で引当金を計上しているところもなしと存じます。

そこで、私どもは、その引き当てる率が甘いかどうかということを現在チェックさせていただいているわけでございます。分類ごとに標準の引き当てる率を定めるべきであるという御提言でございますが、先ほどから申し上げておりますように、二

分類と申しましてもさまざまな債権がございまして、これを一律に、「分類であれば何%というふうに決める」とは大変難しかろうと有ります。

そこで、先ほど申し上げましたように、まず債務者ごとに分類を行いまして、さらにそれを四つ

の区分に分類する。できるだけ細かく分類することで、将来的には、これはまたおしかりをいただくかも知れませんが、中長期的な課題として将来は、標準引き当てる率がもし設定できるものであれば、そういうものを作成していくことにしたいと

いうふうに考えております。

○石井(啓)委員 中長期的に作成していくということでは、私はやはり遅過ぎる。ちなみに金融監督庁は、この十二月に検査マニュアルみたいなものをおつくりになつて、それを公にされるというふうに発表されておりますが、その検査マニュアルの中にはどういう事項が盛り込まれるのでしょうか。こういった今私が提案申し上げましたような資産分類の基準をもつと細かく、あるいは明確化すべく、あるいは債権ごとの標準引き当てる率をもつと明確化した上でこれを公にしていくことがあつたことも、この検査マニュアルですか、その中に盛り込んでいくはどうでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

去る八月二十五日に検査マニュアル、チェックリストの検討会を始めまして、十二月までにこの成果を取りまとめたいと考えております。

向けの通達チェックリストがございまして、分類の判断基準などの統一ルールの整備に努めてきたところではございましたけれども、さらにこれをチェックリストと申しますのは、従来も検査官が申上げましたように、この自己査定の基準をもつと明確化した上でこれを公にしていくことを重要である。日銀総裁もその趣旨で御発言をされているようでござりますし、この点について改めて申し上げたいと思います。答弁を求めます。

○日野政府委員 お答えいたします。

このリスク管理債権が、現在の私どものスタンダード・ミニマム・ルールと申しますが、法律上決められている公表すべき債権ということにされておりましては、前回の国会で金融システム改革法が成立いたしまして、その中で新しく銀行法に盛り込まれましたものでございまして、来年の三月期からは、連結ベースでしかも罰則つきという大変世界的にもこれは遅色のないものと、いうふうに私どもは考えております。これが現在の法律上私どもに求められているリスククローズの最低の基準ということになつております。

これに対しまして、今お話をございましたが、

自己査定でございまして、これはたびたび御答弁

ら、それは十二月にはやらないということの裏返しだと思ひますけれども、私は、やはりこういった問題は早目にやるべきではないかと思います。引き続きこの点について、また機会を設けて問い合わせまいりたいと思ひますけれども。

そもそも、現在の不良債権の実態開示、この四月から

はリスク管理債権を発表しているわけございませんけれども、私は、これでは残念ながら十分でないというふうに考えております。

今回の長銀のケースでも、日本リース、日本ラ

ンディックスはこのリスク管理債権にさえ入っていないかた、こういうことでございますから、私

は、今市場からは、残念ですけれども、このリスク管理債権では信認は得られない。やはり自己

査定というものを公表する。それは何も銀行をつぶすという意味ではなくて、市場からの信頼を得るために、私は、まずみずからこれを公表して

いくという姿勢が必要であると思ひますし、先ほど申し上げましたように、この自己査定の基準をもつと明確化した上でこれを公にしていくこと

が、この検査マニュアルで御発言をされているようでござりますし、この点について改めて申し上げたいと思います。答弁を求めます。

○日野政府委員 お答えいたしました。

このリスク管理債権が、現在の私どものスタンダード・ミニマム・ルールと申しますが、法律上決められている公表すべき債権ということにされておりましては、前回の国会で金融システム改革法が成立いたしまして、その中で新しく銀行法に盛り込まれましたものでございまして、来年の三月期からは、連結ベースでしかも罰則つきという大変世界的にもこれは遅色のないものと、いうふうに私どもは考えております。これが現在の法律上私どもに求められているリスククローズの最低の基準ということになつております。

これに対しまして、今お話をございましたが、

自己査定でございまして、これはたびたび御答弁

申し上げている次第でございますが、これは、各行、各金融機関がそれぞれ違った物差しで、先ほどから出しておりますように、引き当てる率も異なる、あるいは引き当てる率につきましても物差しが違うといったようなことから、これは必ずしも各金融機関ごとに比較が不可能なものでございま

す。それから、これが一たん公表されると、やはり債務者に対する影響というのが非常に大きいのではありませんかといふことから、これはやはりその点からその弊害が大きいということ。それから、こ

れは国際的にも、例えば米国をとりましても、自己査定というものは公表されることが義務づけられています。もしこれが義務づけられますと、我が国がグローバルスタンダードにもなつていなことを先取りするということから、これは、国際的な競争市場の中でやはり大変不利な立場に各金融機関が置かれるのではないかといつた

ようなことが考えられますので、私どももいたしましては、その自己査定を今強制して、これをすべての金融機関に対してディスクローズしなさいと言ふことは、法律上も認められておりませんし、それはできないと思います。

ただ、それは前回の機会にも申し上げたと思

ますが、自信のある銀行は、例えば地方銀行でも最近なさつていてるようでございますが、それをな

さることについては、私どもの方からそれはやめるべきであるといったようなことを申し上げるつもりは毛頭ございません。

○石井(啓)委員 例えればSBC基準、リスク管理債権でもよく指摘されるのは、アメリカと違つて、日本は返済が滞らないようにいわゆる追い貸しを行ふ、こういったことによつて正確な実態が隠されている、こういった点についてはいかがですか。追い貸し。

○日野政府委員 お答えいたしました。

追い貸しにつきましては個別の問題にならうかと思いますので、これは、いずれにいたしまして公表することができないかと存じます。

○石井(啓)委員 私は、アメリカのように開示した数字が非常に信頼を持って受けとめられていました。こうしたことであればアメリカ並みの基準でやればいいと思うわけですが、現状はそうならない。だからこそ私は、アメリカ以上の自己開示を行わなければ、日本の金融界に対する信頼は回復できない。ある意味で信頼性に対する危機というふうに言われているわけでありますから私は、その信頼を回復するためには世界で最も先進的なことをやってもいいのではないか、むしろそちらなければ今日日本の金融界に対する信頼は回復できない、やはりそういう危機意識をぜひ持っていただきたい、こういうふうに思っています。

それでは、官房長官にお尋ねをいたします。

この金融監督庁の体制が、アメリカやイギリスと比べると余りにも貧弱過ぎる、こういうことがよく指摘をされております。

二つのことをまとめてお尋ねしたいと思いますけれども、一つは、量的な拡充ということ、監

督庁の人員をやはり大幅に拡充すべきではないか

ということが一点。もう一点は、これは検査官の質の充実ということで、民間の専門家、例えば銀

行のOBなり公認会計士なりをもつと活用すると

いう意味で、今の公務員制度ではなかなか難しい点がござりますので、そういう制度改革を行つた上で、民間の専門家を中途採用したり、あるいは

監督庁の人員をやはり大幅に拡充すべきではないか

ということが一点。もう一点は、これは検査官の質の充実ということで、民間の専門家、例えば銀

行のOBなり公認会計士なりをもつと活用すると

いう意味で、今の公務員制度ではなかなか難しい

点がござりますので、そういう制度改革を行つた上で、民間の専門家を中途採用したり、あるいは

監督庁の人員をやはり大幅に拡充すべきではないか

ということが一点。もう一点は、これは検査官の質の充実ということで、民間の専門家、例えば銀

行のOBなり公認会計士なりをもつと活用すると

いう意味で、今の公務員制度ではなかなか難しい

点がござりますので、そういう制度改革を行つた上で、民間の専門家を中途採用したり、あるいは

監督庁の人員をやはり大幅に拡充すべきではないか

ということが一点。もう一点は、これは検査官の質の充実ということで、民間の専門家、例えば銀

行のOBなり公認会計士なりをもつと活用すると

いう意味で、今の公務員制度ではなかなか難しい

点がござりますので、そういう制度改革を行つた上で、民間の専門家を中途採用したり、あるいは

監督庁の人員をやはり大幅に拡充すべきではないか

はならないと考えておるところでございます。予算の概算要求に当たりまして、人員について三百五名の要求をしたところでございます。また、委員が御指摘になりました人材の登用につきましても、検査の強化充実のために民間の専門家を活用することはまさに有益であります。また、商法学者を、検査部参事、非常勤であります。既に、金融監督庁の発足に当たりまして、公認会計士五名を検査官に中途採用をいたしました。また、商法学者を、検査部参事、非常勤であります。が、登用いたし、さらに、コンピューターオフィスにて問題に関する検査のために民間専門家を非常勤職員として臨時採用すべく、先般募集を開始したところでございます。

今後とも、御指摘ございましたように、金融検査を充実強化する観点から、銀行OBあるいは公認会計士等、民間専門家の中途採用、臨時採用には前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので、終わります。

○相沢委員長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。きょうも、大臣その他各位におかれましては大変お疲れさまでございますが、まことに、我が国が置かれている現下の経済危機及び金融危機に対しまして、非常に大切な委員会でございます。そこで、せひ真剣な討議を、しかも、時間がございまして、せんので、一刻も早い適切かつ有効な手立てをとれるよう、我々一丸となつて頑張らねばならぬと思つております。

○野中國務大臣 御指摘ございましたように、現在の金融監督庁、発足間もございませんし、膨大な事務量も持っておりますので、その組織、人員において、委員が御指摘のように十分な機能を果たすに至つておらないことをよく承知をいたしております。今後とも、金融監督庁として、金融行政に責任を担つていくための機構の充実、人員の重点配備等には十分な体制を整えてまいらなくてはなりません。

さて、この現下の経済危機及び金融危機に対しでどういう適切かつ有効な手立てをとらなければならぬのかということを、今、この金融安定化特別委員会で我々は一丸となつて審議をしなければいけないのですけれども、そこで提案されているのがこのいわゆる金融六法と呼ばれているものだということは、ある意味では驚くべきことであると言わざるを得ないのだと私は思います。しかも、そのいわゆる金融六法と称するものの大宗を占めているものがブリッジバンク法案と呼ばれているようなものであるということは、これはいかなることなのでしょうかという思いを抱かざるを得ません。

と申しますのは、それは、金融機関等が破綻後に実に複雑な仕組みをもつてその破綻銀行等を整理しようといつものであります。今我々が問題としているのは、目の前の金融危機であり、長期信用銀行にとどまらない、我が国全体の信用秩序の危機そのものであると私は思つております。実はけさも、私は、地元のある方たち一人からお電話をちょうだいいたしました。一人は元市長の方、もう一人は、これはある金融機関とだけ申しておきましたようか、ある地元の金融機関のトップの方であられます。その方たちは、異口同音にこうおっしゃいました。まず、普通の市民、あるいは民間の会社、あるいは大阪には多い中小企業、個人商店主が経営が行き詰まつたときに、政府があるのは都道府県が公的資金で、それはある程度の援助措置はありますけれども、もう何千億円というふうな規模で支援してくれるようなことはそれはない。したがつて、金融機関に対しごくせいを申し上げておきたいと思います。したがつてだけそういう支援がなされるということについては、非常な憤りを覚えざるを得ない。もちろん、西田さんたちがいつも言つてゐるように、金融機関には預金者がいる、借り手がいる、決済機能があるんですといつ特殊性があるということはわかっています、そういうことはわかった上ででも、やはり不公平感は否めないという苦言なんですね。

しかし、そのお二方とも、その先にさらに続けられて言われるには、だけれども西田さん、今、国会の特別委員会で審議されているあのスローな審議の状況は何でしようか、早く、ある意味で長期信用銀行と住信の合併を促進してやってくださいね、こういうふうに言われるわけですね。

私は、その話を聞いて、長銀の問題は実はこうですよ、これからも私御説明申し上げますけれども、我々はそれについてこう考えますということをお考へで、苦渋に溝ちた声などというふうに考へるわけです。

しかし、私は、きょうのお電話の主のお二方に話を聞いていて、これは国民の非常に苦渋に満ちたお考へであり、苦渋に溝ちた声などというふうに考へるわけです。

といいますのは、やはり金融機関だから、ある大きな銀行だからといって公的資本を注入され、ある意味で救済されようとしている。しかし他方、それが救済されなかつたら日本発の世界恐慌が起るかも知れない。確かに、ニューヨークも東京も、いろいろなところで株価が落ちている。自分たちの生活も苦しくなってきてる。だから早く経済が回復してほしい。そのためには日本の金融秩序が戻ることが必要なんだろ

う。だつたら、西田さん、やるべきことはやつてくださいといつ、非常にこれは庶民的なといつか、国民の肌身のお声だと思うのですね。

したがつて、るる大蔵大臣もこの金融特別委員会その他で御発言しておられることがあります。私は、大臣御自身も、もう少しそういう一般的な国民の皆さんの感覚をお考へになつた御発言をぜひしていただきたいと思うのです。

何を言つてるのであれば、大臣御自身が一番わかりやすく思つておられるわけですね。その御例えは長期信用銀行が今のような形で破綻をしたらば大変なことになるんだぞといつうなことを高おっしゃつておられるわけですね。

声高におっしゃつておられるわけですね。その御發言そのものが、これから私いろいろ述べますけれども、いろいろな意味で、例えば金融安定化措定法に書かれている一体どこの資金注入策に該当

するのだろうかという実態的な問題もございます。それから、大臣というお立場でありますから、国民の皆さんに非常な不安をかき立てているという側面もございます。

そのようなことでござりますので、私は、長期信用銀行という個体の企業としての銀行を救済するという観点の議論は、ここではなされるべきではないと思います。日本の金融秩序、世界的な決済機能の保護ということのために、今、日本が一刻も猶予ならず何をしなければいけないのかということを議論していかなければならぬのだと思ひます。

私は、日本の金融危機を回避すること、それはとりもなおさず、経済危機を回避することが一番かつ最も有効な方策だと思っています。したがつて、我々は、るる申し上げておりますように、日本経済を再活性化させなければいけない、そのためマクロ経済政策その他の構造的な改革を行つて日本の経済を再活性化すれば、金融不安あるいは信用秩序の問題も、やがてこれは解決に向かつて、何年も前から、あるいは二年前の総選挙のときもそうでございました。我々は、そのための抜本的な税制改革、それから構造的な諸改革、具体的に申し上げれば、所得税の半分、法人税を国際水準並みに引き下げる、行革による減税、政治改革などなどと申し上げてきたわけです。

それに対して、この二年間、総選挙の後、自由民主党内閣は、いや、そうではない、國の財政赤字を消すことがまず大切なのだということで、緊縮財政路線をとつてこられたわけでございます。そのためにできたのが財特法であつたり、いろいろな法律であつて、我が國の今の経済危機を招いたということは、もう既にさきの参議院議員選挙で国民の皆さんのが判断したことだ、これはまさに

国民の審判でございました。

その後成立した小渕内閣は、その方針を転換され、今私が申し上げたような所得税の恒久、また金融の保護ということを世界に対する観点の議論は、ここではなされるべきではないと思います。日本の金融秩序、世界的な決済機能の保護といふことを、今、日本が一刻も猶予ならず何をしなければいけないのかといふことを議論していかなければならぬのだと思ひます。

せひ、私は、そのことを最初に銘記をしておきまして、大臣にいろいろと御意見をお聞かせ願いたいと思つてゐるのであります。

私は、

日本の金融危機を回避すること、それは

とりもなおさず、経済危機を回避することが一番

かつ最も有効な方策だと思っています。したがつて、我々は、るる申し上げておりますように、日本

経済を再活性化させなければいけない、そのため

マクロ経済政策その他の構造的な改革を行つて日本の経済を再活性化すれば、金融不安あるいは

信用秩序の問題も、やがてこれは解決に向かつて、何年も前から、あるいは二年前の総選挙のときもそうでございました。我々は、

そのための抜本的な税制改革、それから構造的な

諸改革、具体的に申し上げれば、所得税の半分、

法人税を国際水準並みに引き下げる、行革による

減税、政治改革などなどと申し上げてきたわけです。

それに対して、この二年間、総選挙の後、自由民主党内閣は、いや、そうではない、國の財政赤字を消すことがまず大切なのだということで、緊

縮財政路線をとつてこられたわけでござります。

そのためにできたのが財特法であつたり、いろいろな法律であつて、我が國の今の経済危機を招いたということは、もう既にさきの参議院議員選挙で国民の皆さんのが判断したことだ、これはまさに

アでオープンな、そういう市場原理の、透明性のある経済構造を持つていくんだということを世界

に対する資金注入によってその救済を図つてござります。

したがつて、私は、せひここで大蔵大臣の口か

れども、あるいは法人税率の引き下げ等々につい

ても、やっと重い腰を上げてきたという状況でござります。

したがつて、私は、せひここで大蔵大臣の口か

ら、今の金融秩序の問題といふものは、マクロ経

済、経済政策をしっかりととつていくことによつて払拭することができるのだ、したがつて、個々

の金融機関の問題ではなく、日本の全体的な経済

運営をどうしたらしいのかということをいつとき

の猶予なく実行に移すべきだということを言つて

いただきたいと思います。大臣、御意見いかがで

しょうか。

○宮澤国務大臣 それはまさにこもつともな御

指摘でありますし、私も従来そういう気持ちで

やつてまいつたと思っております。

問題は、二つのことが、いずれが原因、いずれ

が結果とでも申しますか、この不良債権問題が我

が国のマクロ経済の正常化を非常に妨げているこ

とは事実でございますが、また、もし不良債権問

題が片づけば、と申しますのは、例えばマクロ経

済が好転いたしまして不動産等々の取引が普通に

行われるようになりますと、これは不良債権の原

因になつております担保などに相当の影響がある

と思ひますので、両方は、原因、結果おのおの、

鶴と卵のようなことになつておりますが、何と

がこの問題を解決いたしました大きなかぎになると

考えまして、政府もその努力をいたしております

であります。

○西田(猛)委員 私も申し上げましたように、今

大臣も、マクロ経済政策を正當に進めていくこと

がやはり一番大切なことだというふうにおつ

しやつておられますけれども、それとともに必要

なことは、やはり今までのよくなつておられたかのようにおつ

いる護送船団行政ではなくして、フリーでフェ

ときには、もう既に、いわゆる自由主義、資本主義

経済の原則を我が國はちょっと踏み外してしまつてあるわけですね、今おっしゃつたように。これ

はもう、少し踏み外してしまいました。

その中で、二〇〇一年三月三十一日までは必ず預金者の預金は保護するということまで言つてお

るわけですから、ある意味では、二〇〇一年の三月三十一日までというのは、私はいわゆるグレード

スピリオドだと思ひます。ですから、この猶

予期間の間に、その以降はペイオフも行われるわ

けですから、金融機関がもう淘汰されます。すな

わち、金融機関を、預金者も投資家も、すなわち

消費者が選んでください、そのかわり、選んだら

自己責任でござりますよ。悪い銀行を選んだら

預金は一千万までしか返ってきませんよ、いい銀

行を選べばいい金利がついているかもしれませんよ、

ん、そういう経済社会をつくつていくわけです

ね。

二〇〇一年といえばもう目と鼻の先でございま

す。三月に少しばかりルールを踏み外したんですけれども、ここでもまた大きルールを踏み外すこ

とはないんじゃないでしょうか。もう時間はな

い。この猶予期間の間に、今市場から残念ながら

アウトと言われている銀行については肅々と整理

を図つていく。そのための方策は、預金者保護で

あれ、借り手保護であれ、これは、我々が提唱し

始めました保証機能の充実、そして決済システム

の維持、保護であれ、これこそが日銀、政府等の

特融などでできることでありますから、今ここ

でやつておくべきことなんじやないんでしょうか。

○宮澤国務大臣 ことしの三月の資本投入の前の

我が國の事態といふものは、いわゆる護送船団方

式の行政であったわけですから、その中には、自

由競争もないし、お客様の自由な選択といふも

のもなかつたわけござります。そういうところ

で、しかし、ピックパンでグローバライズしな

きやいけないときに不良債務というものが生まれ

ておりましたから、両方の問題を一ときに片づけ

なければならぬという状況になりました。それでやむを得ずあの資本投下をいたしたわけでござります。

そこから、おっしゃいますように、金融監督庁の検査等々の体制が整いました。まさに検査が行われつつあります。それによって銀行は、ある程度統一した基準によってお互いの優劣を知ることができます。弱った銀行は黙つておるでしょうが、いい銀行は恐らく黙つておりますから、自然にそれによって優劣がわかり、市場がそれを知り、お客様に提供される商品によって、おっしゃいますように、まさにいい銀行と悪い銀行が分かれます。そういう体制になりまして、まさに二〇〇一年の三月まで、それがグレースピリオドだとおっしゃいます。もうそのときは、まさに、いい悪いお客様の選択、それがみんな自分の責任であるということになつていく、おっしゃいますように、そういうところに今我々はおりますと思想です。

○宮澤国務大臣 おっしゃいますように、今の状況から、長銀の問題について大臣はどのようにお考えになられますか。

○西田(猛)委員 おっしゃいますと、そういうことなんですね。でも、そうしたら、我々がよつて立つているこの今の状況から、長銀の問題について大臣はどのようにお考えになられますか。

○宮澤国務大臣 失礼いたしました。

そこで、長銀の出来事というの、日本のそういう自由競争の、行政から見て一体何事であるかといふことになりますが、私は、おっしゃいましたこととちよつと所見を異にしておりまして、政府は長銀を生き延びさせようとしておるわけではありません。正直を申して、長銀も、自分の将来は合併しかない。これは明らかに優劣の関係におけるマージャーでございますから、そういう意味では、それは護送船団方式の思想の延長の上にあるのではない。これは、新しい優劣に基づく金融機関の間の統合あるいは合併等々の一つのケースであつて、政府はそれを支援しようとしている。私はそういうふうに考えております。

○西田(猛)委員 大臣は、これまでの本会議もしくは委員会の中で、今公的資金を注入しなければ

長銀は破綻してしまう、救済することができないという御発言をしておられます。そういう御認識ですね。

○宮澤国務大臣 私は、そのとおりストレートに申し上げたことはございませんが、そういうふうに受け取ることは申し上げております。

つまり、長銀のリストラ計画を拝見してみますと、今ここで七千五百億円の不良債権の処理があつて、非常に小さな資本になりますので、そこで支店をやめる、退職金を取り戻す、本店は売る、行員は減らす、言ってみれば捨て身のことです。それで、合併に向かつていくんだ、こういうリストラ計画。しかもそれは、いわば役員の総退陣、海外支店をやめる、退職金を取り戻す、本店は売る、行員は減らす、言ってみれば捨て身のことです。それから、そこで公的資金が、七千五百億円の不良債権を処理しました後入らなければ、それが合併に先んじて公的資金導入の申請が行われるであろう、そういうスキームのリストラになつておられますから、そこでも、そうであるからこそ、どうも、そういうことになつていく、おっしゃいますように、そういうところに今我々はおりますと思想です。

○西田(猛)委員 おっしゃいますと、そういうことなんですね。でも、そうしたら、我々がよつて立つているこの今の状況から、長銀の問題について大臣はどのようにお考えになられますか。

○宮澤国務大臣 失礼いたしました。

そこで、長銀の出来事というの、日本のそういう自由競争の、行政から見て一体何事であるかといふことになりますが、私は、おっしゃいましたこととちよつと所見を異にしておりまして、政府は長銀を生き延びさせようとしておるわけではありません。正直を申して、長銀も、自分の将来は合併しかない。これは明らかに優劣の関係におけるマージャーでございますから、そういう意味では、それは護送船団方式の思想の延長の上にあるのではない。これは、新しい優劣に基づく金融機関の間の統合あるいは合併等々の一つのケースであつて、政府はそれを支援しようとしている。私はそういうふうに考えております。

○西田(猛)委員 大臣は、これまでの本会議もしくは委員会の中で、今公的資金を注入しなければ

けるんじゃないですか。

○宮澤国務大臣 まさにその最後の点の判断でござります。仮に、これがどこか地方の小さな金融機関でございましたら、破綻をさせることで多少地方に影響はあるかもしれないが、まあしかし、預金者は保護されますし、そう大したこともあるまいという判断もあり得ると思いますが、長期信用銀行の場合、現実に内外の影響を考えますならば、殊にこういうやや不安な時期でございますので、内においてこういうことがありますと、長銀の場合、ことしの一月から見ますと、いわば風評が先に立つて、現実にこういう金融債の売れ行きが悪くなるとか早期償還などが金融的に苦しくなるとか、株が落ちるとか、風評が先に立つた嫌いが非常に大きいと私は思いますですから、したがつて、それはまた新しいところがアタックを受けれる危険は決して少なくないといふことも考え方合せますと、ここはやはり処理をしておきましょうと思ひますし、また、そうであるからこそ、合併に先んじて公的資金導入の申請が行われるであろう、そういうスキームのリストラになつておられます。そのことをあけすけに申しますならば、今仰せになりましたようなことであろうと私は考えております。

○西田(猛)委員 そういういたしますと、私も何度も申し上げますけれども、あるいは何度もこの委員会でも議論になつたと思ひますけれども、それは日本全体の金融秩序の維持という観点につながることもあるかもしれません。しかし、日本のことは、世界の金融秩序の維持ということであれば、そういうことではないでしょうか。

○西田(猛)委員 そういういたしますと、私も何度も申し上げますけれども、あるいは何度もこの委員会でも議論になつたと思ひますけれども、それは日本全体の金融秩序の維持といふことにつながることもあるかもしれません。しかし、日本のことは、世界の金融秩序の維持といふことであれども、そういうことを私自身は真裏心配しております。

○西田(猛)委員 そういういたしましたと、私は非常に大きめの結果を拓くのではないかといふことを私自身は真裏心配しております。

○西田(猛)委員 そこで、きょうはお忙しい中を、預金保険機構の中に設けられております金融危機管理審査委員会の佐々波委員長にもおいでいただきたいでありますので、佐々波委員長に少しお伺いしたいのです。

本年三月のいわゆる十九行に対する資金注入ですけれども、いわゆる安定化緊急措置法の中の第三条に基づいて優先株、劣後債を引き受けられた何条に基づいて優先株、劣後債を引き受けられたのであります。

○佐々波参考人 御質問のありました三月の資金注入についての条文、基準についてお答え申し上げたいと思います。

足利銀行を除く二十行につきましては、安定化法第三条第三項二号イの、経営状態が著しく悪化

注入についての条文、基準についてお答え申し上げたいと思います。

足利銀行を除く二十行につきましては、安定化法第三条第三項二号イの、経営状態が著しく悪化していない金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至るというふうに御認識されたわけですか、委員長。

○佐々波参考人 御質問の趣旨に沿つてお答えいたしますと、本安定化法の趣旨としましては、金融システムとしての安定とすることを第一の意義としておりますので、申請の理由としてはそれが各銀行別々に申請しておりますけれども、それぞれの申請行の理由というものを審査いたしました結果、先ほどの条文に合致しているというものがそ

してありますので、申請の理由としてはそれが各銀行別々に申請しておりますけれども、それぞれの申請行の理由というものを審査いたしました結果、先ほどの条文に合致しているというものがそ

してありますので、申請の理由としてはそれが各銀行別々に申請しておりますけれども、それぞれの申請行の理由というものを審査いたしました結果、先ほどの条文に合致しているというものがそ

受付いたしました。

足利銀行につきましては、安定化法第三条第三項第二号ロ、経営状態が著しく悪化していない金融機関等が、当該金融機関等が破綻し、それが他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることにあり得ると思ひます。それで、企業の活動や雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済活動に著しい障害が生じることとなる事態を生じさせるおそろい、地域または分野において、企業の活動や雇用銀行の場合、現実に内外の影響を考えますならば、殊にこういうやや不安な時期でござりますので、内においてこういうことがありますと、長銀の場合は、まず一度お戻りいたしました。

それから、審査委員会におきましては、安定化法に沿つて厳正な審査をさせていただきました。

なお、審査基準の一般金融機関の基準一から準五までの基準への合致と、健全性確保計画が適正であるかどうかを審査委員会として全員一致で議決といふことがその根拠でございました。

そこで、今おっしゃつた第三条三項二号イ該条に基づいて、私はお忙しい中を、預金保険機構の中に設けられております金融危機管理審査委員会の佐々波委員長にもおいでいただきたいでありますので、佐々波委員長に少しお伺いしたいのです。

○西田(猛)委員 丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。ただ、おっしゃつた第三条三項二号イ該条に基づいて、私はお忙しい中を、預金保険機構の中に設けられております金融危機管理審査委員会の佐々波委員長にもおいでいただきたいでありますので、佐々波委員長に少しお伺いしたいのです。

○西田(猛)委員 丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。しかし、今おっしゃつた第三条三項二号イ該条に基づいて、私はお忙しい中を、預金保険機構の中に設けられております金融危機管理審査委員会の佐々波委員長にもおいでいただきたいでありますので、佐々波委員長に少しお伺いしたいのです。

○西田(猛)委員 丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。しかし、今おっしゃつた第三条三項二号イ該条に基づいて、私はお忙しい中を、預金保険機構の中に設けられております金融危機管理審査委員会の佐々波委員長にもおいでいただきたいでありますので、佐々波委員長に少しお伺いしたいのです。

○西田(猛)委員 先ほどと違つて、ちょっと御答弁の内容が私もよく理解できなかつたのですけれども、どう考へても、今営業している銀行のすべ

てが、三月の時点でお内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至っています。我々には思えないわけですね。そんなのだったら大変なわけですよね。それこそ、こんな状態ではないと思います、今この九月の時点で。

ですから委員長、委員長も大変御苦労されて、大任をお受けになつて非常に御苦労されていることとは思いますけれども、これは、やはり我が国は法治国家でございますから、法律に基づいてこの行為を行つていただきませんと、国民の皆は、一体なぜそういう、劣後債だか優先株だかわからぬ、そんなことは皆さんきっとおわかりになつてもわからなくてもいいのですけれども、なぜ公的資金が銀行に入れるのだろう、もう素朴な疑問なんですよ。だけれども、大きな銀行がつぶれてしまつたら困るやないかというやはり庶民感覚もあるし、本当に苦渋に満ちた今感覚なんですよね、国民の皆さんは。だから、これを、我々の国会も行政機関もあるいは預金保険機構も丁寧に説明をしていかなければいけないと思うのですよ、一つ一つ。だから、私はこんな、しち面倒くわざ御足労いただいてお聞きをしておるわけでござります。

これは法律に基づいてきつちりと、資金注入されるならする、されないならされないということを決定していただかなければなりません。委員長、それでよろしいでしょうかね。

ちょっととさらにお聞きしたいのですが、大蔵大臣はもう既に長期信用銀行に公的資金を注入するんだということを言つておられます。この法律の何に基づいて注入するんですか。（宮澤国務大臣「申請があればですよ」と呼ぶ）もし申請があれば。

○佐々波参考人 申請があればというお返事がありましたので、その点についてはお答えすることができますので、まだ申請していないわけですから。

大任をお受けになつて非常に御苦労されて、大任をお受けになつて非常に御苦労されていることとは思いますけれども、これは、やはり我が国は法治国家でございますから、法律に基づいてこの行為を行つていただきませんと、国民の皆は、一体なぜそういう、劣後債だか優先株だかわからぬ、そんなことは皆さんきっとおわかりになつてもわからなくていいのですけれども、なぜ公的資金が銀行に入れるのだろう、もう素朴な疑問なんですよ。だけれども、大きな銀行がつぶれてしまつたら困るやないかというやはり庶民感覚もあるし、本当に苦渋に満ちた今感覚なんですよね、国民の皆さんは。だから、これを、我々の国会も行政機関もあるいは預金保険機構も丁寧に説明をしていかなければいけないと思うのですよ、一つ一つ。だから、私はこんな、しち面倒くわざ御足労いただいてお聞きをしておるわけでござります。

○西田（猛）委員 まず、申請がされればということですけれども、申請がされていないからお答えすることができないと。それでは一体長銀問題を我々はどういうふうに今後理解していくべきか。

先ほど申し上げたでしよう。国民の皆はその説明を待つておられるわけですよ。注入されてからじや遅いんです。注入されて、ああやつぱり公的資金が返つてこなくなるかもしれません、この間からこの委員会でも申し上げている。そうすると、大蔵省の金融企画局長は、返つてくるように努力するものと心得ているというふうな御答弁です。とにかくこれがわからぬわけですよ。

○西田（猛）委員 その次はお聞きしておきますが、それでは、佐々波委員長、今私のお聞きしたことについてお答えいただけますか。

○佐々波参考人 先ほどのを若干言葉を足させていただきます。

先ほど正式な申請があつてからというふうにお答えいたしましたので、もし申請があればという仮定上のことでお答えさせていただきます。

○西田（猛）委員 それで佐々波委員長は民間から登用されて、我々の代表だと思って國民の皆は見ておるわけですね。その方が、申請がなされていないからお答えすることができます、そこがどうしてもやるせ

なく、わけがわからないわけですよ。

○西田（猛）委員 それは違いますでしよう。その前に、長期信用銀行といふものは実態上もう姿を消すんだ、再建ではありませんということは何度も申し上げてございます。

○西田（猛）委員 その直前に大蔵大臣は、公的資金が入らなければ長銀はリストラもできないとおっしゃいましたね。

それは、事柄の筋を申し上げましたので、誤解はしていただいていないと思いますが、申請があるかない、それからあつたときには佐々波委員会がどういう決定をなさるか、そのことを私はプリエンプトして申し上げたのではありませんで、全体の流れを申し上げたのをござりますので、そこでだけ説明させていただきます。

○西田（猛）委員 その次はお聞きしておきますが、それでは、佐々波委員長、今私のお聞きしたことについてお答えいただけますか。

○西田（猛）委員 その次はお聞きしておきますが、それでは、佐々波委員長、今私のお聞きしたことについてお答えいただけますか。

○西田（猛）委員 その次はお聞きしておきますが、それでは、佐々波委員長、今私のお聞きしたことについてお答えいただけますか。

○西田（猛）委員 それは違いますでしよう。その前に、長期信用銀行といふものは実態上もう姿を消すんだ、再建ではありませんということは何度も申し上げてございます。

○西田（猛）委員 その直前に大蔵大臣は、公的資金を注入しなければいけないんでしょうが、なぜならば、この法律にも書いてございま

うか。なぜならば、この法律にも書いてございま

す、「経営の状況が著しく悪化している金融機関等でない」と。別に経営の状況が著しく悪化していないでも合併してもいい、それはもちろんござります。それはいいでしよう。

○西田（猛）委員 それで佐々波委員長は民間から登用されて、我々の代表だと思って國民の皆は見ておるわけですね。その方が、申請がなされていないからお答えすることができます、そこがどうしてもやるせ

なく、わけがわからないわけですよ。

○西田（猛）委員 それで佐々波委員長は民間から登用されて、我々の代表だと思って國民の皆は見ておるわけですね。その方が、申請がなされていないからお答えすることができます、そこがどうしてもやるせ

る、こういうことでございます。それが判断基準になると思います。

○西田(猛)委員 今おっしゃったその基準というの、審査基準ですよね。今、長銀が経営の状況が著しく悪化している金融機関ではないという御認識を示されたのだと思うのですけれども。

○宮澤国務大臣 この法律による定義を申し上げました。

○西田(猛)委員 では、今の長銀についての御認識はいかがですか。

○宮澤国務大臣 それは監督庁のお答えでござりますが、法律にはそのように明記してございません。

○西田(猛)委員 では、今の長銀についての御認識はいかがですか。

○宮澤国務大臣 それは監督庁のお答えでござりますが、法律にはそのように明記してございません。

○西田(猛)委員 では、今の長銀についての御認識はいかがですか。

○西田(猛)委員 では、長銀の今の状況について、何度も議論になつてゐると思いますけれども、今この議論の流れですでの、お聞きしたいと思います。どなたですか、金融監督庁長官ですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

現在、長銀に対しましては金融監督庁が銳意検査をしている最中でございまして、今その資産の内容等について、その検査の内容についてお答えできる段階にはまだ達しておりません。

○西田(猛)委員 検査はいつ終わりますか、監督

府長官。

○日野政府委員 現在、鋭意やつてある最中でござります。

従来、大蔵省の金融検査部当時は、一つの金融機関につきまして、おおよそ二ヶ月ぐらいの期間を要していました。現在私どもは、この大手十九行に対しましては、本年三月期の決算について今鋭意やつてあるわけでございますが、ただいまこの御議論が進んでおりますように、事態の変化といいますか、がござりますので、できるだけ近いところまで検査をしたいといふふうに考えておりますので、若干時間的には從来の期間よりもあるいは長引く可能性もあるかと思ひます。

○西田(猛)委員 佐々波委員長にも一度お聞き

したいのですけれども、三月の時点で資本注入をしてほしいという申請があつてから決定されるまでも、何日間かかりましたか。

○佐々波参考人 三月時点の審議経緯についてお答えいたします。

三月八日、九日、十日、十一日の間に二十一

行、審査時間合計二十時間を費やしました。

○優先株を発行する長銀等四行につきましては、まず三月八日から先行審査いたしまして、十日に結論を得ました。

審査に先立ちましては、三月五日からでござりますが、事務局の予備ヒアリングを実施、申請内

容、提出資料の整理を行い、各委員に提供いたしました。

審査に当たつては、不良債権の償却、引き当

方針、提出資料の内容について大蔵大臣、日銀總裁から報告を得まして、業務計画、収益見通し等の妥当性について検討いたしました。

○西田(猛)委員 そうしますと、もしも今度もまた長期信用銀行が注入を申請したとしたら、大

体どのくらいの期間で決定できますか。

○西田(猛)委員 仮定的な御質問には、ちょっととお答えする準備ができておりますので。

○西田(猛)委員 そうしたら、その申請があつたときには、その判断をするに当たり、金融監督庁の

長銀の検査というのは終わっている方がいいと思われますか。

○佐々波参考人 一般論しかお答えできないと思

うのですけれども、資本注入の審査に当たりまし

ては、申請銀行の実態を踏まえての審査基準を満たしているかどうかがチェックのポイントとなる

というふうに思います。

それで、金融監督庁の検査結果が極めて重要で

あるということは認識しておりますけれども、必

ずしも検査結果が審査、承認のための条件というふうには考えておりません。ただ、重要なことは

十分に認識しております、討議の中でいすれ、

これも仮定的なことですけれども、正式な申請があれば、金融のシステム安定化の重要性ということを十分勘案して、厳正な審査を行いたいというふうに思っております。

○西田(猛)委員 さらに、ちょっとと観点を変えますけれども、先ほどから私が申し上げていることと、すなわち、今の長銀という個別の企業体である銀行に対して破綻前資金注入をして、それに基づいて日本の金融システムを維持するというふうにつけ加えてもいいですけれども、ということに

以上でございます。

○西田(猛)委員 さらに、我が国は、二十一世紀に向けて構造的改革をして、こういうフリー、フェアでオーブンな構造を持つていくんだということの宣言をすれば日本に対する信頼も回復されるでしょうに、ああ、また従来のような方でやるんだな

じや、これからも日本というは変わらないんだなということをあからさまにしてしまったようなものじゃないかなと思うのです。

○西田(猛)委員 いきょうはお忙しいところを通産大臣にもおいでいただいているのですけれども、まことに通産大臣は所管外だとお思いかもしれません。しかし、

いただいているのですけれども、まことに通産大臣は所管外だとお思いかもしれません。しかし、

いろいろ取り組みをされておると承知しているけれども、これは世界に貢献することもあり、英

国政府としても支持をしている、また、いわゆる

円滑化する観点から、金融システム改革を着実に進めていくとともに、これらの施策により、金融

システムに対する内外の信認を確保しつつ、預金者保護等、金融システムの安定に向けた取り組みに最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

通産省といたしましても、産業界の資金調達を

進めしていくとともに、これらの施策により、金融システムに対する内外の信認を確保しつつ、預金者保護等、金融システムの安定に向けた取り組みに最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

通産省といたしましても、産業界の資金調達を

進めしていくとともに、これらの施策により、金融

システムに対する内外の信認を確保しつつ、預金

者保護等、金融システムの安定に向けた取り組みに最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

通産省といたしましても、産業界の資金調達を

進めしていくとともに、これらの施策により、金融

システムに対する内外の信認を確保しつつ、預金

者保護等、金融システムの安定に向けた取り組みに最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

日本長期信用銀行のケースについて、今後資

本注入の申請があれば、金融危機管理審査委員会

において、法律の手続に基づいて、審査基準に従つて適切に対処されるものと考えております。

他方、ブリッジバンク制度は、金融機関の破綻に際して、民間の引受金融機関が登場しない場合に際して、民間の引受金融機関が業務を行つて地元または

でも、預金者保護及び金融システムの安定性確

保、さらには善意かつ健全な借り手に対する適切な配慮に万全を期すためのものでございます。こ

の制度によりまして、金融機関が破綻した場合に大きな支障が生じないようになります。

○西田(猛)委員 以上でございます。

のだれが言つたということで、今私が申し上げた
ような、二〇〇一年三月三十一日までの猶予期間
の中で日本が本当の構造改革を図つていかなきや
いけないのに、今個別の企業体に対する処置を
誤つてはいけないということを私は申し上げてい
るんであって、銀行をつぶせだとか、あるいは信
用秩序を壊せだとか、そんなことはだれも言つて
いないわけです。

冒頭申し上げたように、私たちこそが一番危機
感を持つて、五年も前から、だから経済政策を、
ちゃんとマクロ政策をとらなきやいけないと言つ
てきたわけですね。その経済政策策をとつてこな
かつた内閣がいたから、今経済全体がこうなつて
おるわけです。私たちこそが危機意識を一番持つ
ておるわけで。

したがつて、きょう申し上げたように、朝、私
どもを支持してくださつている方からのお電話も
あつたようだに、今国民の皆さんには苦渋に満ちた感
覚なんですよ、どうしたらしいのかと。そのため
にこそ私たちはここで、国会で議論しているの
に、英國がこう言つた、中国がこう言つたからあ
り得ない、そこまで一国の通産大臣が断言される
んじや、国会の審議は要らないんじゃないですか
か。ちょっとひどい御発言だったのじゃないかな
と私は思つております。

○与謝野國務大臣　日本の国会は日本の国会として
自信を持って論議をされる、また与野党間で建
設的な話し合いをされるということが一番大事な
ことだらうと私は思つております。

ただ、先生が、外国からのいろんな批判がある
のではないかという部分の御質問がありましたので、
その例証として、中国とイギリスの例を挙げ
たまでのことでござります。

○西田(猛)委員　さらに、国民の皆さんがどうし
てもやはりもうひとつわからないところは、この
長期信用銀行と、それから住友信託銀行の合併と
いうことについて、果たして公的な関与がどうう
なつっているのか、なぜそこまで秘密裏に、そして
急に進めなきやいけないのかということなんです

ね。これは私が先ほど来申し上げているように、構造的な改革を進めなければいけないという観点と裏腹というか、反するものではないかなという気がするのです。

例えば、八月二十一日に住友信託銀行の高橋社長が談話を発表しておられて、長銀の優良先債権についていろいろな債権については整理しておいてもらうことが必要だというふうなことを言つておられました。

る。するのであれば、そのまま長銀が長銀として残ればいいことでしょうね、もし残れるのであれば。あるいは、長銀が残れないのであれば、残ればいいのだと思いますね。住信の高橋社長がどうしてこんな条件を出しているのでしょうか。いいところしかとれないからですね。長銀がきれいににして、そしていいところだけ住友信託銀行は持つていいこうと、それが構造改革に資するのですか。どういう構造改革に資するというふうに今おっしゃったのですか。

うやり方をこれからしていくのだなということに
対して、世界はむしろ信認を持たないというふう
に私は思うのですよ。ですから、それを申し上げ
ているのであります。

○宮澤国務大臣　違うと思います。

ちやんとマクニ政策をとらなかいにないと言つてきたわけですね。その経済政策をとつてこなかつた内閣がいたから、今経済全体がこうなつておるわけです。私たちこそが危機意識を一番持つておるわけで。

したがつて、きょう申し上げたように、朝、私どもを支持してくださつてゐる方からの電話もあつたようだに、今国民の皆さんは苦渋に満ちた感覚なんですよ、どうしたらしいのかと。そのためこそ私たちはここで、国会で議論しているのに、英國がこう言つた、中国がこう言つたからあり得ない、そこまで一国の通産大臣が断言されるんじや、国会の審議は要らないんじやないですか。ちょっとひどい御発言だったのぢやないかなと私は思つております。

○与謝野國務大臣　日本の国会は日本の国会として自信を持つて論議をされる、また与野党間で建設的な話し合いをされることが一番大事なことだらうと私は思つております。

ただ、先生が、外国からのいろんな批判があるのではないかという部分の御質問がありましたので、その例証として、中国とイギリスの例を挙げ

○宮澤国務大臣 その前に、合併を推進することと
は構造的改革に役立つと私は思っているので、そ
の反対ではありません。

それで、住信の社長がたしか談話を出されてお
ります。それは、一つは、不良債権は受け付けな
い、それから、殊に親しいというようなことが書
いてありました。が、非常に近いところとの関係は
きっちりとしておいてくれる、それから、自分たちなり
はデュードリジエンスで十分自分たちなりの調べ
をする、たしかそういう幾つかのことを言われた
と思いますので、それがきっと、いわば条件と思
います。

○西田(猛)委員 条件のことをお聞きしたのじや
なくして、その条件をどのように担保していると
國務大臣「それは住信のやることでしよう」と呼
ぶですから、住信としてはどういうところを見
てどういう判断をされると大藏大臣はお思いにな
られますか。

○吉澤国務大臣 いや、それは政府が進めていた
対策を外国から見ると、この合併を促進したら構
造対策に逆行するじゃないかとさっきおっしゃつ
たように聞きましたから、やはり合併とかいうこ
とはいわゆる再編成に資するものではないかと
思つて申し上げました。

それから、今私、三つの条件と申し上げました
が、先ほど申し上げた三つでござります。ですか
ら、弊社はこれを前提条件として着実に検討を進
めてきたとございますので、これが住信が必要と
される条件だと考えてよろしいと思ひます。

○西田(猛)委員 もう何度も本会議でも委員会で
も話題になつていますけれども、本当に長期信用
銀行が債務超過でないのかどうかという議論もま
だ残つておりますし、そういう中で長銀が住信と
合併することが、今大臣おっしゃつたように構造
改革に資するんだということは、私ちょっととわか
らないのですね。

市場があつて、先ほどもある委員の方から質問
がありましたがけれども、先にマーケットで、例え
ば長銀株がターゲットになつてどんどん売り込ま
れでこういうふうな結果になつた、これは市場が

○西田（猛）委員 長銀の問題、これは非常にデリケートな問題ですから、長銀自体が、今大臣もある言つておられるように、形もなくなり、名前もなくなる。何かスピリットが残る、こういうふうなお話でしたけれども。それは別にいいのかもしれません。

しかし、私たちは長銀が残るか残らないかといふことを言つてゐるのじやなくして、やはりマーケットが、消費者がこれから判断していく、そういう自由で透明で公正な経済社会をつくっていくにおいて、疑義が残ることはやらない方がいい。この処置の方法はやはり疑義が残るんじやないかなということを申し上げているわけです。そこに、ましてや五千億とも一兆円とも言われる税金が絡んでいるわけですから、ここは全国民に対して事細かにきめ細かな説明を一つ一つしていく必要があるでしょう、そういうことなんですね。

もしそれが結構だと今おっしゃるのであれば、この処置について一抹の疑義もないとおっしゃら

○西田(猛)委員　さらに、国民の皆さんができるだけ长期信用銀行と、それから住友信託銀行の合併などについて、果たして公的な関与がどうなっているのか、なぜそこまで秘密裏に、そして急に進めなきやいけないのかということなんですか

いうふうに住信はお考えになるだらうかといふことを大蔵大臣にお聞きしたのです。

それで、大蔵大臣は今、長銀が住信と合併するところが構造改革に役立つというふうにお話しになりました。それはどういう意味なのかをお聞きしたいのです。

というのは、長銀が七千五百億円もの償却をす

ら、残念ながらアウトと言わわれているのですね。そうしたら、それは企業であれば残々と、破産法であれ、それからいろいろな法律で、破産法理で処理されていくべきものなのでしょう。それをあって公的資金を注入して残していく、そして合併させる。これはやはり構造改革に反する、構造改革に反するどころか、ああ、やはり日本はこうい

○宮澤国務大臣 こういうふうに申し上げたらい
いかと思うのですが、長銀当局者としては、今まで
さにおつしやるよう、破綻して野たれ死にする
方法もある。それもありますが、日本のためにも
世界の金融秩序のためにもそれはとるべき道でな
い。したがって、身を捨ててこういう方法をすべ
りますか。

きじやないがと。

それがリストラ計画でございますが、政府は、そのリストラ計画を見ましたときに、確かにそれはそうであろう、社会的なコストが余りに大き過ぎる。それに対し、仮に申請があつて公的資金を導入するということが、合併ということでその状況を回避することができるのであれば、それはそこ普通の言葉で言えば費用対効果、コストとベネフィットの関係から見てそれは一つのやり方ではないか、こう考えることもまた私は一つの考え方としています。

○西田(猛)委員 今の論争の中、私は、構造改革を進めていく上で、公的な関与、資金が必要となることはあると思うのです。そういう場面は当然あると思います。しかし、どこにどういう時期で公的資金を、あるいは公的関与をしていくかだと思うのですね。

そこで、きょう、お忙しい中、日本銀行総裁にも来ていただきしておりますので、ひとつお伺いしたいのですけれども、最近、日銀の資産規模が非常に膨らんできております。貸借対照表の資産規模が九十一・五兆円、これは九八年三月期の数字でございます。過去一年間に二十九兆円増加いたしましたして、一・五倍になつてきております。その中にはいろいろ、無担保の日銀特融が三・一兆円、それから個別の企業のロマーシャルペーパーの買いオペが三兆円などございまして、いろいろな問題含み資産が、日銀の資産のふえたうちの三分の一をも占めております。

日銀の財務状況、今のところどのような状況になつておるか。国民の皆さん、は、わかつておられる方は、日銀大丈夫かなといふふうに思つておられる方もいらっしゃいますので、総裁の方から資産状況について少し御説明いただけますでしょうか。

○速水参考人 本年七月末の日本銀行の資産規模は七十二兆円でございます。このうち、いわゆる特融の残高は一兆七千億円。七十二兆円に対しまして銀行券は四十五兆円ぐらい発行しているわけ

でございますが、このほかに、資本金一億円、引き当て勘定一兆七千億、準備金一兆千億、こういうものを持っております。

特融をいたします場合には、私どもは、大蔵大臣からの依頼に基づきまして、四つの原則に基づいてこれを査定して政策委員会で決定することになります。

く、回収可能と見込まれる場合に限つて、財務の健全性をも考えながら出すものであります。

いくために必要であるというふうなことの判断でございます。

このことは私は非常に重視しておりますし、どこの銀行を救うためというようなことよりも、むしろ一番先に考えることは、金融システムリスクを回避するということが大事なことだと思いますし、その間のつなぎ資金というふうにお考へいただいたらしいと思います。

○西田(猛)委員 総裁、ありがとうございます。臣、先ほどもある委員が言つておられました。要した。

時間が来ましたので終わりますけれども、大臣、先ほどもある委員が言つておられました。要した。

する中で公的資金を投入することはあり得べし。

しかし、どこへ投入するか。個別の企業体に投入するに、我々が考へているのは、構造的な改革を

する中で公的資金を投入することはあり得べし。

しかし、どこへ投入するか。個別の企業体に投入するのじゃなくして、今総裁が言われたような日銀特融をする、金融のシステムリスクを回避するため、その日銀特融が十全にできるよう資金を投入していく、あるいは預金保険に入

していく、そこをやっていくべきだと我々は主張したいのです。

以前、自由党の鈴木委員の質問に対しても大臣は、何日もつと思われますかというふうなことをおつしやいましたけれども、それはもつようにしていい、そのため公的資金を投入するのだといふことが我々の考へであり、我々の答えでありますので、こういう日本の構造改革、金融秩序の維持の方法もあるということを今後ともお考へいただきたいと思いますが、もし、コメントがあれば

お聞かせ願いたいと思います。

○宮澤国務大臣 それは破綻前の問題と思います。破綻をしてしまいますと、三十八条には限りません。

特融をいたします場合には、私どもは、大蔵大臣からの依頼に基づきまして、四つの原則に基づいてこれを査定して政策委員会で決定することになります。

時間が来ましたので、これで終わります。

○西田(猛)委員 私は今、長銀のことを言つていませんでした。

次に、春名真章君。

○春名真章君 日本共産党的春名真章でござります。

最初に、宮澤大蔵大臣に、きのうの新聞です。

れども、「報道二〇〇」の世論調査が出ました。それで、長銀への公的資金投入について、賛成といふ答えが一七・四%、反対が七七%という数字でござります。

審議が進むほど反対がふえているのかな、こういう印象も受けるわけですが、政府は、なぜこれくらい国民の理解をこの問題で得られないかなどお考へなのか、そのあたりの意見をお聞かせいただきたいと思うのです。

○宮澤国務大臣 それは、国内における、あるいは国際における金融のシステムリスクということの御理解が、いかにも国民の立場からいうとどういうことかわからない。起こった危険はわからりますが、起ころかかもしれない危険の予測というものは、無理もないことですけれども、何かオオカミ少年のような受け取られ方をする。それは実際あることだと思いますね、皆さんにおかれましては、その評価は違つておるわけですから。それが先に一つあると思うのです。

そこで、それを防ぐ、国民の金を一片なりとも借りてやることがそんなに大事なのかなということがまずあって、それと今度別に、何かそれが一つの私企業に投ぜられるのではないか、その救済ではないかということがまた大きな疑問である。

この二つの解明が、私どもの努力が足りないのだと思いますけれども、事の性質上、起ころかもし

れない危険を防止するということのコストはなかなかわからぬことであると思います。

〔委員長退席、村田(吉)委員長代理着席〕

○春名委員 今二つの要因があると言われました

が、そういう要因が解明されるほど反対が多くなつてきているというのが私の印象であります。

そこで、少しお聞きをしたいと思います。

○春名委員 お答えいたしました。

現在、有価証券報告書のこととの三ヶ月期の分をござらんいただきますと、資本勘定が載つてゐるわけですが、七千五百億円、P.L勘定で落とします。一方、本店の売却その他で入つてくる方のお金もございます。これを差し引きした金額は、結局資本勘定で落とさざるを得ません。そういうたまますと、その資本勘定が従前に比べるとかなり過少になるということだと思います。

○春名委員 いろいろおつしやいますけれども、長銀は、もうこの間議論してきているとおりですけれども、日本リースへの貸し付け二千五百億円、日本ランディングク千百億円、エヌイーディ一千六百億円を放棄する、それ以外の貸出資産の処理を合わせて七千五百億円を九月の中間決算で全額前倒しをする、それで引き当て処理を実施する、そういう一連の処理の中で自己資本比率が低下をする、だから早期に公的資金を投入したいと要するに、この一連の流れは、不良債権となつてゐる関連ノンバンク三社への五千二百億円もの債権を放棄するというところに大きな原因があるということは、もう御存じのとおりであります。

そのために、過少資本を解決する、公的資金を投入するということにならざるを得ないということを言っているわけですね。だから、だれが見ても、この穴埋めのために、はい税金投入という安いやり方をなぜやるのだろうかという疑問の気持ちを持つのは当然だと思います。

これまで長銀は、日本リースに千九百七十三億円、円、日本ランディックに千九百九十一億円、日本ランディックに千三百五十三億円、合計四千八百十七億円もの支援を行つてまいりました。今回の処理でさらに五千二百億円の貸付金の放棄を行つて

いうことになります。みずから体力もままならない事態の中で、約一兆円もの資金援助を行うといふことがやられようとしているわけであります。長銀が系列のノンバンク三社に対して幾ら債権放棄するか、これは公的資金投入額と直結せざるを得ない、こういう流れに当然なるわけであります。

だとすれば、大蔵大臣に改めてお聞きをします。長銀のこの三社に対する債権回収を強力に、真剣に行わせる指導こそ、今政府がやらなければならぬ一番の責任ではないでしょうか。その点、お答えいただきたいと思います。

確かに、何の理由もないのに債権を単に放棄したり、あるいはそれを帳簿上から償却するということは、これはその会社にとっては大変いけないことだらうということはもう当然のことのございます。

ただ、本件の場合は決してそういうことではございませんで、これは、住友信託との合併交渉が進む中で、当事者間がそういうことになつてゐるわけでございまして、その合併が実現いたしますと、我が国の金融システムの安定などなどに大変寄与するところが大きいということから、そういうことになつてゐるんだろうというふうに存する次第でございます。

○春名委員 今回の公的資金を申請すると言われている理由は、七千五百億円を前倒しであれする

ということですね。それで、そのときに、その多くは五千二百億円の貸し付けを放棄するということを言つておられるわけですね。だから、だれが見て易なやり方をなぜやるのだろうかという疑問の気持ちを持つのは当然だと思います。

○日野政府委員 関連ノンバンクの再建計画についても、これまで長銀は、日本リースに一千九百七十三億円、日本ランディックに一千三百五十三億円、合計四千八百十七億円もの支援を行つてまいりました。今回の処理でさらに五千二百億円の貸付金の放棄を行つて

いうことになります。みずから出発をするわけでございます。ですから、この五千二百億円を本当に放棄をしなければならないのか、そして、債権は回収できないのかどうか、どれくらいできるのか、やらせる努力、そういうものをまず本格的にやつて、改めてそういふ問題が出てくるんじゃないんですか。私は、すぐ入れます、それありきだからこそ怒りが広がつてゐるんだと考えるわけであります。

そこで、昨日、参考人質疑が行されました。三社の経営、長銀の経営、いかにすんなものかといふその一端が明らかになつたと私は思つんであります。

政府としての対応を改めてお聞きをしておきたく思うのですけれども、なぜ長銀が三社への五千二百億円もの債権を放棄しなければならなくなつたのか、どこまで三社の実態を皆さん把握されてゐるのか、現時点での情報を報告していただきたいと思います。

○日野政府委員 繰り返しになつて大変恐縮でございますが、この関連ノンバンク向けの債権を含む不良債権の抜本的な処理といいますのは、あくまでも長銀の経営改善策の一部ということになつてゐるわけでござります。また、この経営改善策をとらなければ、合併も恐らく成立しないだらうということだらうと思ひます。

したがいまして、この長銀による資本注入の申請というのも、この不良債権の処理に伴つて同様に承知しております。

○春名委員 答えてほしいのですけれども、どういふふうに承知しております。

九八年の三月のこの有価証券報告書をつぶさに見ました。その中に、固定資産という項目の中での固定化営業債権という言葉が出てくるのです。こ

果たさなければ、公的資金投入の前提が崩れることがあるのだと思います。ただ、御案内のとおり、関連ノンバンクの再建計画については当事者間で話し合うべきものであります。既に住専の方向が、先に公的資金投入、申請が来たらすぐ入れます、それありきだからこそ怒りが広がつてゐるんだと考えるわけであります。

○日野政府委員 関連ノンバンクの再建計画につながるものだと思います。ただ、御案内のとおり、関連ノンバンクの再建計画については当事者間で話し合うべきものであります。既に住専の方向が、先に公的資金投入、申請が来たらすぐ入れます、それありきだからこそ怒りが広がつてゐるんだと考えるわけであります。

○春名委員 当事者間でやるんだというふうなのは当然ですよ。当事者間でやるのは当たり前のことでですが、しかし、あなたの検査は、今生きている検査の作成要領というのは、その六十一番に関連会社の状況というのもつかむと、長銀を通じてですかども、そういうことになつてゐるじゃありませんか。だから、どうなつてゐるかというふうなことをつかもうと思えばつかめるわけであつて、そんな無責任な発言は許されないとおもふ。どんな乱脈をやつても、その経営責任は何も問わないで公的資金投入ということになつてゐるわけですが、この関連ノンバンク向けの債権を含む不良債権の抜本的な処理といいますのは、あくまでも長銀の経営改善策の一部といふことになつてゐるわけでござります。また、この経営改善策をとらなければ、合併も恐らく成立しないだらう

ことだらうと思ひます。

○日野政府委員 繰り返しになつて大変恐縮でございますが、この関連ノンバンク向けの債権を含む不良債権の抜本的な処理といいますのは、あくまでも長銀の経営改善策の一部といふことになつてゐるわけでござります。また、この経営改善策をとらなければ、合併も恐らく成立しないだらう

ことだらうと思ひます。

したがいまして、この長銀による資本注入の申請というのも、この不良債権の処理に伴つて同様に承知しております。

○春名委員 答えてほしいのですけれども、どういふふうに承知しております。

九八年の三月のこの有価証券報告書をつぶさに見ました。その中に、固定資産という項目の中での固定化営業債権という言葉が出てくるのです。こ

果たさなければ、公的資金投入の前提が崩れることがあります。そのことをもう一度きちつとお話しします。だからこそ怒りが広がつてゐるんだと思います。ただ、御案内のとおり、関連ノンバンクの再建計画については当事者間で話し合うべきものであります。既に住専の方向が、先に公的資金投入、申請が来たらすぐ入れます、それありきだからこそ怒りが広がつてゐるんだと考えるわけであります。

○日野政府委員 関連ノンバンクの再建計画につながるものだと思います。ただ、御案内のとおり、関連ノンバンクの再建計画については当事者間で話し合うべきものであります。既に住専の方向が、先に公的資金投入、申請が来たらすぐ入れます、それありきだからこそ怒りが広がつてゐるんだと考えるわけであります。

○春名委員 えらい客観的なことを言つてお

ますけれども、まさにそうだと思いますよ。

そういう問題を放置して公的資金を投入するとい

うことにつながつていくわけだからさう私は問

題にしているわけでありまして、そういう客観的

お話をではなく、断固たる調査をするとか努力

をするとかいうことを言つていただきながられば實

任せは果たせません。

それで、私は、昨日同僚議員の木島議員が明らかにした、日本リースが事実上所有しております。沖縄県恩納村のリゾートホテルのことについて、きょうう蔵相にお話ししたいんですね。

きょうの新聞にも少し出でておりますけれども、この恩納村にあるリゾートホテルは、鉄筋コンクリート地下一階、地上十三階建てです。昭和六十三年六月三十日に日本リースが所有権保有登記を行っています。平成八年の二月二十八日に、日本リースが債権保全と債権の流動性を高めるためにつくったと言われている会社の一つで有楽町リゾート開発というのがあります。この有楽町リゾート開発に所有権が移っております。驚くことに平成十年、ことしの八月二十七日、わずか今から五日前でそれとも、長銀が、突如根抵当権を極度額百九十億円で設定をし、仮登記をしていました。昨日、このことを木島議員が追及をいたしました。

これだけの物件を、昭和六十三年からいえば丸々十年間全く無担保で放置をし、そして国会に呼ばれることになって仮登記を慌ててつけています。どうな様子がありありでござります。ですから、本日付の新聞も、招致決定の日に抵当権、これは貸したことによる長銀の責任がないかといえば、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようです。ただ、それは言つてみればもう一つ先のこと当権を設定ということで、重大だという見出しきつけているわけであります。放漫経営と長銀がまじめに債権を回収しようといふような気持ちはかけられないということを示す一つの例ではないでしょうか。さもなくば、このリゾートホテルを日本リースは借金なしでつくつて經營するほどの豊かな財力を持つているのかということもなります。

大蔵大臣、こういう現実がきのうも議論され、明らかになりました。調べてみますということを社長さんはおつしやいました。こんな問題が今やみに葬られてはならないと思うんです。

個別事案に答えられないとよくおっしゃいます

けれども、事はこういう問題ですので、ぜひ大臣

大臣先頭に、こういう問題が目の前で問題にされているときに手をこまねいて公的資金の申請のそ

れを待つ、そういう態度は厳に戒めて、断固たる姿勢で臨んでいただきたいと私は思いますけれども、この問題について、今初めてかもしません

けれども、どういう印象をお持ちになるでしょうか。どうでしょうか。

○宮澤国務大臣 それは、不正があるとか背任があるとかいうことであれば、これはもう問題なく

それとして処断されなければならぬわけですが、ノンバンクは文字どおりバンクでないわけではございませんから、銀行法の適用を受けるわけではありません。そういう意味での調査権というものは恐ら

く政府側にないのだと思ひます。ただ、おっしゃつてしていることを考えますと、あの時代にやは

りそのノンバンクも、言つてみれば本当にかたぎの商売さえしていればそんなことはならなかつたわけで、そこはもうきっとそうだろうと私も思

うのです。

ただ、それはノンバンクの出来事で、独立の法人の出来事でござりますから、そういうところに

貸したことによる長銀の責任がないかといえば、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいません。

○春名委員 先のことではないのです、これは。

長銀の融資でやっているのじやないかといふこと

ももちろんありますし、根抵当権の話も今しまし

うよなことがもし発見されたならば、私どもいたしましては、必要に応じて法令のつとり適切に対処していきたいと思います。

また、一連の流れの中で公的資金を注入される

わけですから、金融危機管理審査委員会において審査の過程で私どもに対しましてそういうことについてもし御要求がございましたなら、それぞれ必要に応じた御説明を行つていただきたいと思っております。

使するのかは皆さんの方が詳しいと思うのですけれども、こういう問題を放置することは絶対にできません。

それで、長銀のこういう融資のあり方などの考え方から見ますと、私ちょっと長期信用銀行法を読んでみましたが、第七条、ありますね。長期信

用銀行は、長期資金に関する貸し付け等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るために、確実な担保を徵し、または分割して弁済させる方法をとるなどの考

慮の考慮をしなければならない。担保を微しく政府側にないのだと思ひます。ただ、おっしゃつていることを考えますと、あの時代にやは

りそのノンバンクも、言つてみれば本当にかたぎの商売さえしていればそんなことはならなかつたわけで、そこはもうきっとそうだろうと私も思

うのです。

ただ、それはノンバンクの出来事で、独立の法人の出来事でござりますから、そういうところに

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいません。

○日野政府委員 お答えいたします。

まず第一段の御質問でございましたが、これは個別行の問題でござりますので、お答えは差し控えさせていただきたいと存じますが、しかし、検査によって私どもはその内容ができるだけ明らかにしていきたいと考えております。

また、もし今御指摘がありましたように長期信

用銀行七条に違反するような事例があつたといふようなことがもし発見されたならば、私どもいたしましては、必要に応じて法令のつとり適切に対処していきたいと思います。

また、一連の流れの中で公的資金を注入される

わけですから、金融危機管理審査委員会において審査の過程で私どもに対しましてそういうことについてもし御要求がございましたなら、それぞれ必要に応じた御説明を行つていただきたいと思っております。

〔村田(吉)委員長代理退席、委員長着席〕

○春名委員 もしかしたら法律に違反するような事態、そういうところの乱脈経営に公的資金でしりぬぐいするということになりかねない、そういう問題だということでありまして、私は、この点を明らかにするために、次の三つの資料を要求されで、長銀のこういう融資のあり方などの考

え方から見ますと、私ちょっと長期信用銀行法を読みましたら、第七条、ありますね。長期信

用銀行は、長期資金に関する貸し付け等に基づく債権については、その特殊性にかんがみ、その保

全及び回収の確保を図るために、確実な担保を徵し、または分割して弁済させる方法をとるなどの考

慮の考慮をしなければならない。担保を微しく政府側にないのだと思ひます。ただ、おっしゃつていることを考えますと、あの時代にやは

りそのノンバンクも、言つてみれば本当にかたぎの商売さえしていればそんなことはならなかつたわけで、そこはもうきっとそうだろうと私も思

うのです。

ただ、それはノンバンクの出来事で、独立の法人の出来事でござりますから、そういうところに

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいましたが、長銀の方々も全く責任なしとは言つていらつしやらないようですね。

貸したことによる長銀の責任がないかといえども、昨日も言つていらつしやいません。

○日野政府委員 お答えいたします。

まず第一段の御質問でございましたが、これは個別行の問題でござりますので、お答えは差し控えさせていただきたいと存じますが、しかし、検

査によって私どもはその内容ができるだけ明らかにしていきたいと考えております。

また、もし今御指摘がありましたように長期信

ります幾つかの条件に沿わなければならぬといふ性格を持っておりますので、したがつて、長銀銀行としてはこの条件を満たさなければならぬといふ必要を感じておるのではないか、これは想像でございますが、先ほど長官のお話から私は推察いたしました。

○春名委員 答えに全然なつてないわけでありますて、住專のときの対応と今問題になつてゐることについて態度が違うのじやないですか、言えれば、姿勢が後退してゐるのじやないですかといふことを申し上げてゐるのでございまして、そのことに対する責任ある御答弁をいただけませんんで

すか、不公正なことはございません。
一方で、多数の中小業者、国民は、ローン地獄
や債務返済に血のにじむ努力を行っているわけ
ありません、一方は回収の努力もしない、債務者
は許してもらう、かわりに公的資金を投入して
らう、こんなことは国民の理解を得ることにはじ
めます。よろしくおねがいします。

回、行政的な一つの需要がある、そこに行政を止めめる必要性があるという認識のもとに、行政の地位組みの中でこの権利関係を調整する、そういう仕組みを置いたわけでございます。

○春名委員 住信の条件というのは正當受け取らないとか、そういうことがこのされて、これがどういうことを意味するされました。そういうことがありました。とによって、これがもし強行されれば、事例をお話ししましたけれどもやみれる危険性もあるし、国民の税金投入とがこういう形でやられるということに、ひ考えていただきたいと思っています。

こうした政府の態度は、私は住専のと

○宮澤国務大臣 何度も申し上げておりますが、問題となった金融機関は、実のところ、やがて消滅をする。それは、責任者がみんなそういう責任を感じておるわけでござりますから、一企業をどうこうしようとしているのではありませんで、たびたび申しますが、日本の金融のシステムクリスクを救わなければならないと考えておるわけです。

うしてもならないと私は思います。貸し手も質な借り手も、モラルハザードを拡大していくことになりかねないと私は思うのです。そういうとを政府はおやりにならないで、真剣な検討をさせたいというふうに私は思っております。

それで、もう一つ大きな、今回の法案の中でも聞いておきたいことがござります。

こうしたなかなか国民の理解を得られない処理策を、後ろ盾となつて支援していくこうといふものが、今回提案されている例えは臨時不動産問題権利調整委員会の仕組みなどではないかといふ

事後に、事後的ですけれども、税務当局が今御指摘になられたような税制上の措置をするというふうなことは、大いにあり得るわけですけれども、今度の在宅行政上の仕組みの中では、せっかく行政がそういう仕組みをもつて介在をしてこの調整をするということであれば、事前的に、民間人の場合には事後的なのですが事前に同様の、全く同じ税制上の措置を与えるということにすることが適当なのでないか、こういう考え方でこういう仕組みを要いたという次第であります。

ても少し違うような気がするんですね。住専のところの政府の姿勢で、これがすべてということではありますけれども、橋本當時総理大臣が、金融問題等に関する特別委員会九六年五月二十八日で、こういうふうにおっしゃっています。まさに「財政措置を伴うものなんですから、弁済が可能なのにもかかわらず弁済しないといった債務者がありますなら、それは決して許さず、その責任を厳しく

ミックリスクを起こさないということをずっとおっしゃりますけれども、あなた方は債務超過ではないとこの間言つてきました。そうであれば、債務超過ではない履行は起こりませんし、システムリスクも生まれようにならない、生まれないということもこの間議論されてきたことございます。そういうにしきの御旗を掲げて、こういう今の突きつけられている大問題について一つ一つ真摯に解明もし、國民の理解を得るという姿勢が非常にあいまいなま

危惧を私は持つておりますまして、ここからは国士館長官にもお伺いしたいと思っておりますけれども、まず、この権利調整委員会についてですけれども、債権者の債権放棄による損失の額の損益算入による無税償却、それから債務者の債務免除の繰越欠損金との相殺、これによる税制上の措置、こういうことが調停、仲裁によつてとらわれているとということを何度も説明をお聞きしま

れば、当委員会でも講論を繰り返しされてきましたが、司法の場でやることが十分可能ではないでしょうか。なぜこれをつくる必要性が、必然性があるのかということが、私は今の御説明でも十分納得しかねます。

そこで次に、時間もありませんのでお聞きしておきますけれども、今壇壇になつてゐる土地、今回調停にかけられる対象となるであろう土地、そういう土地はバブル経済の乱脈経営の後遺症だ

く追及してまいります。」ということを言われ、貸し込んだ各企業に対して、御存じのとおり、住宅金融債権管理機構も設立をし、現在、債権回収も進めていることがやられています。

まであるということを私は指摘せざるを得ませ
ん。
その当時の大蔵大臣もこう言つてゐるんです
ね。債務者に對して財産隠しなどを絶対に許さ
ない。

そこで、あえてなぜこのような機関をつくり、このようなことをやる必要があるのかがどうしてもなかなか私は理解できません。それで、長官にこの点について御説明をいただきたいと思うのです。

ということは、もう御存じのとおりです。この辦理を無税でやれるような仕組みになっていく、佛金棒引きという形にもなっていく、喜ぶのはどうだろうかということを私は考えてみました。権利

これは、政府自身が借り得は許さないといふ立場だつたと私は理解するのですけれども、この立場は今お捨てになつたのでしょうか、そのことをお答えいただきたいと思います。大蔵大臣、どうぞ。

す、徹底してその回収に努める、その回収の実を上げることによって国民の御負担が極力少なくして済むように努力をしなければならない、そういう責任を政府は負っております、当時の久保大蔵大臣の答弁でございます。

○柳沢国務大臣 まず第一に、委員も認識を共通にしていただけたと思いますけれども、不良債権返済の直接償却というものが必要なのです。その直接償却がおくれている大きな原因の一つに担保不動産す。

○宮澤国務大臣 何度も申し上げますとおり、このたび政府が考へておりますことは、「企業の損得」というようなことを考へておるわけではございません。

借りたものは返すというのは世の大原則でございます。住専から借りた企業は返済を迫られる、日本リースから借りたものは免除されるなどになれば、これほど不幸なことはないといいます。

産の問題がある、その不動産をめぐって複雑な権利関係があり組んでいた、なかなかこれが解きほぐせない。したがって、この直接償却になかなか至らない。こういう現実がありまして、これを会

暴騰が始まった八五年ごろからバブル崩壊の九〇年までに地価は約三倍、この間、都銀、長信銀、高は四十三兆円という数字が出ております。物すごい規模であります。特に共犯としてバブルに踊ってきたのは銀行業界とゼネコンであることは、よく御存じのとおりです。今、その後始末も共同でやっているといいますか、そういう事態になつてあるといふことも御存じだと思うのです。

例えば、飛島建設への富士銀行の強力な参入という問題があります。

飛島は、九〇年までに三十七カ所ゴルフ場を建設して、カリブ海での高級リゾート開発、ニューヨークのスタンホープホテル、インターベンチナルホテルの買収、運営など、不動産の投機的な買収に次々手を出したのですね。経営危機に陥った飛島にメーン銀行の富士が副頭取を会長に送り込んで三度の再建計画を策定して、その結果、グループの負債の大半を棒引きにして本体を生き残らせるというふうなことが言われているわけでございます。その結果、金融機関が新たにこらむことになった損失は四千七百億円というふうにも言われていて、膨大なものでございます。

銀行と大手ゼネコンは共犯者としてバブルをつくり出してきたけれども、今もまさに一心同体でこれをやっているわけですね。飛島以外にも、大手、準大手と言われるゼネコンに次々と銀行幹部を送り込んで経営再建を進めている。元第一勧銀取締役の立松さんという方、今はハサマの副社長さん、私は銀行による支援の証拠品でございます。というふうにも言つていらっしゃるような状況です。

ですから、こういう委員会ができますと、お互いに利益を得るような、談合的と言つたら失礼かもしれないけれども、そういうやり方が行われる危険性を私は感じてしようがないわけであります。そういうことはない、こういう今の状況の中

でそういう事態にはならないということが言えるのでしょうか。そのところをお答えいただけますか。

○柳沢国務大臣 今委員はいろいろ具体的な事例をお取り上げになられて質疑をなさつたわけでありますが、私は、これらの具体的な事例について云々ですが、私は、これらは具体的な事例について云々するという能力も立場でもない、このように思つておりますので、それを離れて一般論として御質疑にお答えさせていただきたい、こう思いました。

私もが今度のスキームでやらんとしていることは、要するに債務者、債権者ともにお互いにメリストがある、債務者の方も、一定の債務を免除してもらう等のことによつて自分たちの企業の再建を図る、そして債権者の方も、その企業の再建という中長期的な目標を達することによって、残余の、多分残余の債権があるわけですが、そういったものについての回収の機会、弁済可能性といふものが高まっていく、こういうことを考えているわけであります。

しかも、その合意というものは、例えば調停でござりますと調停委員会が介在するわけであります。が、その調停委員会が見届けるところの合意といふのは、あくまで公正、妥当、遂行可能でなければならぬ、こういう法的な枠組みを持っております。したがいまして、その結論においては、いたずらに一方的な利益を供与するとか、あるいは隠れたりいろいろな取引を行うとかというようなことは、公正さ、妥当さといったようなことできちつとチェックされるものだ。こういう仕組みになつてゐることをせひ御理解賜りたいと思いま

○春名委員 時間が来ましたので、またの機会に議論できればと思います。

○相沢委員長 以上で終わります。ありがとうございました。

○秋葉委員 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社民党中央委員会の秋葉でございます。

質問通告の中には入つておりますが、最初に入つておりますが、こういったことについてどういうふうにお考えになつておられるのか、まずその点についてお考えを伺いたいと思います。

○柳沢国務大臣 十分な情報がございませんが、ニューヨーク株の大暴落というニュースですが、ニューヨーク株の大暴落といふニュースですが、私は、これらは具体的な事例について云々するというふうにお考えになつておられるのか、まずその点についてお考えを伺いたいと思います。

○柳沢国務大臣 お尋ねがございませんので、むしろ秋葉委員の方がお詳しいのではないかと思いますけれども、グリーンスパンが何度も何度も警告をしておりました事態が、それもあり急激に申しませんが起つておる。恐らくこれで最高値から二割くらいの下落になつておるかと思いますが、たびたび警告がございますから、何かパニックになるとかいうことは多分ないのではないか。

いずれにしても、ロシアの行く末がまことに、政治的にもとんど、わからぬことになりましたので、主としてそういうことであつと先が見えなくなつておるということではないかと思つております。

○秋葉委員 今のお答えの中に示唆的に含まれておられますけれども、よく總理初め、これは橋本内閣時代から一つの目標として掲げられていたことですが、日本発の世界恐慌は起こらないんだという言葉がよくございました。

あたかも、そのことが例えれば今回の不良債権処理の大目的であるかのようなら方をしておりませんけれども、ニューヨーク株の動きを見ても、必ずしもそれが日本発かどうか、ロシア発かどうかといふところが大事なのではなく、そもそも世界的に連鎖をしていくこのシステム全体をどう運営するかというところが大事な点なのではないか。それをあえて日本発というところに結びつけてしまうというところに、少々視野の狭窄といふことがあります。

○秋葉委員 ありがとうございます。お話しを聞いて、仮に日本の状況がもっと悪くなつた場合、大手の破綻が続いたような場合にも、問題なのは、そのこと自体を、今おっしゃつたニューヨークの株式前にそういう注意があり、それに対する影響は、ある程度といいますか、十分な影響を与えておりましたことは御承知のとおりです。それが実はハーバードのガルブレイス教授の長い間主張されてきたことですけれども、要するに、仮に恐慌と言われる状態が起つたにしろ、パニックを避けることによってその先の展望を図ることが大事である。こういうふうにおっしゃつておられるわけですが、その点が國らずも今の富澤大蔵大臣の御答弁の中に含まれていたような気がいたしますが、その二点について御感想を承ればと思います。

○秋葉委員 もともと日本がこういう経済状況でありますことが東南アジア等々周辺に深刻な影響を与えておりましたことは御承知のとおりですが、アメリカは好景気でありますために、直接その影響は、最近になつて大分いろいろ話が出てまいつておつたところでした。そこへたまたまロシアの問題が起つりましたので、ここであちこちで連鎖し合つておられるというふうに申し上げるのが適当ではないかと思つております。

それから、確かにガルブレイスもそういうことを言つておりますのを気がついておりますが、昔と違いまして、失業とかいうことについてはセーフティーネットがかなり大きくておりまますし、預金者の保護も制度がございましたりいたしまして、昔のようなパニックなどいうことは多分避けられるであろう。しかし、それは申しましても、正常な経済運営が当分妨げられるということはどうも避けられないよう思います。

○秋葉委員 ありがとうございます。ともかく状況がかなり深刻であるという認識はある事態について、だから公的資金を導入するのもやむを得ないという議論になつておられるところですけれども、そこで、もう一步進め

すが、その前段として、それほど社会的影響が大きい、例えば金融機関の経営を預かっている皆さんの経営責任をもつと厳しく問うべきではないかといった声が非常に強い。今の日本の世論を考えても、そういった点があると思います。

その一環として、情報の開示ということですね。これはたびたびお答えを承っておりますけれども、大蔵大臣もこの情報開示について余り積極的ではない。二の次、三の次の問題として考えていらっしゃるような気がいたします。

例えば、私は、経営者責任の一環として、長銀なら長銀、もっとまともにこの情報開示の努力をすべきではないかという気がいたします。昨日の参考人の答えを聞いても、自分たちが当事者であって、その当事者が一生懸命頑張って現状を開しようとしているんだという意気込みがほとんど伝わってきました。

そこで、具体的にお答えいただきたいと思うのですが、例えば、長銀なら長銀、これは融資先が一万一千件か何かあるということなんですかとも、その融資先の一つ一つについて、例えば国会で頭取がその一つ一つについて全部説明をするところは、百時間というふうに概算をいたしましたけれども、百時間でも時間は足りないと思いますが、この場で一つ国民に向けてきちんと説明をし、その結果を官報に掲載をする。その努力を通して、その結果を官報に掲載をする。その結果を通して、その融資先の例えれば融資額、利息、返済状況あるいは事業の状況等について細かく報告をする、その姿によって実は国民的な納得やあるいは理解が得られるのではないかと思いませんけれども。まあ、それは極端だとおっしゃるのであれば反論もいたしますし、また別の方を考えていいんですけれども、そんな努力も行われていなさい。横着な姿勢で、自分たちは何もやらなくても税金を使って当然だというような姿勢が、表に見えている。そういう状況で本当に今の状況を開きができるというふうに大蔵大臣はお考えでしょ

うか。

○日野政府委員　お答えいたします。

長銀につきましては、住友信託との合併を前提とした抜本的な不良債権処理に伴いまして過少資本となることに対処するために公的資金の導入を申請することになるわけですが、金融監督庁といつたしましては、私どもが保有する長銀関係の情報開示につきましては、國民の理解が得られるよう努めしなければならないということはひしひしと感じております。

ただ、もちろん、これは開示いたしますと取引先への影響とか信用秩序の維持に与える影響というものがございますので、これはこういった点もよく考えながらこれからどうするかということを考えまいりたいと思いますけれども、差し当たり資本注入の申請がこの金融危機管理委員会になりますので、この委員会の場におきましては、私どもが検査で把握した情報等につきましては、できる限りその審査会の判断にコントリビュートしていくかと思いますけれども、差し当たってその目的を簡潔に述べてください。

○秋葉委員　大変不満足な答えなんですが、要するに情報開示の意味がまるっきりわかつてないんじゃないでしょうか。さらには、私が申し上げているのは、金融監督庁がこれは命令を出しても預金者の保護、金融システムの安定ということ

示さない、全くわかつてないということで、金融監督庁の職務そのもの、非常に怠慢じゃないかと私は思います。

金融監督庁の目的はそもそも何なのか、機能や目的は何なのか、第三条、金融監督庁長官、改めてその目的を簡潔に述べてください。

○日野政府委員　お答えいたします。

○秋葉委員　そうじやないでしょう。第三条、一番最後のところに書いてあるのは、「これらの民間事業者等について検査その他の監督をし及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。」監視でしょうね。さて、このところに書いてあるのが、こういうのがこういった問題についての基本的な原則だと思いますけれども、その原則がまるつきりわかつてない。国民感情からいえば、これはとんでもない話なのです。

例えば、今一万二千件の融資先について報告を

しろと言いましたけれども、先ほど言つた百時間というのは、一日十時間国会を開いて十日間、それだけ使つたとしても、一つの案件について三十秒の時間しかれません。でも、これをやることで六千億の公的資金の導入をするとすれば、一時間当たり六十億円ということになるんです。いいですか。銀行のやめた頭取が九億円退職金をもうらつて、それで、今度は税金から一時間当たり六十億円ともなるような金額を、これを出すと

いうときに、銀行の責任者、経営者が全く出てこない、出でてきて説明をしようともしない。横に寝ていて六十億円ばらもうけと言つたら言葉が過ぎるかもしれませんけれども、そういう感情を国民は持つていて。そういう国民感情があるときに、金融監督庁としてきちんと監督をしますといふことはあります。

しかも、この中には、この合併がきちんと法律にのつとつて、しかも経済原則にのつとつて、国民の立場から納得がいくものであるということを、金融監督庁としてきちんと監督をしますといふ言葉が一つも入っていない。この合併がいかに悪いかなどといふのは、それは別の、例えば大蔵大臣に任せておけばいい、よくはないんですが、仮にそうしておけばいい、よくはないんですが、仮にそういうふうに言つておきます。

金融監督庁が行うべきは、そういった大蔵主導で行われる合併について、国民の側の利益が本当に損なわれないかどうかということを検査監督することを主たる任務とする。監視でしょうね。そういうことを言つて、だれがそれでは一体国民の立場に立つてきちんと監視をすることが義務だと書いてあるじゃないですか。金融の安定はその結果としてあらわれることであつて、主たる目的は、国民の立場に立つた監視です。だから、監視監督だから監督といふ名前がついているのでしよう。そこを忘れてはいる。その点がこの委員会における答弁においても非常に何度もあらわれていますので、あえて注意を喚起しますが、文書としても同じような任務怠慢を犯しているんじゃないですか。

○日野政府委員　お答えいたします。

例えば、「住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について」という文書がございます、八月二十一日の文書。この中で、「両行の合併構想の具體化を着実に進展させるものとして、評価した」というふうに書かれていますけれども、これは判断ですね。監督ではありません。

それから、既にこの問題について、第四項では、「当院としては」「申請があれば適切に対応する予定である」ということではないのですが、この問題について、「わが国金融システムの安定に

に多いわけです。

この金融監督庁の検査は、事前に日にちがわかっている、あるいは今言ったようなこんな状態は変わってきたいるのかどうか、そのことをます

お聞きをしたいと思います。

○日野政府委員 検査の日時はあらかじめ予告いたしております。

○笹木委員 それで、アメリカの場合には、例えば二、三ヶ月常駐して、その検査官が勝手にファイルなんかも見て歩く。あるいは金融が非常に悪かったときには、でかい銀行に対しても一年間ずっといて調べている、そういうこともたくさんあつたと聞きます。こういったもつと濃密な検査にする、そういうような前提はあるのでしょうか、確認したいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

確かに、今お話をありましたように、米国においては、銀行に検査官を常駐させてその検査に当たらせておられるというふうに承知しております。ただ、我が国の場合におきましては、検査官を常駐させることができかどうか、あるいは私企業の業務活動の妨げとなるないかどうかなどの幾つかの問題点があろうかと思いまます。しかし、これからその検査を充実していくなければならないといふことは確かにございますので、いろいろこの金融検査の充実強化には努めてまいりたいと考えております。

○笹木委員 今、民間の金融機関の仕事の邪魔になるんじゃないとか、そういうお話をあります。公的資金もつぎ込んで何とか金融を再生させよう、その前提で今議論をこの委員会でもしているわけですが、不良債権の問題等、非常に把握がされていないくて、後手後手、小出し、そくなっています。あるいはお答えがあつたわけですから、官房長官にお聞きをしたいわけですねけれども、今お話をしました、もう資料も事前に移している、どこで

頭を下げるかも決めている、こんな情けない検査の体制を改めるために、もつとしっかりと常駐もして調べていく、そういうようなことを検討するつもりはないのか、官房長官にお聞きをしたいと

思います。

○野中國務大臣 お答えをいたします。

委員がただいま御指摘になりましたこととが過去にあったのかどうか、私は残念ながらよう確認をいたさないわけでございますけれども、少なくとも金融監督庁が新しくスタートをした意味は、過去のいろいろな経緯にかんがみてスタートをしたと思うわけでございます。それだけに、金融監督庁が持つ使命はまさに重いと思うわけでございまして、今後、その責任の上に立って、金融監督庁の機構、人員、各般にわたりまして金融監督としての機能が果たせるよう、私どももバックアップをしてまいりたいと考えております。

○宮澤國務大臣 過去においていろいろありましたことは私も存じておりますが、確かに私は変わってきたと思つています。これはやはり、昔同じ役所にいたからいつまでたつてもというふうにひょっとお思いになるかもしれません、そういうものじやございませんで、やはり新しい機構が出て、新しい長官のもとに仕事をすると、本当に、本当に変わりつります。世の中もきっとそれを求めてるんだと思いますが、人質的には非常に不自由をしておられると思いますし、もっと民間の人が来られたらいいと思いますが、確かに私はこれは変わつていいと思つて見ております。

○笹木委員 それと、これは実際の金融機関に働く方々が言われるわけですけれども、果たして役所の方が今金融の最先端のいろいろなことにについて理解をされておられるんだろうか、かなり疑問だ、そういう意見もたくさんございます。いろいろ調べてみると、この検査体制、例えば去年の段階でいうと、百六十五人の金融監督庁の検査部の中で、民間の方はわずか五人、公認会計士がわずか五人です。大蔵省から百四十九人、あとも他の省庁からの出向者。これで本当に検査になつてているんだらうか。アメリカが、金融が非常に悪い時期に一万人を超える検査官にしたわけですねけれども、二千人以上増員をしたわけですかれども、これはほとんどが民間の銀行での職務をやつていた方の退職者だったと聞きます。

○相沢委員長 これにて笹木君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

平成十年九月十日印刷

平成十年九月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D